

整備主任者(検査員) 研 修 資 料

法 令 研 修

令 和 8 年 度

【九州共通教材】

目 次

I 整備事業関係

1. 紙保適証廃止について	1
2. 記録事務代行って知っていますか?	2
3. 令和7年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について	4
4. 「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査等の実施結果について (プレスリリース)	9
5. 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします!	10
6. OBD 検査システムへの申請を行う整備事業者様へ	22
7. 認証又は指定変更届出を行った整備事業者様へ (OBD 検査システムの登録情報変更もお忘れなく!!)	24
8. 「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について	26
9. 指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について	28

II 指定整備事業関係

1. 指定自動車整備事業者の処分状況	37
2. 「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて	41
3. OBD 検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について	44
4. 電子車検証の同一性確認方法について	46

III 検査業務関係

1. 審査事務規程の第64次改正概要	47
・ 審査事務規程7-10の2 (ペダル踏み間違い時加速抑制装置)	
2. 審査事務規程の第66次改正概要	52
・ 審査事務規程7-110 (速度計等)	
3. 審査事務規程の第68次改正概要	56
・ 審査事務規程4-7 (審査の実施方法等)	
4. 審査事務規程の第72次改正概要	65
・ 自動車機構からのお知らせ (改造自動車届出制度の見直しについて)	
・ 審査事務規程4-4 (不適切な補修等)	
・ 審査事務規程4-13 (新規検査等の書面審査)	
・ 審査事務規程別添2 (新規検査等書面審査) ※一部抜粋	
・ 審査事務規程4-26 (保安基準第58条の3の規定による認定を受けた自動車の審査)	
・ 審査事務規程7-13 (緊急車線維持装置)	
5. OBD 検査の概要	89
6. 前照灯検査 (ロービーム計測) のお知らせ	96

IV

IV Q & A

1. 指定関係	98
2. 研修関係	105
3. 整備関係	105
4. 検査申請（窓口）手続き関係	108
5. 検査関係	109

V

V 参考資料

1. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表	115
2. 定期点検項目数・走行距離項目数一覧	116
3. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表	117
4. ディーゼル自動車の排出ガス測定について	118
5. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表	122
6. 保安基準適合証の交付の可否等について	124
7. 【整備工場コード】お知らせ	125
8. 重量税額照会システムのお知らせ	126
9. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて	128
10. 完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に 係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）	130
11. 受検者の皆様へ（事故注意喚起）	133

VI

VI 自動車の登録・検査手続きの DX

※九州運輸局HP非掲載資料	136
---------------------	-----

VII

VII 検査員の皆様の負担低減活動 ～保安基準適合性の判断事例について～

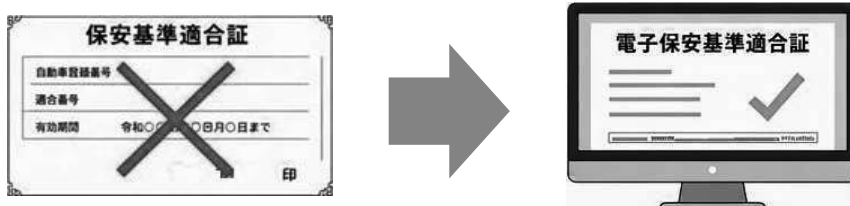
.....	142
-------	-----

I 整備事業関係

1. 紙保適証廃止について

【重要なお知らせ】紙保適証廃止について 国土交通省

令和10年(2028年)1月から、
「紙」の保安基準適合証の取扱いは、原則“廃止”され
「電子」の保安基準適合証のみの運用となります



■「紙」の保安基準適合証をお持ちの方へ

- 「紙」の保安基準適合証の取扱いが原則廃止されますので、在庫を多くお持ちの事業者の皆様は、計画的なご使用をお願いいたします。



■「電子」の保安基準適合証の利用登録がお済みでない方へ

- 「電子」の保安基準適合証を利用するには、事前に利用者登録の手続きが必要です。お早めに利用者登録のお手続きをお願いいたします。
- 電子保安基準適合証の利用登録後は、OSS (ワンストップサービス)の利用申請を行うことで、OSSによる継続検査の利用が可能となります。

くわしくは、電子保適証の利用手続き → 整備振興会
OSSの利用手続き → 整備振興会又は行政書士等
へお問い合わせください。



■記録等事務代行制度

- 記録等事務代行制度を利用することで、支局へ出向くことなく、自社で自動車検査証の更新が可能となります。

くわしくは、各運輸支局整備部門へお問い合わせください。



電子保適・OSSはこちら



「日整連自動車情報サイト」

記録等事務代行制度はこちら



「記録事務代行ポータル」

 九州運輸局

2. 記録事務代行って知っていますか？



指定整備事業者の皆様へ

記録事務代行って知っていますか？

電子車検証の有効期間の更新を国に代わって行うことができる制度です。



記録事務代行を行うと、、、

- ①支局や事務所への来訪が不要となります。
- ②24時間いつでも書き換えが可能です。
※継続検査OSSが完了していることが前提です。
- ③専用アプリで簡単に作業できます。



記録等事務代行は始めるには何が必要？

- ①パソコン
 - ②ICタグカードリーダーライター
 - ③プリンター
 - ④本人確認できるもの
- があれば始められます。

※必要な性能はこちらを確認ください。



記録事務代行は始める前に申請が必要です。
記録事務代行ポータルサイトから申請できます。
<https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/>
※電子申請で簡単にできます。



お問い合わせにつきましては、各運輸支局整備部門へお願いします。

記録事務ポータルでの申請の流れ

00

申請に必要なもの

- 指定整備工場コード
- 欠格事項に該当しない旨の宣誓書
- 申請者本人の本人確認書類
(下記いずれかの写し。法人は代表者のもの)

運転免許証/健康保険資格確認書/パスポート/
マイナンバーカード(写真の掲載がある面のみ)



01

メールアドレスの登録

専用フォームへのURLが記載された案内メールが届きます

02

専用フォームへアクセスし必要情報を入力

委託申請受付番号がメールで通知されます

審査(概ね30日で審査が完了)

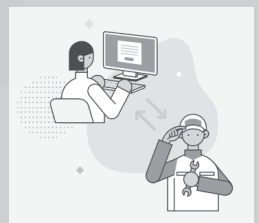
審査完了後、審査結果・ID/パスワード・委託通知書がメールで通知されます

03

発行されたIDとパスワードでログイン

04

記録事務代行アプリをダウンロード



申請から業務開始までの流れ

3. 令和7年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

調査企画部 調査企画課

この度、令和7年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備業の現状および経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施しています。

2. 調査時点

令和7年6月30日現在。整備売上高については、令和6年7月1日から令和7年6月30日までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和6年度」実績となります。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者(令和7年6月30日時点 92,251 事業場)の中から、2割を対象として調査を行いました。(有効回答率 40%)

令和7年度調査における総整備売上高は6兆 6,592 億円となり、前年度より 4,031 億円(6.4%)増と4年連続で増加しました。

なお、詳細は、4月に発刊予定の「令和7年度版 自動車整備白書」に掲載します。

(業態区分)

専 業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%を超える事業場

兼 業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）

ディーラー：自動車製造会社または国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場

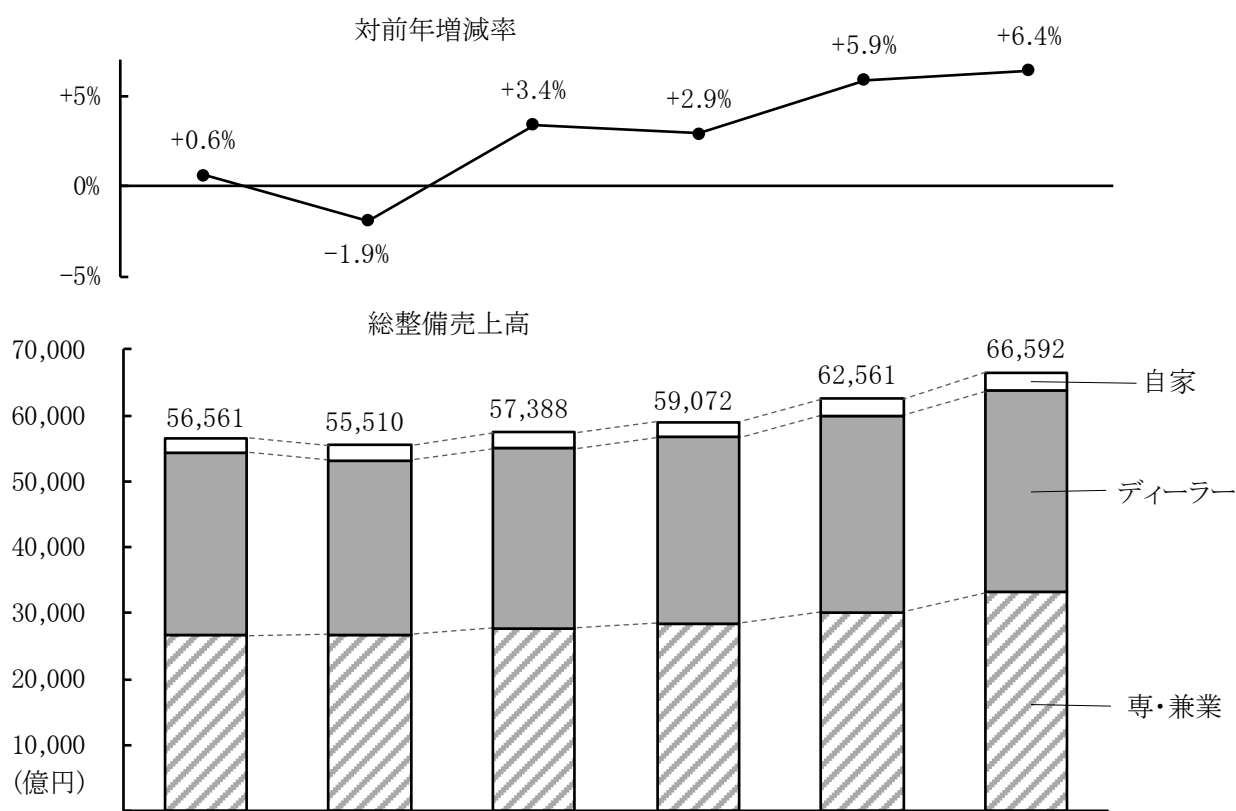
自 家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

直近6年間の総整備売上高の推移をみると、令和3年度は減少しましたが、その後は4年連続で増加しています。7年度は、令和に入ってから最大の伸び率となりました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が3,035億円(10.1%)の大幅増、ディーラーが750億円(2.5%)増、自家が246億円(9.4%)増と、いずれも増加しました。

作業内容別では、「車検整備」が1,637億円(6.4%)増、「定期点検整備」が360億円(7.9%)増、「事故整備」が1,055億円(9.4%)の大幅増、「その他整備」が979億円(4.6%)増と、いずれも増加しました。



業 態	調査年度						R7-R6
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
専・兼業	26,650	26,757	27,677	28,432	30,199	33,234	+3,035
	+1.4%	+0.4%	+3.4%	+2.7%	+6.2%	+10.1%	
	19,854	20,144	21,146	21,531	22,483	25,488	
	+2.1%	+1.5%	+5.0%	+1.8%	+4.4%	+13.4%	
兼 業	6,796	6,613	6,531	6,901	7,716	7,746	+30
	-0.5%	-2.7%	-1.2%	+5.7%	+11.8%	+0.4%	
	27,749	26,419	27,340	28,228	29,743	30,493	
	+0.3%	-4.8%	+3.5%	+3.2%	+5.4%	+2.5%	
ディーラー	2,162	2,334	2,371	2,412	2,619	2,865	+246
	-4.8%	+8.0%	+1.6%	+1.7%	+8.6%	+9.4%	
	56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	66,592	
	+0.6%	-1.9%	+3.4%	+2.9%	+5.9%	+6.4%	
自 家	2,162	2,334	2,371	2,412	2,619	2,865	+246
	-4.8%	+8.0%	+1.6%	+1.7%	+8.6%	+9.4%	
	56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	66,592	
	+0.6%	-1.9%	+3.4%	+2.9%	+5.9%	+6.4%	
合 計	56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	66,592	+4,031
	+0.6%	-1.9%	+3.4%	+2.9%	+5.9%	+6.4%	
	56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	66,592	
	+0.6%	-1.9%	+3.4%	+2.9%	+5.9%	+6.4%	

(注) 表の上段は売上高(億円)、下段は対前年増減率である。

(作業内容別整備売上高・業態別)

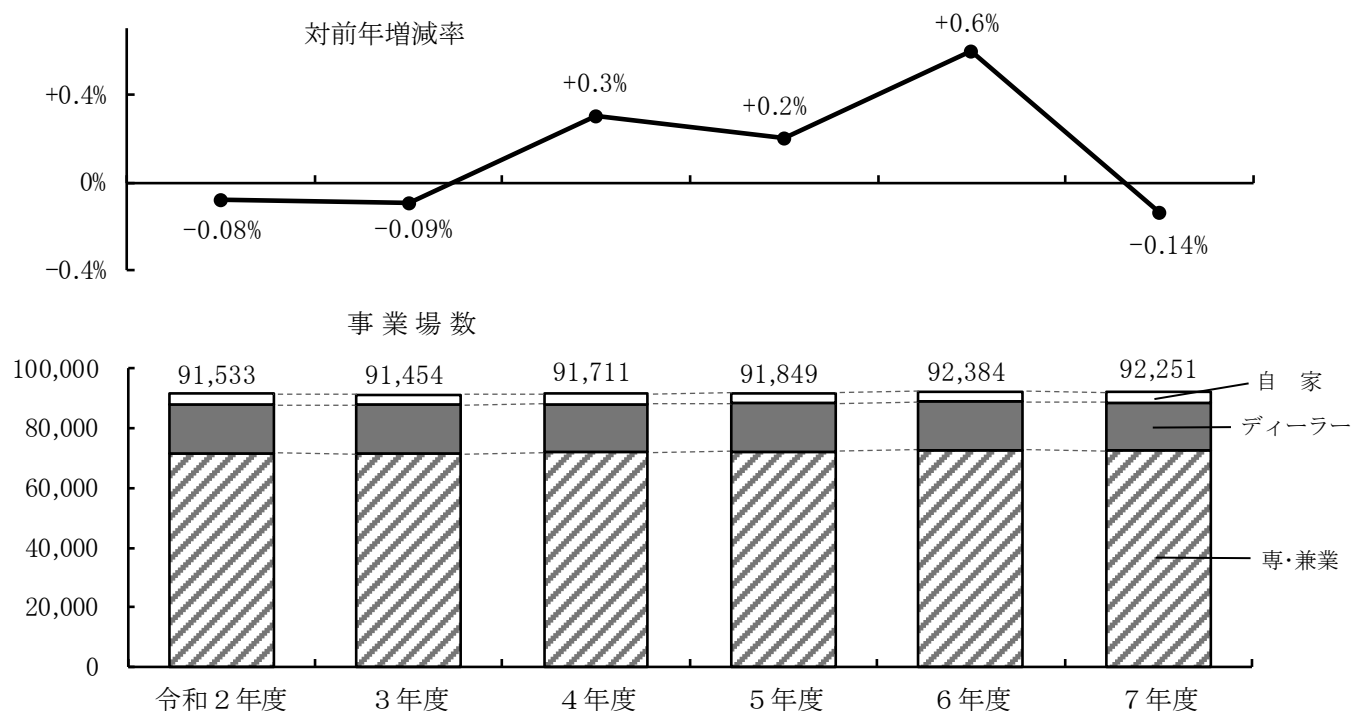
業 態 \ 作業内容		車 検 整 備			定 期 点 検 整 備				事故 整備	その他 整備	合 計	
		2年	1年	小計	1年	6か月	3か月	小計				
専・兼業	売上高	10,011	4,981	14,992	724	192	505	1,421	6,188	10,633	33,234	
	増減額	+257	+357	+614	+43	+26	+91	+160	+1,070	+1,191	+3,035	
	増減率	+2.6%	+7.7%	+4.3%	+6.3%	+15.7%	+22.0%	+12.7%	+20.9%	+12.6%	+10.1%	
	専 業	売上高	7,137	4,307	11,444	484	153	459	1,096	4,817	8,131	25,488
		増減額	+415	+485	+900	+34	+41	+99	+174	+725	+1,206	+3,005
		増減率	+6.2%	+12.7%	+8.5%	+7.6%	+36.6%	+27.5%	+18.9%	+17.7%	+17.4%	+13.4%
	兼 業	売上高	2,874	674	3,548	240	39	46	325	1,371	2,502	7,746
		増減額	-158	-128	-286	+9	-15	-8	-14	+345	-15	+30
		増減率	-5.2%	-16.0%	-7.5%	+3.9%	-27.8%	-14.8%	-4.1%	+33.6%	-0.6%	+0.4%
ディーラー	売上高	8,782	2,074	10,856	2,592	457	274	3,323	5,519	10,795	30,493	
	増減額	+722	+230	+952	+213	+11	-23	+201	-73	-330	+750	
	増減率	+9.0%	+12.5%	+9.6%	+9.0%	+2.5%	-7.7%	+6.4%	-1.3%	-3.0%	+2.5%	
自家	売上高	852	337	1,189	147	17	20	184	546	946	2,865	
合計	売上高	19,645	7,392	27,037	3,463	666	799	4,928	12,253	22,374	66,592	
	増減額	+1,064	+573	+1,637	+272	+40	+48	+360	+1,055	+979	+4,031	
	増減率	+5.7%	+8.4%	+6.4%	+8.5%	+6.4%	+6.4%	+7.9%	+9.4%	+4.6%	+6.4%	

(単位：億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は 92,251 事業場、前年度より 133 事業場(0.14%)減となり、4年ぶりに減少しました。

指定工場数は 29,810 事業場、前年度より 122 事業場(0.4%)減となり、3年連続で減少しました。



（３）整備関係従業員数

整備関係従業員数は 565,680 人で、前年度より 2,811 人(0.5%)増加しました。平成 30 年度から 8 年連続で増加しています。

（４）整備要員数および整備士数

整備要員数は 402,367 人、前年度より 342 人(0.09%)増と、微増ながら 4 年連続で増加しました。

整備士数は 333,475 人、前年度より 428 人(0.13%)増と、微増ながら 2 年連続で増加しました。整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 0.1 ポイント上昇して 82.9%になりました。整備士保有率は、平成 20 年度の 87.2%をピークに漸減傾向にあります。

(参考) 内数として、女性の整備要員数は 19,368 人、女性の整備士数は 10,553 人、全整備要員数に占める女性の割合は 4.8%、全整備士数に占める女性の割合は 3.2%となっています。

（５）整備要員 1 人あたり年間整備売上高

整備要員 1 人あたり年間整備売上高（自家を除く）は 16,595 千円で、前年度より 6.2%増加しています。

業態別では専・兼業が 10.2%増えて 12,537 千円、ディーラーは 1.8%増えて 25,641 千円となりました。

（６）整備要員平均年齢

整備要員平均年齢（自家を除く）は 47.7 歳で、前年度より 0.3 歳上昇しました。

（７）整備要員平均年収

整備要員平均年収（自家を除く）は 4,428.9 千円、前年度より 171.0 千円（4.0%）増加しています。

業態別では専・兼業が 129.3 千円（3.3%）増えて 4,015.2 千円となり、はじめて 400 万円を超えました。ディーラーは 256.9 千円（5.0%）増えて 5,351.2 千円となりました。

自動車整備業の概要

調査年度 項 目		令和 2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度	7年度	対前年 増減率
1. 総整備売上高 (億円)		56,561	55,510	57,388	59,072	62,561	66,592	+ 6.4 %
	専・兼業 (比率、%)	26,650 (47.1)	26,757 (48.2)	27,677 (48.2)	28,432 (48.1)	30,199 (48.3)	33,234 (49.9)	+ 10.1 %
	専業 (比率、%)	19,854 (35.1)	20,144 (36.3)	21,146 (36.8)	21,531 (36.4)	22,483 (35.9)	25,488 (38.3)	+ 13.4 %
	兼業 (比率、%)	6,796 (12.0)	6,613 (11.9)	6,531 (11.4)	6,901 (11.7)	7,716 (12.3)	7,746 (11.6)	+ 0.4 %
	ディーラー (比率、%)	27,749 (49.1)	26,419 (47.6)	27,340 (47.6)	28,228 (47.8)	29,743 (47.5)	30,493 (45.8)	+ 2.5 %
	自家 (比率、%)	2,162 (3.8)	2,334 (4.2)	2,371 (4.1)	2,412 (4.1)	2,619 (4.2)	2,865 (4.3)	+ 9.4 %
2. 企業数		72,523	72,214	72,370	72,176	72,481	72,317	- 0.2 %
3. 事業場(認証工場)数		91,533	91,454	91,711	91,849	92,384	92,251	- 0.14 %
	専・兼業	71,654	71,585	71,939	72,174	72,732	72,601	- 0.2 %
	専業	56,156	56,075	56,483	56,620	56,809	56,834	+ 0.04 %
	兼業	15,498	15,510	15,456	15,554	15,923	15,767	- 1.0 %
	ディーラー	16,315	16,305	16,269	16,173	16,165	16,176	+ 0.07 %
	自家	3,564	3,564	3,503	3,502	3,487	3,474	- 0.4 %
4. 指定工場数 ※認証工場数の内数		30,085	30,083	30,104	30,090	29,932	29,810	- 0.4 %
5. 整備関係従業員数 (人)		539,086	544,670	547,332	554,307	562,869	565,680	+ 0.5 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		399,218	398,952	399,619	399,770	402,025	402,367	+ 0.1 %
	うち整備士数 (人)	339,593	334,319	331,681	331,255	333,047	333,475	+ 0.1 %
	整備士保有率 (%)	85.1	83.8	83.0	82.9	82.8	82.9	+ 0.1 ポイント
7. 1 事業場あたり整備要員数 (人)		4.36	4.36	4.36	4.35	4.35	4.36	+ 0.01 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		81,850	82,078	82,175	82,451	82,569	82,700	+ 0.2 %
9. 技術料(工賃)の対前年増減率(%)		+2.0	+2.0	+2.5	+4.0	+5.1	+5.8	+ 0.7 ポイント
10. 整備要員 1人あたり 年間整備 売上高 (千円)	専・兼業	10,115	10,190	10,514	10,779	11,374	12,537	+ 10.2 %
	専業	9,817	10,007	10,428	10,634	11,091	12,568	+ 13.3 %
	兼業	11,097	10,790	10,801	11,257	12,284	12,433	+ 1.2 %
	ディーラー	23,646	22,440	23,180	24,003	25,188	25,641	+ 1.8 %
	平均(自家を除く)	14,284	13,981	14,433	14,857	15,627	16,595	+ 6.2 %
11. 整備要員 平均年齢 (歳)	専・兼業	50.2	50.8	51.2	51.7	51.9	52.1	+ 0.2 歳
	専業	51.2	51.8	52.1	52.7	52.8	53.0	+ 0.2 歳
	兼業	47.0	47.7	48.0	48.5	48.8	49.0	+ 0.2 歳
	ディーラー	35.7	36.4	36.8	37.0	37.3	37.9	+ 0.6 歳
	平均(自家を除く)	45.7	46.4	46.7	47.2	47.4	47.7	+ 0.3 歳
12. 整備要員 平均年収 (千円) (給与、各種手当 および賞与)	専・兼業	3,652.6	3,674.2	3,702.5	3,848.8	3,885.9	4,015.2	+ 3.3 %
	専業	3,603.8	3,623.8	3,646.1	3,783.2	3,815.0	3,957.2	+ 3.7 %
	兼業	3,813.9	3,839.9	3,891.7	4,065.3	4,114.9	4,203.8	+ 2.2 %
	ディーラー	4,659.8	4,684.6	4,805.4	4,899.6	5,094.3	5,351.2	+ 5.0 %
	平均(自家を除く)	3,963.0	3,987.0	4,043.8	4,172.8	4,257.9	4,428.9	+ 4.0 %

(注)各項目の数値は各年6月末現在。ただし、売上高は各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。

事業場数と指定工場数は国交省、保有車両数は自検協の集計により、その他は、各自動車整備振興会の会員事業場に対する2割の抽出調査から全体を推計している。なお、四捨五入による丸め誤差のため、構成比率の合計は必ずしも100%にならない。

4. 「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査等の実施結果について
(プレスリリース)

News Release



国土交通省九州運輸局

令和8年7月7日

「不正改造車を排除する運動」の強化月間における街頭検査等の実施結果

～不正改造車、整備不良車合計6台に整備命令書を交付～

九州運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間（6月）において、警察、独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部、その他関係団体等の協力を得て、街頭検査を実施し、九州運輸局管内の各運輸支局構内での構内検査等も合わせ、計305台の車両について検査を行いました。

その結果、街頭検査での車両、警察から検査要請があった車両、構内検査での車両に不正改造箇所又は整備不良箇所があり、保安基準に不適合であったため整備命令書を交付する行政処分を行いました。

九州運輸局では、強化月間のみならず、関係機関と協力し、街頭検査を実施することとし、不正改造車の排除に努めるとともに自動車の使用者に対し指導等を行ってまいります。



【検査結果】

・ 街頭検査台数	232台
・ 警察要請検査台数	3台
・ 構内検査台数	70台
・ 検査台数合計	305台
・ 整備命令書交付台数	6台（うち二輪3台）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞

- ・ 不正改造車排除運動に関すること

九州運輸局自動車技術安全部整備課 担当：山口

TEL：092－472－2537

- ・ 街頭検査の実施に関すること

九州運輸局自動車技術安全部技術課 担当：小牧

TEL：092－472－2539



5. 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年10月1日
物流・自動車局
自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

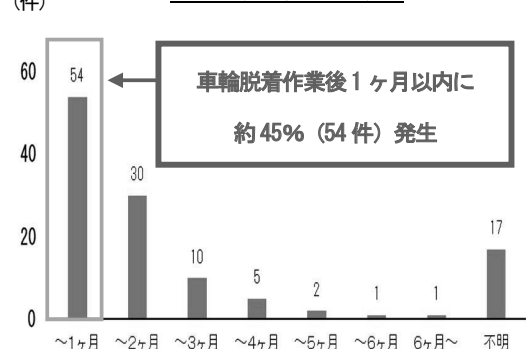
こうした状況を踏まえ、令和7年10月から令和8年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取り組み】

- 適切なタイヤ脱着作業や保守管理の徹底を周知
- 不適切な脱着作業を防ぐため、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進
- 車輪脱落予兆検知装置について普及促進（国からの補助を最大5万円受けることができます。）
- 以上3点について、降雪地域だけでなく、全国に周知啓発活動を展開

車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別

発生件数（令和6年度）



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！

啓発チラシ

別紙4：車輪脱着予兆検知装置のご案内チラシ

<問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 松井、坂本

代表:03-5253-8111（内線：42413）

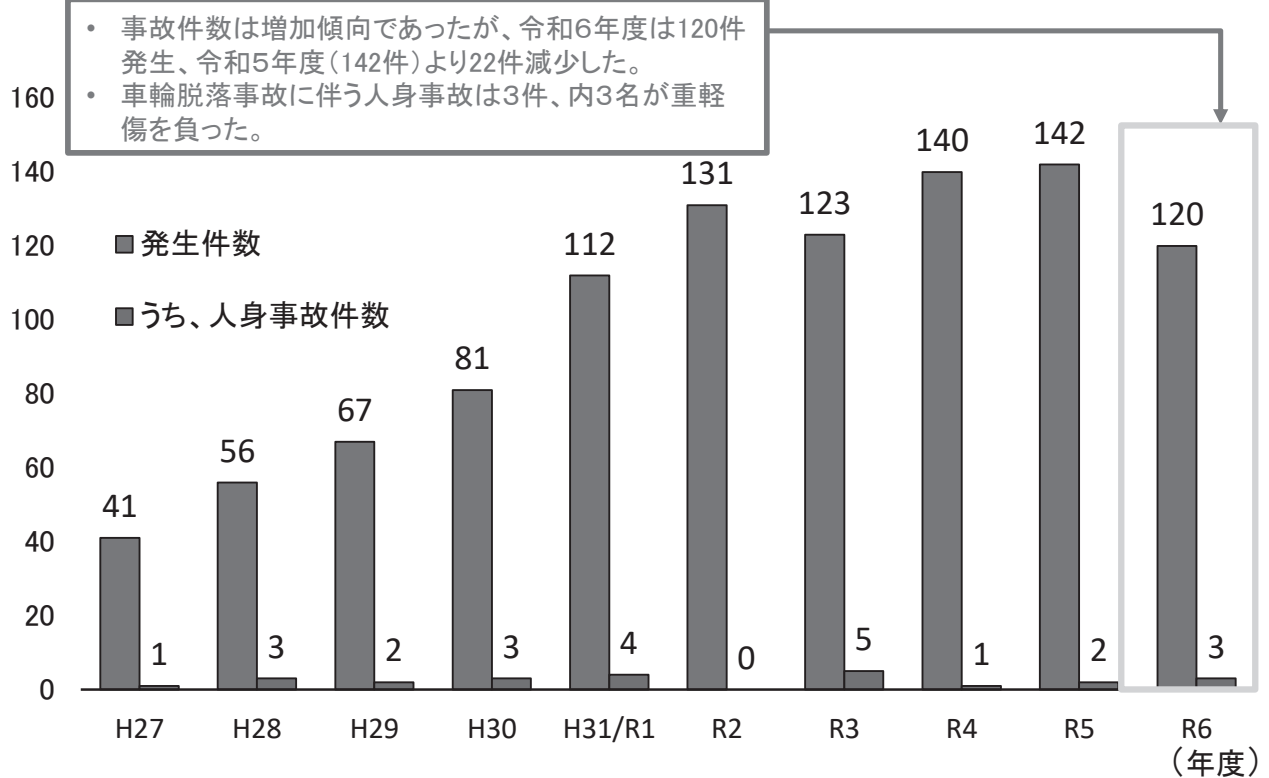
直通:03-5253-8599

車輪脱落事故発生状況

別紙1

(件)

年度別の大型車の車輪脱落事故の発生件数(過去10年間)



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

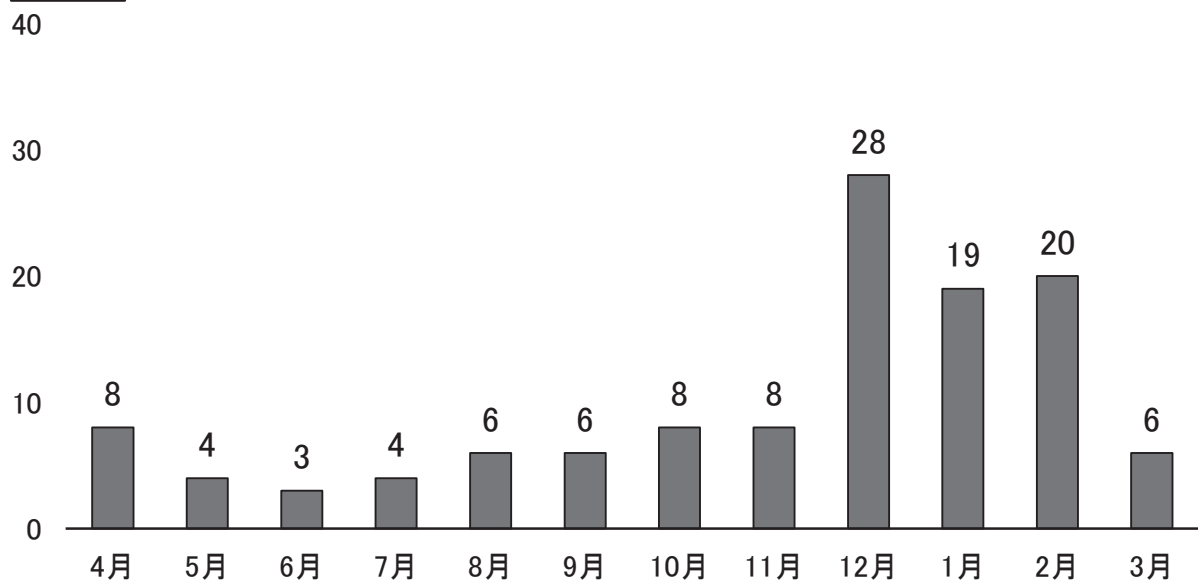
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故の月別発生件数(令和6年度)

(件)

n=120

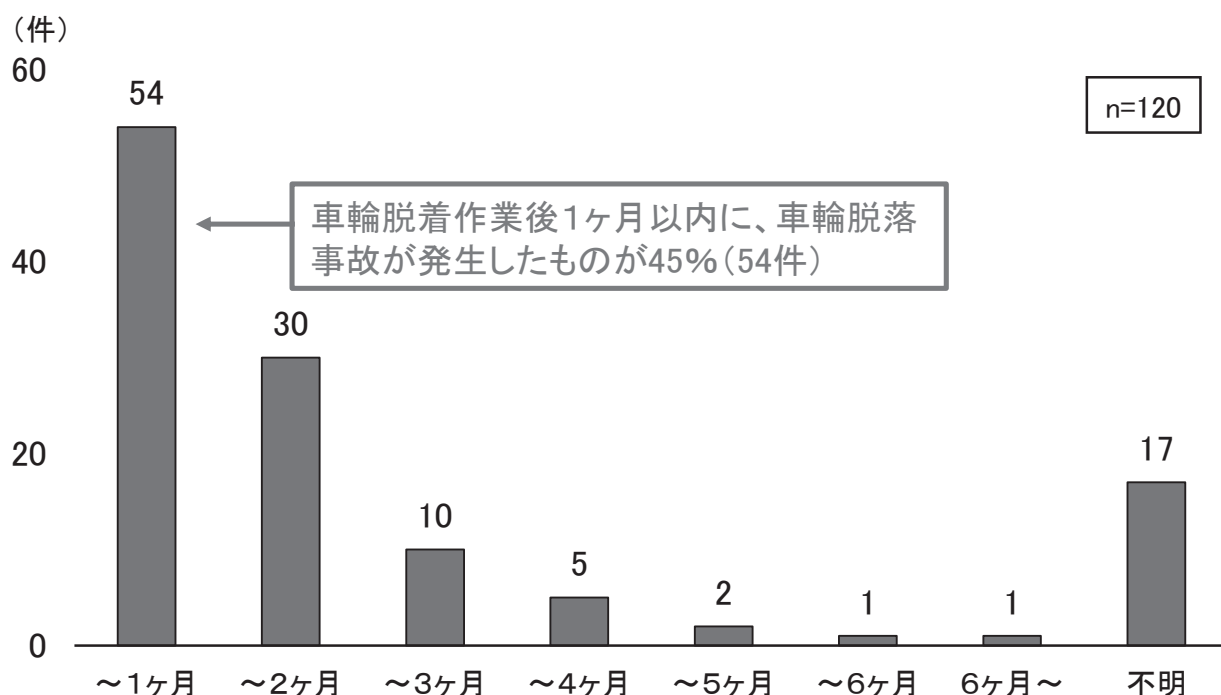
120件のうち、12月～2月に56%(67件)発生と冬期に集中



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

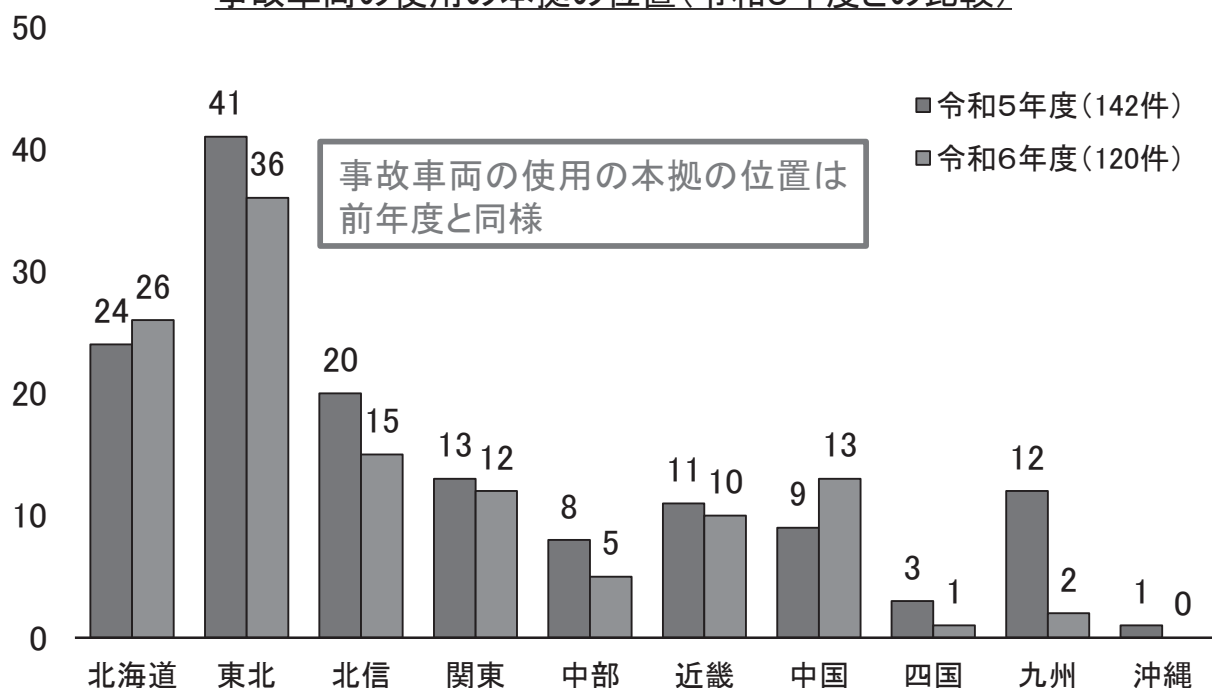
車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間(令和6年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

(件)

事故車両の使用の本拠の位置(令和5年度との比較)



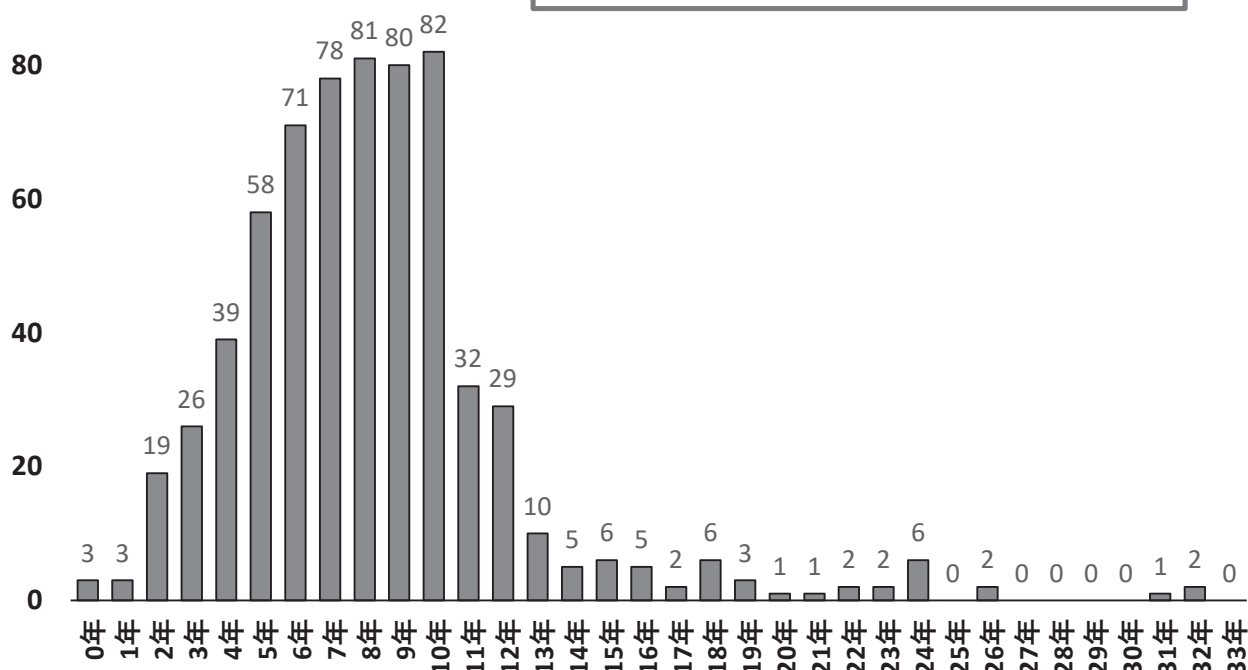
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

車歴別の車輪脱落事故の発生件数(令和2年度～令和6年度)

(件)

100

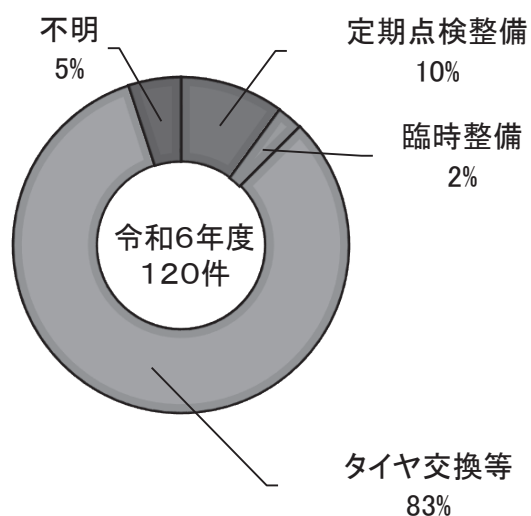


初度登録年から4年経過以降に多く発生

出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

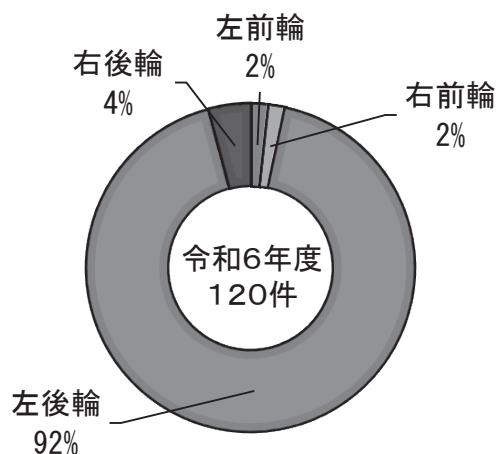
冬用タイヤなどタイヤ交換等が大半を占める

タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

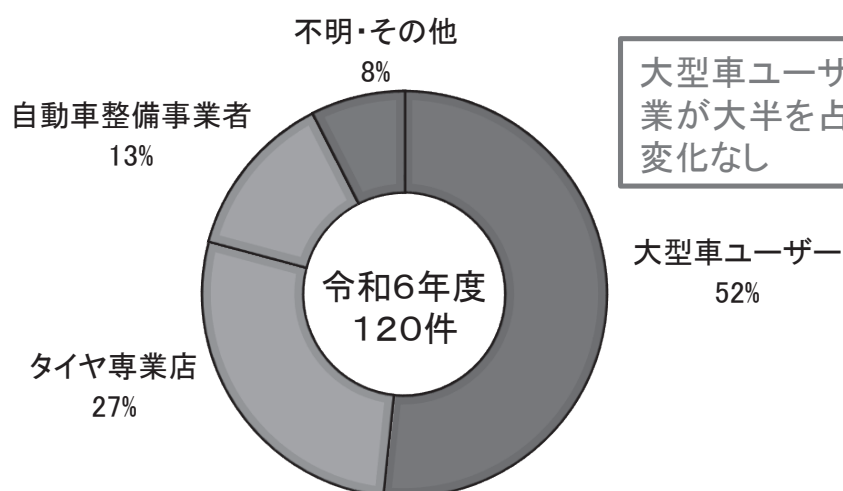
脱落した車輪位置



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者別タイヤ脱着作業時における不備（令和6年度）

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施（不適切）の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (62件のうち)	タイヤ専門店 (33件のうち)	整備事業者 (16件のうち)
作業等不備割合 ※1件に複数の 不備もあり	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【50%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【21.2%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【18.7%以上】
	トルクレンチ等不使用 【16.1%以上】	トルクレンチ等不使用 【9.0%以上】	トルクレンチ等不使用 【6.2%以上】
	ホイール・ナット等清 掃未実施 【12.9%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【6.0%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【0%】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

- 令和6年度に発生した車輪脱落事故車両120台のうち98台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しないものや、ワッシャが固着しているもの
 - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ・ディスク・ホイールやハブ等に著しいさびがあるもの等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ナットが滑らかに回転せず、油分が付着していなかった。

締め付け不良・潤滑剤が塗布されていない



ホイール・ボルトのねじ部がディスク・ホイールとの干渉により損傷。また、油分が付着していなかった。

ディスク・ホイールやハブの錆び



ディスク・ホイールの表面全体が錆びている。



ハブのディスク・ホイール当たり面に錆が付着。

防ごう 大型車の車輪脱落事故



おとさぬ ための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。



さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



いちにち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い
左後輪を中心に、ボルト、ナットを
目で見て手で触るなどして点検します。



トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる
規定トルクの締め付け、
タイヤ交換後の増し締めの実施。



ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル
など指定の潤滑油を薄く塗布し、
回転させて油をなじませてください。

©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」】、
【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



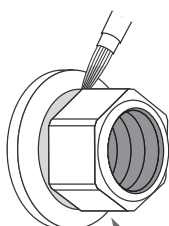
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

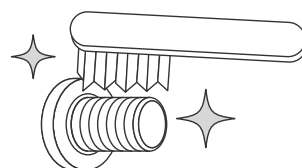
ホイールボルト、ナットのねじ
部と、ナットとワッシャーとの
すき間にエンジンオイルなど
指定の潤滑剤を薄く塗布し、
回転させて油をなじませま
す。ワッシャーがスムーズに
回転するか点検し、スムーズ
に回転しない場合はナットを
交換してください。ナットの
座面(ディスクホイールとの
当たり面)には塗布しないで
ください。



ナットとワッシャー
との隙間への注油も
忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、ハブ
取付面(ISO方式では、ハブ
のはめ合い部も)、ホイール
ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、
追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット
締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズと ボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



(大型トラック・バス)

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意!

ヨシ!



©くまね工房

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください!

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

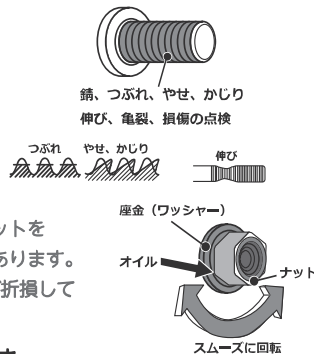
【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座金（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



【著しい錆の例】

ホイールボルト



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの揺動部が固着している。



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

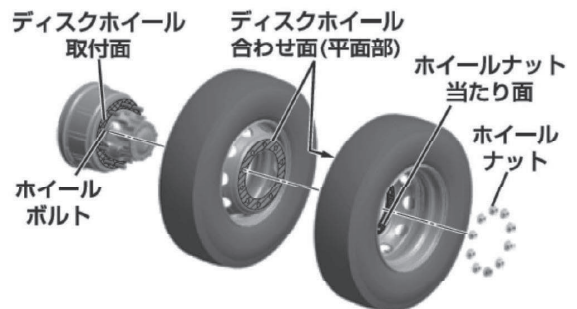
※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

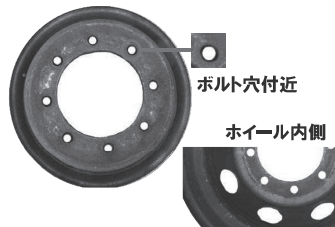
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】



ボルト穴近

ホイール内側



ハブ（ホイール取付面）

詳しくは、
こちらから!一般
社団法人

日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)

三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)



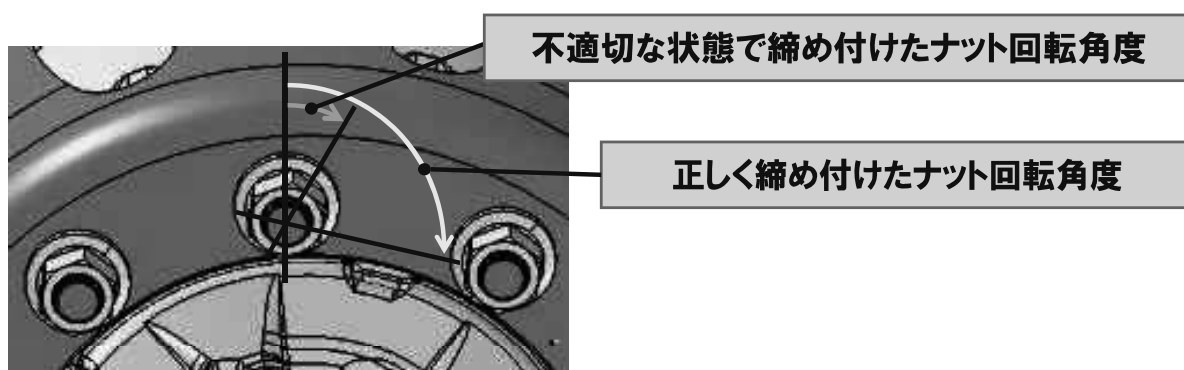
国土交通省

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

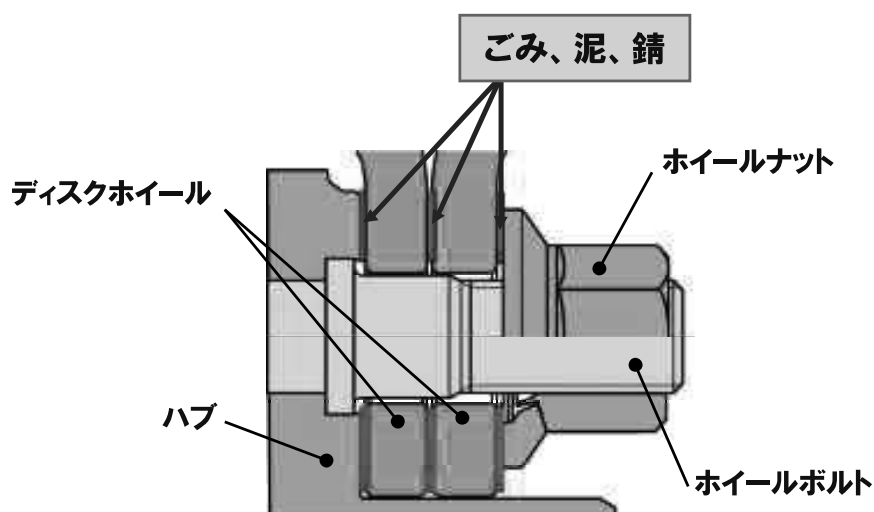
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面に
ごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、
規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで
締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、
剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。



車輪脱落予兆検知装置のご案内

走行中に異常を検知

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言



年間100件を超える大型車の車輪脱落事故が発生しています。車輪脱落事故防止には、車輪脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底がとても重要ですが、近年開発された車輪脱落予兆検知装置は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されます。

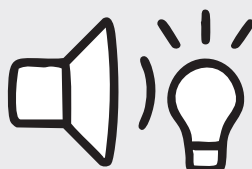
車輪脱落の予兆を検知

ホイールナットが緩むなどにより車輪が脱落する恐れが発生した際、その予兆を検知し、ドライバーに警報します



予兆警報

車輪に取付けたセンサーがナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知し、車輪脱落事故を未然に防止



音・光で警報

ナットの緩みを音と光でドライバーに通知し、見逃しません

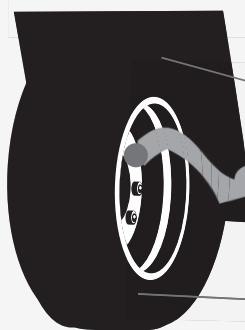


簡単脱着

簡単取付で車輪脱着時も煩わせません

予兆検知の3ステップ

Step-1



① 車輪脱落の予兆を検知

センサーがホイールナットの緩みなど車輪脱落の予兆を検知

Step-2



② 電波で送信

運転席の受信表示機へ電波で送信

Step-3



③ ドライバーに警報

音と光でドライバーに警報

車輪脱落予兆検知装置のご案内

経営リスクをゼロへ

大型車の車輪脱落事故ゼロ宣言

車輪脱落は重大事故につながりかねない大変危険なものであり、車輪脱落事故を起こすと「車両の使用停止」などの行政処分や様々なリスクが発生します。

信用リスク	配送遅延、事故報道
資金リスク	運行停止、賠償金、保険料率、修理費用

国補助金でコスト半減（令和6年度・先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）



先を見通す先進技術で
車輪脱落事故ゼロへ

補助率：費用の1/2（上限5万円／台）
対象装置：車輪脱落予兆検知装置（後付け）

※後付けの車輪脱落予兆検知装置については、
国土交通大臣が選定した装置が対象となります。

受付期間：R7.5.8～R8.1.30 ※予算枠に達し次第終了
補助金ポータル：<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

導入のご相談はお近くの販売店へ

車輪脱落の予兆検知装置は、車種・軸構成により適合が異なります。
取付可否・導入費用・補助金の対象可否については、大型車メーカー4社のお近くの販売店にお問い合わせください。

よくある質問

1. 後付け品の適合車種は？

→現在（2025年10月1日時点）国土交通大臣の選定を受けている後付け品は「ISO ホイールのトラック」を対象とした製品です。（バス用はありません。今後の展開をお待ちください）

2. 補助金の対象条件は？

→自動車運送事業者を対象とし、国土交通大臣が選定した車輪脱落予兆検知装置を装着する場合に限りです。
詳細については、上記の補助金ポータルサイトでご確認ください。

3. 日常点検の代わりになりますか？

→車輪に取付けたセンサーで、車輪脱落の予兆を検知する装置ですが、すべてのホイールナットの緩みを検知するものではありませんので（2025年10月1日時点）、これまで通り、日常・定期点検は必ず行ってください。点検方法は、取扱説明書でご確認頂けます。



一般社団法人日本自動車工業会
いすゞ自動車(株)
日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)
UDトラックス(株)



防ごう大型車の車輪脱落事故



補助金ポータルサイト



OBD検査システムへの申請を行う整備事業者様へ

- OBD検査/OBD確認を行う場合、OBD検査システムへの申請が必要です。
- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能となるまでに通常1～2週間かかります。



運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行っておいてください。



- ✓ 申請方法は「OBD検査ポータル」をご確認ください。
- ✓ 申請時に入力求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)

- ✓ 申請時に添付求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。

運輸局への申請書(届出書)

- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の決裁後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。



システム申請時の入力画面イメージ


 利用者管理システム

お問い合わせ

事業場ID申請

文字サイズ 標準 拡大

事業場IDを申請する事業場の内容を入力の上、確認ボタンを押下してください。

申請種別
☒ 個別申請 ☐ グループ申請

事業場種別
☒ 指定工場（OBD検査実施可） ☐ 指定工場（OBD検査実施不可） ☐ 認証工場

事業場情報

メールアドレス： 半角で入力してください。

管理責任者名：

事業場の名称：

事業場の略称：

略称は、ログインユーザーの所属名称欄に表示されます。

事業場の所在地：

事業場の電話番号：

管轄運輸支局：

指定番号： 全角で入力してください。

指定書の写し： ファイルを選択してください

参照

確認

『指定番号』『認証番号』

未定の場合 ▶

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)

『指定書の写し』『認証書の写し』

未交付の場合 ▶

運輸局への申請書(届出書)

詳しくは
こちら ▶



OBD検査
ポータル



OBD ポータル



7. 認証又は指定変更届出を行った整備事業者様へ
(OBD 検査システムの登録情報変更もお忘れなく!!)



独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

変更届出 を行った整備事業者様へ

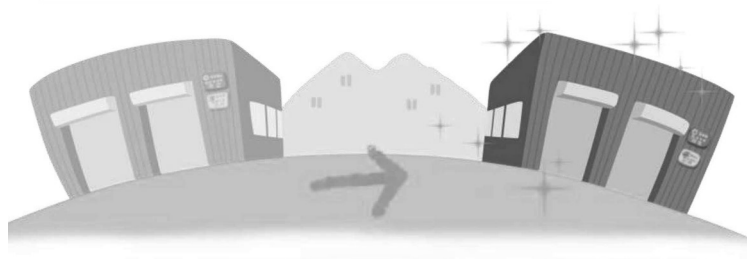
OBD検査システムの登録情報変更

も お忘れなく !!

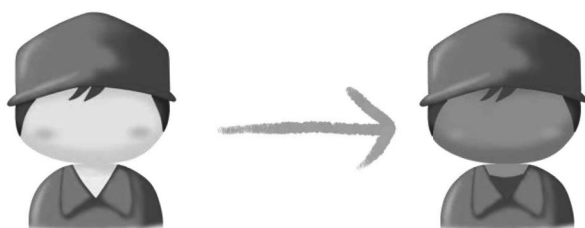
☒ 事業場名称の変更



☒ 事業場所在地の変更



☒ 検査員の選任・解任 工員の変更



システム登録情報変更の画面イメージ

『事業場管理』
↓
『事業場情報』

利用管理システム - プロファイル 1 - Microsoft Edge
セキュリティ保護なし | https://build1010692.sfw.nec.co.jp/d/d3gm/g/D3GMG011/4100309

事業場情報

登録されている事業場情報を表示しています。修正や利用停止を行う場合はいずれかのボタンを押下してください。

事業場情報詳細

事業場種別 ☒ 指定工場 (OBD検査実施可) ☐ 指定工場 (OBD検査実施不可) ☐ 認証工場

事業場情報

ユーザーID 1	4100000G000
メールアドレス 1	user6@example.com
管理責任者名 1	交通 ゆうき
ユーザーID 2	4100000G001
ユーザーID 3	4100000G002
事業場の名称	OBDモータース港支店
事業場の略称	OBDモータース港
事業場の所在地	神奈川県川崎市○○区○○町
事業場の電話番号	00-0000-0001
管轄運輸支局	関東運輸局 神奈川県運輸支局
指定番号	9999999
指定書の写し	siteinfo-2024_42.pdf

利用停止 修正

『修正』

利用管理システム - プロファイル 1 - Microsoft Edge
セキュリティ保護なし | https://build1010692.sfw.nec.co.jp/d/d3gm/g/D3GMG012#

事業場情報

事業場の情報を修正のうえ、確認ボタンを押下してください。

事業場情報修正

事業場種別 ☒ 指定工場 (OBD検査実施可) ☐ 指定工場 (OBD検査実施不可) ☐ 認証工場

事業場情報

ユーザーID 1	4100000G000	削除
メールアドレス 1	user6@example.com	
メールアドレス 1 (確認)		
管理責任者名 1	交通 ゆうき	
ユーザーID 2	4100000G001	追加
ユーザーID 3	4100000G002	追加
事業場の名称	OBDモータース港支店	
事業場の略称	OBDモータース港	
事業場の所在地	神奈川県川崎市○○区○○町	
事業場の電話番号	00-0000-0001	
管轄運輸支局	関東運輸局 神奈川県運輸支局	

戻る 確認

内容修正

『確認』

詳しくは
こちら



OBD検査
ポータル



OBD ポータル



8.「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

国 自 整 第 8 7 号

令和 8 年 6 月 2 5 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正について

標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう
取り扱われたい。

別添

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）の一部改正について
新旧対照表

新		旧	
国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日 <u>国自整第87号</u> <u>改正 令和8年6月25日</u>		国自整第283号 令和6年3月29日 国自整第55号 令和8年6月1日	
各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長		各地方運輸局自動車交通部長 殿 各地方運輸局技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 国土交通省物流・自動車局自動車整備課長	
自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について		自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について	
「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。		「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3. （3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。	
1. 点検整備 （略）		1. 点検整備 （略）	

2. 年次検査 （1）法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、 <u>指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受けること。</u> ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。	2. 年次検査 （1）法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、 <u>年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。</u> ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。
（2）（1）の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車は継続検査等により有効期間の更新をした場合又は当該自動車を自家用活用事業の用に供する他の法人タクシー事業者が実施した年次検査の結果を確認した場合には、年次検査を実施したものとみなす。	（2）（1）の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車は継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検査を実施したものとみなす。
（3）～（6） （略）	（3）～（6） （略）
別添 （略）	別添 （略）

9. 指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について

国 自 整 第 7 8 号

令和8年6月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について

地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け、国自整第283号。）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日付け、国自整第49号。）」（以下単に「両通達」という。）において定めたと

ころ。
両通達2.（1）において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車又は旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく検査（以下「継続検査」という。）に加えて両通達に基づく年次検査（以下単に「年次検査」という。）を行い、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、両通達2.（3）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

ついては、指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱いを別添のとおり定めたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、適切かつ円滑な年次検査の実施について指導されたい。

指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱い

- (1) 年次検査は、道路運送車両法第 94 条の5第1項前段及び第4項の規定に準じて点検及び必要な整備並びに検査を行うこととする。この場合において、同条第1項中「国土交通省令で定める技術上の基準により点検し」とあるものは、「指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 6 条第 1 項第 1 号の基準により点検し」と、「保安基準適合証及び保安基準適合標章(第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第 69 条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証)」とあるものは、「年次検査合格証」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。なお、年次検査合格証の交付については、依頼者に電子メールにより送付等することができることとする。
- (2) 年次検査合格証の様式は、別紙様式とする。
- (3) 指定自動車整備事業者は、年次検査を行った場合、道路運送車両法第 94 条の6(第1項第5号を除く)の規定に準じ、指定整備記録簿に当該年次検査に関する事項を記載し、その記載の日から2年間保存すること。この場合において、指定整備記録簿の備考欄に年次検査である旨を記載することとする。
- (4) その他の年次検査に係る指定自動車整備事業者に係る取扱い等については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け、国自整第 353 号)」別添 1(第 3 及び第 4 に限る。)、別添 3(第 3、第 4 及び第 5 に限る。)及び別添 6(第 2 に限る。)並びに「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成 18 年3月2日付け、国自整第 126 号)」に準じるものとする。
- (5) 道路運送車両法第 94 条の8第 1 項の規定による行政処分を受け、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止の期間においては、当該事業場において年次検査を行うことはできないこととする。

以上

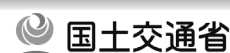
指定自動車整備事業者における 年次検査について

令和8年6月
物流・自動車局
自動車整備課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

年次検査について



年次検査とは

- ◆ 自家用車活用事業の用に供する自家用車及び旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車は、継続検査に加えて、**有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、「年次検査」を受け、保安基準に適合することを確認する必要があります。**
- ◆ 年次検査は、最寄りの自動車技術総合機構・軽自動車検査協会で実施されるほか、**指定自動車整備事業者も実施**できます。

自家用車活用事業とは

- ◆ 日本版ライドシェアと呼ばれる、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月から開始されたタクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスです。

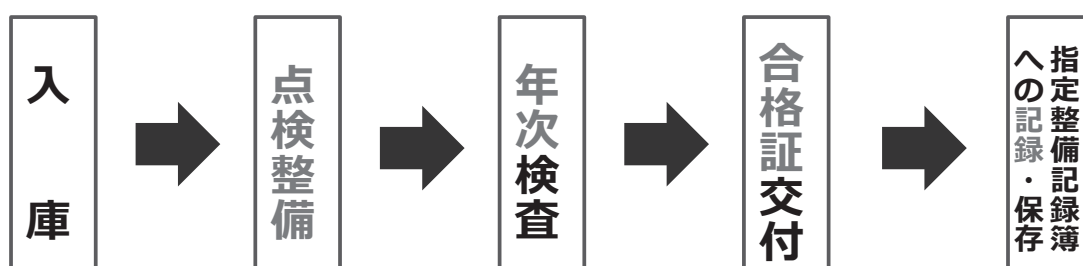
指定自動車整備事業者における年次検査のフロー

◆ 継続検査と同様の流れで、年次検査を行います。

◆ 年次検査の内容は、継続検査と同じです。

※ただし、依頼者に交付するものが異なります。

※指定整備記録簿に年次検査の記録を行ってください。



※赤字の部分が継続検査と少し違います。

継続検査との違い

◆ 点検整備は、事業用自動車の項目を使用してください。

◆ 検査に合格すれば、年次検査合格証を交付してください。

◆ 指定整備記録簿の備考に「年次検査」の旨を記載してください。



FAQ①

Q. 年次検査の実施には、事前に届出等の手続きが必要ですか。

A. 指定自動車整備事業者であれば、必要ありません。

Q. 年次検査は指定をされていない認証工場でもできますか。

A. 指定工場のみが実施できます。認証工場は点検整備を行い、自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会にて年次検査を受けることは可能です。

Q. 年次検査は自動車検査員以外の者が実施できますか。

A. 自動車検査員のみが年次検査を実施できます。

Q. 訪問特定整備で年次検査は可能ですか。

A. 指定整備と同様、自事業場にて点検整備及び検査を行う必要があります。

FAQ②

Q. 検査前の点検項目はどれですか。

A. タクシーと同じ、自動車点検基準の別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）、シビアコンディション、特殊な構造及び装置に関する点検となります。

Q. 年次検査に伴い行う点検整備は指定整備の扱いになりますか。

A. 年次検査に伴う点検整備は、指定整備とは法的な位置づけが異なりますが、その実施方法等は指定整備に準じて行う必要があります。

Q. 年次検査の料金はどのように設定するのですか。

A. 工数などから各社で適正な料金を設定してください。
また、事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルとにならないように注意してください。

- Q. 年次検査の車両がO B D検査対象の場合は、O B D検査を実施するのですか。
- A. 指定整備時と同じく、自事業場で検査機器として届出している検査用スキャンツールを用いてO B D検査モードで検査します。
- Q. 年次検査に合格しなかった場合はどうするのですか。
- A. 継続検査と同様に基準不適合箇所を整備し、再度年次検査を行ってください。
- Q. 年次検査に係る指定整備記録簿の保存期間は何年ですか。
- A. 指定整備記録簿と同じ2年間です。

- Q. 自社の業務システムが、年次検査に対応していないので指定整備記録簿が保存できません。
- A. 紙での保存でも構いません。
- Q. 年次検査合格証は紙で交付するのですか。
- A. 紙の合格証を交付するほか、PDF化したものを電子メールで送付すること等の電磁的方法で送信することも可能です。
- Q. 年次検査合格証はどのように用意するのですか。
- A. 国土交通省のホームページにて、年次検査合格証の様式を掲載していますので、ご活用ください。
- Q. 年次検査合格証には何を記載するのですか。
- A. 様式を定めていますので、その様式の項目を埋めてください

Q. 年次検査において違反をした場合の処分はどうなりますか。

A. 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け、国自整第126号）に準じて扱われます。

Q. 年次検査合格証は、だれに交付するのか。

A. 年次検査合格証は依頼者に交付してください。

Q. 法人タクシー事業者から年次検査合格証だけほしいと依頼があったが、点検整備や検査をせずに交付して良いか。

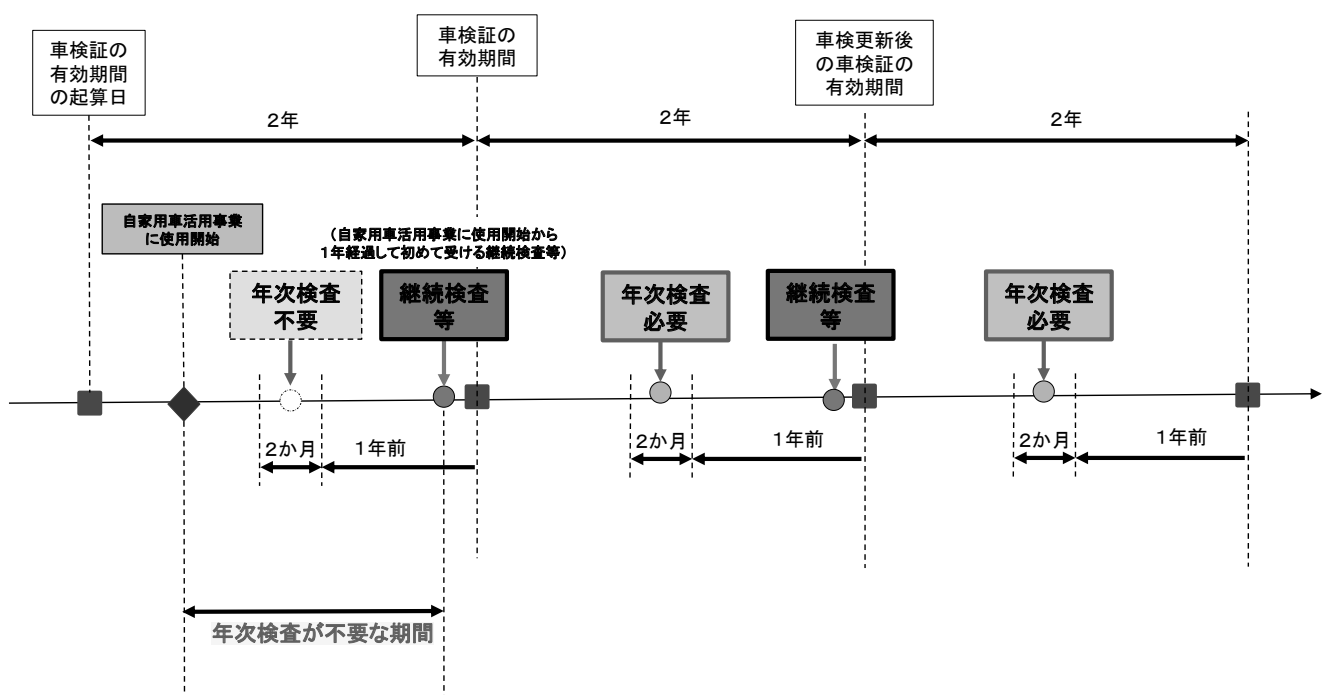
A. 交付できません。

Q. 自家用車活用事業の用に供する自家用車に係る年次検査の時期について、教えてほしい。

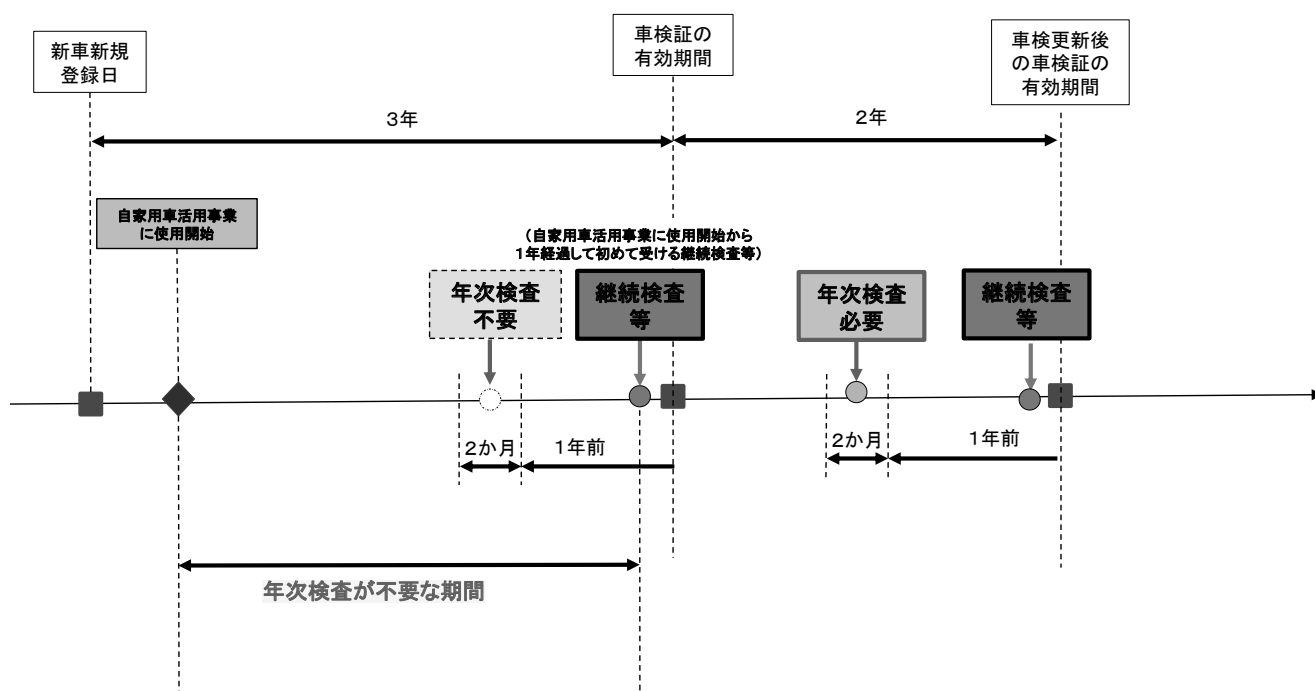
A. 次のページに自家用車活用事業に使用開始する時期ごとに図に示していますので、参考にしてください。

8

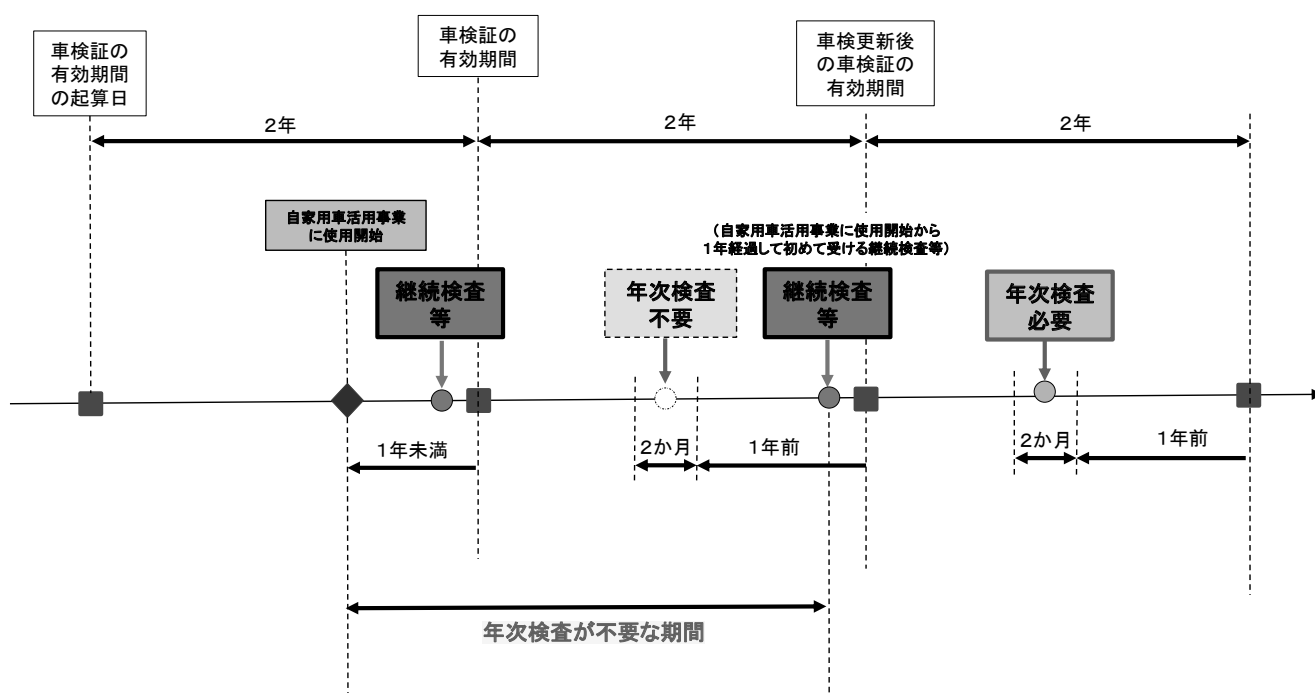
自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年超①



自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年超②



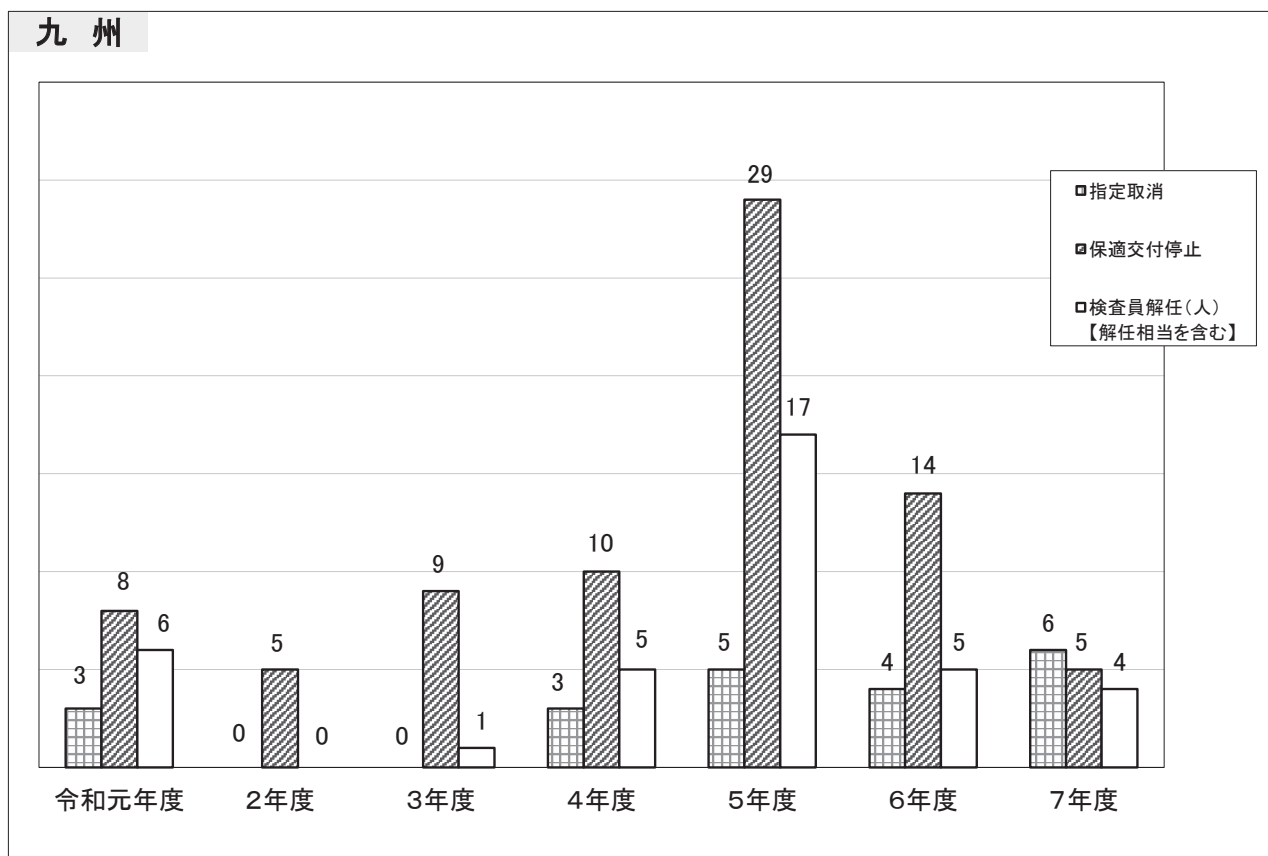
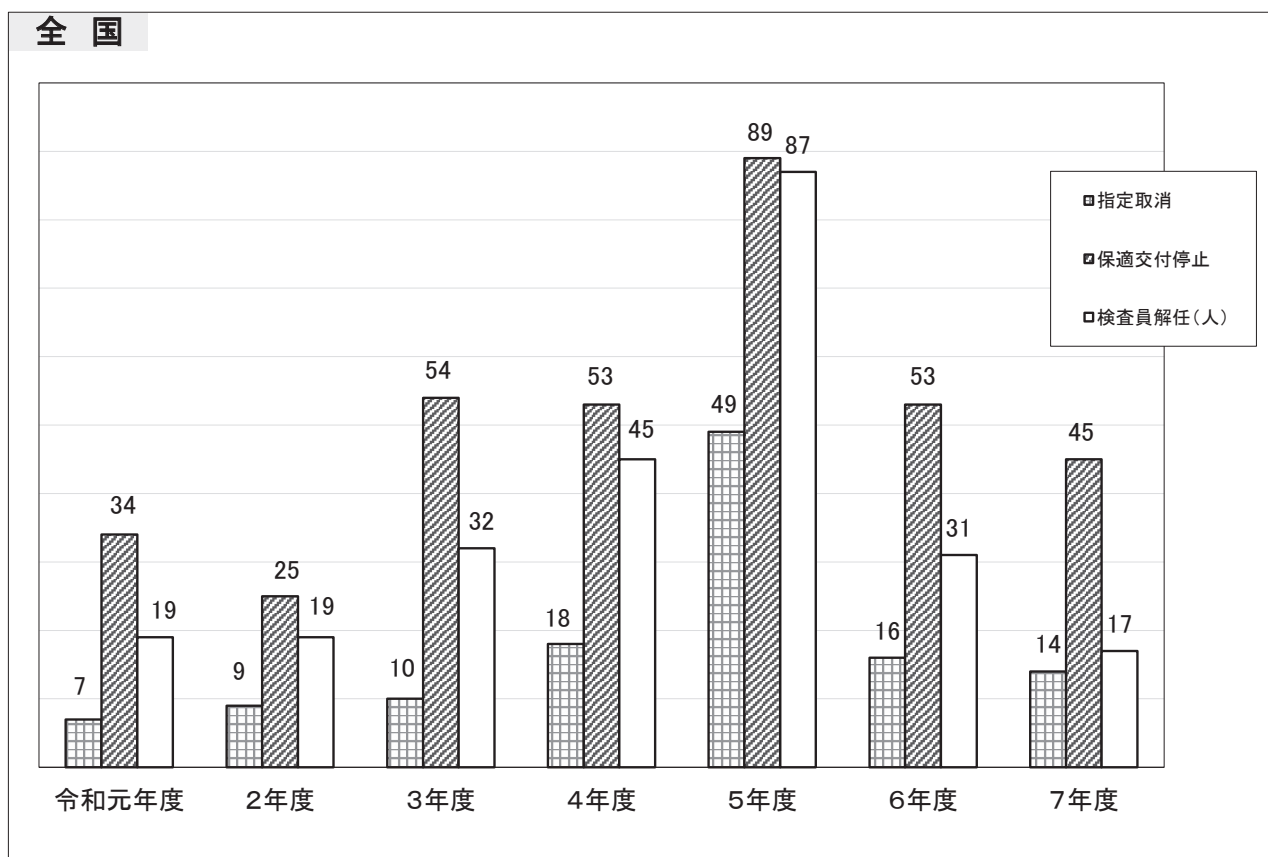
自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年未満



Ⅱ 指定整備事業関係

1. 指定自動車整備事業者の処分状況

1. 全国及び九州の処分状況



2. 管内の処分における違反内容

令和元年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の虚偽記載	1件	・不正改造状態で適合証交付	1件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	3件	・不正改造を実施した	1件					
・指定整備記録簿を保存せず	1件	・不適合状態で適合証交付	2件					
・同一性相違	3件	・分解整備記録簿を保存せず	1件					
・点検・整備・検査を全て実施せず	2件	・分解整備作業に重大な瑕疵があった	1件					
・点検・整備を一部実施せず	1件	・概算見積書の未交付	3件					
・検査を全て実施せず	3件	・ペーパー車検で手続き	2件					
・検査を一部実施せず	3件	・ペーパー車検の依頼	1件					
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件	・料金表を掲示していない	1件					
・法令の規定を遵守する体制でない。	2件							
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
11	指定処分件数	5	1	1	2		1	1
7	認証処分件数	2	2	1	1		1	

令和2年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・記載誤り	2件	・適合証未交付	1件					
・特定(分解)整備記録簿の写し未交付	1件	・同一性相違	1件					
・特定(分解)整備記録簿の一部記載漏れ	1件	・点検・整備を一部実施せず	1件					
・特定(分解)整備作業に重大な瑕疵があった	1件	・検査を一部実施せず	1件					
・整備内容等を説明していない	1件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	1件					
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	1件	・廃止届未提出	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
5	指定処分件数	2				2		1
3	認証処分件数			1		1		1

令和3年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・法令の規定を遵守する体制でない。	3件	・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2件					
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	1件	・指定整備記録簿の虚偽記載	4件					
・同一性の相違での適合証交付	1件	・指定整備記録簿の記載漏れ	2件					
・不正改造状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の虚偽記載	5件					
・不適合状態で適合証交付(故意)	1件	・特定整備記録簿の記録なし	1件					
・不適合となるおそれがある状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の未交付	1件					
・検査を一部実施せず(故意)	1件	・特定整備作業に重大な瑕疵があった	1件					
・検査を一部実施せず	1件	・整備主任者の統括管理不足	3件					
・点検・整備を一部実施せず	2件	・廃止届未提出	2件					
・点検に付随する整備作業が実施出来る体制にない	1件							
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
9	指定処分件数	6			1		1	1
8	認証処分件数	4		1				3

令和4年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・法令の規定を遵守する体制でない。	5件	・指定整備記録簿の記載なし	1件					
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	2件	・指定整備記録簿の虚偽記載	4件					
・同一性の相違での適合証交付	1件	・指定整備記録簿の記載漏れ	2件					
・不正改造状態で適合証交付	1件	・特定整備記録簿の虚偽記載	2件					
・不適合状態で適合証交付(故意以外)	3件	・特定整備記録簿の一部記載誤り	1件					
・検査を一部実施せず(故意)	2件	・特定整備作業に重大な瑕疵があった	1件					
・点検・整備及び検査を全て実施せず(ペーパー)	1件	・概算見積書の未交付	1件					
・点検・整備を全て実施せず適合証を交付した(ライン通し)	1件	・廃止届未提出	1件					
・点検・整備を一部実施せず	2件	・整備内容及び必要性を説明していない	1件					
・ペーパー車検で手続き	1件	・整備主任者の統括管理不備	2件					
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	3件	・虚偽の陳述	1件					
		・不正改造状態での車検手続き	1件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
13	指定処分件数	7	1		3			2
6	認証処分件数	3	1					2

令和5年度		(1事業者で複数違反項目計上)							
・法令の規定を遵守する体制でない。	25件	・指定整備記録簿の保存なし	1件						
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	3件	・指定整備記録簿の虚偽記載	8件						
・同一性の相違での適合証交付		・指定整備記録簿の記載漏れ、誤り	12件						
・不正改造状態で適合証交付	3件	・特定整備記録簿の虚偽記載	5件						
・不適合状態で適合証交付(故意以外)	7件	・特定整備記録簿の一部記載誤り	23件						
・検査を一部実施せず(故意)	8件	・特定整備記録簿への記載、交付、保存なし	22件						
・点検・整備及び検査を全て実施せず(ペーパー)		・特定整備作業に重大な瑕疵があった	2件						
・点検・整備を全て実施せず適合証を交付した(ライン通し)		・概算見積書の未交付	2件						
・点検・整備を一部実施せず	2件	・廃止届未提出	6件						
・ペーパー車検で手続き		・検査と整備が分業化されていない	2件						
・点検整備上又は検査上の瑕疵があった	2件	・整備主任者の統括管理不備	22件						
・不適合状態で適合証交付(故意)	2件	・点検整備料金の過剰請求	10件						
・整備主任者研修未受講	2件	・不正改造状態で車検手続き	1件						
・不正改造を実施	3件	・作業場違反	5件						
・過失により検査員の証明を誤って記載した	1件	・認証基準違反	3件						
・保安基準不適合のおそれがある状態	1件								
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
38	指定処分件数	21	5	3	3	2	1	3	
33	認証処分件数	12	4	3	4	2	1	7	

令和6年度		(1事業者で複数違反項目計上)							
・法令の規定を遵守する体制でない。		5件							
・自賠責不足で適合証交付(一部分)		7件		・指定整備記録簿の虚偽記載				3件	
・同一性の相違での適合証交付		4件		・指定整備記録簿の一部記載漏れ・誤り				6件	
・不正改造状態で適合証交付		3件		・特定整備記録簿の記載なし				2件	
・不適合状態で適合証交付(故意以外)		7件		・特定整備記録簿の一部記載漏れ・誤り				2件	
・不適合状態で適合証交付(故意)		2件		・特定整備記録簿の虚偽記載				2件	
・検査を一部実施せず(故意)		2件		・概算見積書の未交付				2件	
・点検・整備及び検査を全て実施せず(ペーパー)		1件		・指定整備記録簿の保存なし				1件	
・点検・整備を全て実施せず適合証を交付した(ライン通し)		1件							
・検査員の届出、変更届出未提出		1件		・不正改造を実施				2件	
・事業場管理責任者の指示により代理の者が事業場		1件		・不正改造状態で車検手続き				2件	
管理責任者になりすまし保安基準適合証の交付を				・認証を受けた作業場以外で特定整備を実施				1件	
・料金表の内容が不適切		1件		・事業者の役員が懲役刑に処された				1件	
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
19	指定処分件数	10	1		2	3	1	2	
8	認証処分件数	4			2	1		1	

令和7年度		(1事業者で複数違反項目計上)						
・法令の規定を遵守する体制でない。	6件	・特定整備記録簿の保存なし	1件					
・自賠責不足で適合証交付(一部分)	3件	・特定整備記録簿の虚偽記載	4件					
・自賠責不足で適合証交付(大部分)	2件	・特定整備記録簿の備付けなし	1件					
・同一性の相違での適合証交付	2件	・特定整備記録簿の記載なし	2件					
・不正改造状態で適合証交付	1件	・整備主任者の統括管理不備	7件					
・不正改造を実施	1件	・ペーパー車検で手続き	1件					
・検査を一部実施せず(故意)	4件	・従業員が認証基準の条件を満たしていない	1件					
・不適合状態で適合証交付(故意以外)	2件	・不正改造状態で車検手続き	1件					
・保安基準不適合のおそれがある状態	1件	・特定整備記録簿の一部記載漏れ・誤り	4件					
・検査を全て実施せず適合証を交付した	1件	・特定整備記録簿の交付なし	1件					
・点検・整備及び検査を全て実施せず適合証を交付した(ペーパー)	1件	・対象とする自動車の種類以外の特定整備実施	1件					
・点検・整備を全て実施せず適合証を交付した(ライン通し)	3件	・不正改造を実施	1件					
・検査員の届出、変更届出未提出	3件	・料金表の掲示なし	1件					
・指定整備記録簿の虚偽記載	6件	・概算見積書の交付なし	2件					
・指定整備記録簿の一部記載漏れ・誤り	6件	・整備主任者がいない	1件					
・指定整備記録簿の記載なし	1件	・虚偽の変更届出	1件					
・指定整備記録簿の保存なし	1件	・認証を受けた作業場以外で特定整備を実施	1件					
・検査機器の検定の一部又は全てを実施せず	1件	・違反行為の要求	2件					
・指定の廃止届未提出	1件	・認証の廃止届未提出	2件					
管内計	支局別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
11	指定処分件数	5	1	1	3			1
10	認証処分件数	2	2	1	3	1		1

処 分 一 覧 表 （ 令 和 7 年 度 ・ 指 定 ）

番号	支局	事業形態	違反事項	処分基準	処分日	処分内容
1	熊本	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付した ・点検整備を全て実施せずに適合証を交付した ・検査を全て実施せずに適合証を交付した ・故意により検査の一部を実施せずに適合証を交付した ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	2年	4月1日	指定取消 検査員解任2名
2	佐賀	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・検査員の届出、変更届出未提出 ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・指定整備記録簿の記載なし ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・指定整備記録簿を2年間保存していない ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した（検査の一部未実施を含む）	2年	7月25日	指定取消 検査員解任1名
3	長崎	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・点検整備を全て実施せずに適合証を交付した ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	2年	8月8日	指定取消
4	熊本	ディーラー	・法令の規定を遵守する体制でない ・点検整備を全て実施せずに適合証を交付した(70台) ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・不正改造を実施(要求し、依頼し若しくは幫助した場合を含む)(4台)	2年	9月9日	指定取消
5	熊本	専業	指定の廃止届出の未提出	2年	10月7日	指定取消
6	福岡	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・不正改造状態で適合証を交付した(1台) ・保安基準適不適合状態となるおそれがある状態で適合証を交付した(1台) ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(1台) ・同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した(1台) ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した（検査の一部未実施を含む） ・検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した ・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	2年	10月22日	交付停止55日 検査員解任1名
7	福岡	専業	・検査機器の検定の一部又は全てを実施せず ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した	2年	11月21日	交付停止30日
8	福岡	専業	・故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した	2年	12月2日	交付停止20日
9	福岡	専業	・検査員の届出、変更届出未提出 ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責保険未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した	2年	12月2日	交付停止15日
10	鹿児島	専業	・法令の規定を遵守する体制でない ・検査員の届出、変更届出未提出 ・故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した(196台) ・指定整備記録簿の虚偽記載 ・指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ・更新される車検有効期間の満了日までのうち一部の期間において自賠責保険が未加入状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した	2年	12月5日	指定取消
11	福岡	専業	・更新される車検有効期間の満了日までのうち一部の期間において自賠責保険が未加入状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した	2年	1月26日	交付停止20日

2. 「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

事 務 連 絡

平成29年8月25日

「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」の取扱いについて

指定自動車整備事業者に対しては、業務の重要性を鑑み、これまでも監査、研修会等を通じて法令遵守の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として法令に違反する事例が発生しており、最近においては、不正行為が組織的に行われるなど、巧妙化、悪質化し、保安基準適合証等を不正に交付する行為が発生しています。

これらの行為は、指定自動車整備制度の根幹を揺るがし、国民の信頼を損なう重大かつ悪質な行為である。その再発防止が厳に求められることから、平成29年8月25日付け（九運技整第396号）をもって自動車技術安全部長から管内運輸支局長あて「指定自動車整備事業における不正行為の防止について」により通知しているところです。

つきましては、指定自動車整備事業者が、国に代わり業務を遂行する任にある事を踏まえ、下記について関係者に対する指導の強化を図られたい。

記

1. 指定自動車整備事業者や自動車検査員に対し指定自動車整備事業の社会的責務の重要性を再認識させるように監査、研修会等あらゆる機会を捉え指導すること。
2. 指定自動車整備事業者に対して、別添の点検表を用いて点検を行うよう促すこと。また、監査等の機会を捉え点検表の実施内容を確認すること。
3. 指定自動車整備事業者に対して、事業場にて点検、整備、及び検査を行った車両であることを明確にし保存すること。

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長&事業場管理責任者等)

指定番号				点検日		令和 年 月 日				実施者											
事業場名										条件	軸重		kg以下		その他条件						
											車両重量・車両総重量		kg以下・未満								
対象自動車		普通(大)		普通(中)		普通(小)		普通(乗)			小四		小三			小二		軽		大特	
		燃料等																			
大特																					
工員数(B)	名	内訳	1級整備士※				名		整備士保有率(A)／(B)		自動車検査員										
			2級整備士※				名														
			3級整備士※				名														
			小計(A)				名		%												
			1～3級整備士以外の工員				名		※(A)／(B)の値≧1／3以上必須												

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

	確認項目	適	否	備考
Ⅰ 認証関係	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか	適	否	
	2 整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか	適	否	
	3 特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか	適	否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者以外に外注(構内外注を除く)した場合を除く。
	4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適	否	
	5 外注作業について適切に運用されているか	適	否	外注している場合に限る。 (電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、当該部位のできれば確認が必要))
	6 電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入手できる体制にあるか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	7 整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	8 エーミング作業等が適切に実施されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	9 電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	10 離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	11 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	12 完成検査場で窓ガラス、パンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
Ⅱ 事業場全般	1 指定基準(工員数(4名以上ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含み省力化機器を保有していない場合は5名以上)、整備士保有率(1／3))は適合しているか	適	否	
	2 屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか	適	否	
	3 検査用機械器具に変更はないか	適	否	
	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っていないか	適	否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
	5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適	否	
	6 管理規程が実態に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか	適	否	
	7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適	否	
	8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適	否	
	9 認証・指定標識を公衆に見易いように掲示してあるか	適	否	
	10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか	適	否	
	11 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか	適	否	
	12 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか	適	否	
	13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか	適	否	
	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適	否	
	15 指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか	適	否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付け国自整第197号)に基づく業務支援を除く。
	16 各種システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理され、登録情報が最新であるか	適	否	

	確認項目	適 ・ 否	備考
Ⅲ 保安基準適合証	1 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適 ・ 否	
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適 ・ 否	
	3 書損等及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか	適 ・ 否	
	4 保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の出納管理(授受出納帳、交付台帳の記載等)は適切に行われているか	適 ・ 否	
	5 保安基準適合証綴(紙保適)及び保安基準適合標章綴(電子保適)の保管は適切に行われているか	適 ・ 否	
	6 事業者印の管理体制は適切に行われているか	適 ・ 否	
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適 ・ 否	
	8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適 ・ 否	
	9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適 ・ 否	
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自賠償保険に適切に加入しているか	適 ・ 否	
Ⅳ 指定整備の内容	1 受入点検の結果が記載されているか	適 ・ 否	
	2 保安基準に適合していない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか	適 ・ 否	
	3 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか	適 ・ 否	
	4 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適 ・ 否	
	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適 ・ 否	
Ⅴ 自動車検査員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理が行われているか	適 ・ 否	
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適 ・ 否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適 ・ 否	
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適 ・ 否	
	5 自工場以外で点検整備(一部も含む)をした車両の検査を行っていないか	適 ・ 否	
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適 ・ 否	
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適 ・ 否	
	8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適 ・ 否	
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適 ・ 否	
	10 保安基準に適合していない車両(不正改造等)に証明していないか	適 ・ 否	
	11 検査の年月日进行操作して証明していないか	適 ・ 否	
	12 検査用機械器具が故障等しているのに検査が行われていないか	適 ・ 否	
	13 検査用機械器具の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適 ・ 否	
Ⅵ 指定整備記録簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適 ・ 否	
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適 ・ 否	
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適 ・ 否	
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適 ・ 否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	5 過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか	適 ・ 否	
Ⅶ 検査用機械器具	1 1日1回の始業点検は確実に行われているか	適 ・ 否	
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適 ・ 否	
	3 保守管理の記録は適切に行われているか	適 ・ 否	
	4 検査用機械器具の校正(検定)の有効期間は切れていないか	適 ・ 否	
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適 ・ 否	
	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適 ・ 否	
Ⅷ その他	1 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適 ・ 否	
	2 社内教育・研修を定期的に行っているか	適 ・ 否	
	3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適 ・ 否	
	4 検査作業と整備作業は分業化されているか	適 ・ 否	
	5 電子保安基準適合証を交付(保適情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか	適 ・ 否	

3. OBD検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について

事 務 連 絡
令和6年6月3日

自動車整備振興会
九州連合会専務理事 殿

九州運輸局自動車技術安全部
整備課長

OBD検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について

平素より当課業務にご協力いただきありがとうございます。

標記につきまして、令和6年10月1日からのOBD検査本格運用開始に伴い、指定自動車整備事業規則が改正されて指定整備記録簿の様式が変更されました。

これに伴い、新様式の指定整備記録簿作成については既にご対応いただいているところですが、旧様式の在庫を持つ指定整備事業者が想定されることから、旧指定整備記録簿を使用する際の記載方法を別紙のとおり整理いたしましたので、貴会傘下会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

○ＢＤ検査対象車等における旧指定整備記録簿への記載方法について

令和6年10月1日から、○ＢＤ検査が本格運用開始となり、指定整備記録簿の様式が変更されているところです。

旧様式の在庫をお持ちの指定工場で、令和6年10月以降に○ＢＤ検査対象車や自動運行装置を備える自動車へ旧様式を使用される場合は、以下のとおり修正のうえ使用してください。

●○ＢＤ検査対象車の場合

旧様式の「指示針の振れ」欄を利用して○ＢＤ検査の結果を記載します。

①指示針の振れ」と「km/h」の文字を取消線で消して「○ＢＤ検査結果」の文字を追加記入してください。

②○ＢＤ検査が適合であれば「良」の文字を記入してください。

【記載例】

○ＢＤ検査対象車

指示針の振れ	
○ＢＤ検査結果	
n	良
km/h	
速度表示灯の誤差	

○ＢＤ検査対象車以外

指示針の振れ	
n	
km/h	
速度表示灯の誤差	

※○ＢＤ検査対象車以外は、

●自動運行装置を備える自動車の場合

①旧様式の目視等による検査欄「②③その他」の下に「自動運行装置 □」を追加記入してください。

②自動運行装置が保安基準に適合であれば追加記入した□の中に「レ」を記入してください。

【記載例】

⑮	防火装置	☐
⑯	内圧容器及びその附属装置	☐
⑰	その他	☐

ご不明な点は、管轄の運輸支局整備部門へお尋ね下さい。

令和6年6月

九州運輸局自動車技術安全部 整備課

4. 電子車検証の同一性確認方法について

電子車検証の同一性確認方法について

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号） 第七条第2項

自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号（第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。）並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。

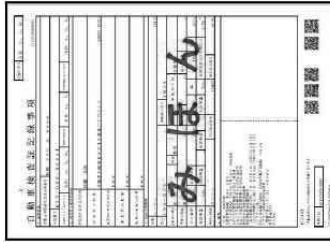
＜想定される電子車検証の同一性確認方法＞

	同一性確認書類	考え方
①	車検証券面記載事項	券面記載事項 ≠ 記録のため ×
②	自動車検査証記録事項	車検証ではないため ×
③	車検証閲覧アプリの画面	車検証記録事項のため ○
④	車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項	アプリから印刷 ⇒ ○

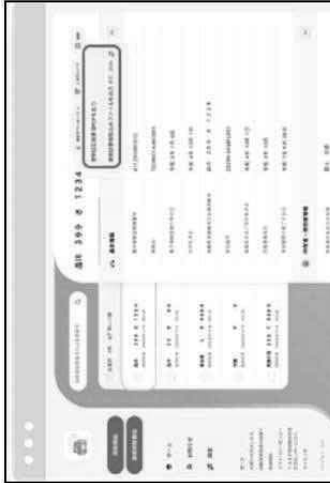
電子車検証



自動車検査証記録事項



車検証閲覧アプリ



Ⅲ 検査業務関係

1. 審査事務規程の第64次改正概要

プレスリリース

令和7年7月23日



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第64次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年7月31日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10の2、7-10の2、8-10の2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106他]

2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-10の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置

7-10の2-1 装備要件

(1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下の自動車（次に掲げる③から⑦までの自動車を除く。）には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。（保安基準第8条第8項、細目告示第88条第5項関係）

- ① 二輪自動車
- ② 側車付二輪自動車
- ③ 三輪自動車
- ④ 被牽引自動車
- ⑤ 緊急自動車
- ⑥ 車両前部及び後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車
- ⑦ 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車（道路維持作業用自動車に限る。）であって次に掲げる自動車
 - ア 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの
 - イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

7-10の2-2 性能要件（書面等による審査）

(1) ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R175-01 の 5. 及び 6. の基準に適合するものでなければならない。

ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。（細目告示第88条第3項関係）

区分	方向
車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車	前方
車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車	後方
車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車以外の自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）	
車体外観の構造上キャブと車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車のうち、キャブ後面部のパネルを改造することによりキャブと車室を車内の構造上一体とした自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）	

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

8-10の2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置

8-10の2-1 装備要件

(1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下の自動車（次に掲げる③から⑦までの自動車を除く。）には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。（保安基準第8条第8項、細目告示第166条第4項関係）

- ① 二輪自動車
- ② 側車付二輪自動車
- ③ 三輪自動車
- ④ 被牽引自動車
- ⑤ 緊急自動車
- ⑥ 車両前部及び後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車
- ⑦ 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車（道路維持作業用自動車に限る。）であって次に掲げる自動車
 - ア 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの
 - イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

8-10の2-2 性能要件（視認等による審査）

ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。（細目告示第166条第3項関係）

区分	方向
車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車	前方
車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車	後方
車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車以外の自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）	
車体外観の構造上キャブと車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室を有する自動車のうち、キャブ後面部のパネルを改造することによりキャブと車室を車内の構造上一体とした自動車（貨物の運送の用に供する自動車に限る。）	

(1) ペダル踏み間違い時加速抑制装置の作動中、確実に機能するものであること。

この場合において、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

(2) ペダル踏み間違い時加速抑制装置に当該装置の解除装置

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(2) 次に掲げるペダル踏み間違い時加速抑制装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第88条第4項関係) ① 指定自動車等に備えられているペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置又はこれに準ずる性能を有するペダル踏み間違い時加速抑制装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたペダル踏み間違い時加速抑制装置を有する自動車に取付けられたペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置又はこれに準ずる性能を有するペダル踏み間違い時加速抑制装置 7-10の2-3 欠番 7-10の2-4 適用関係の整理 (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、次に掲げる自動車については、7-10の2-1及び7-10の2-2の規定は適用しない。(適用関係告示第4条第24項、第25項関係) ① 令和10年8月31日(輸入された自動車にあっては令和11年8月31日)以前に製作された自動車 ② 令和10年9月1日(輸入された自動車にあっては令和11年9月1日)から令和14年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和10年8月31日(輸入された自動車にあっては令和11年8月31日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) イ 令和10年9月1日(輸入された自動車にあっては令和11年9月1日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であって、令和10年8月31日(輸入された自動車にあっては令和11年8月31日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検	を備える場合には、当該解除装置によりペダル踏み間違い時加速抑制装置が作動状態から作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。 8-10の2-3 欠番 8-10の2-4 適用関係の整理 (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、次に掲げる自動車については、8-10の2-1及び8-10の2-2の規定は適用しない。(適用関係告示第4条第24項、第25項関係) ① 令和10年8月31日(輸入された自動車にあっては令和11年8月31日)以前に製作された自動車 ② 令和10年9月1日(輸入された自動車にあっては令和11年9月1日)から令和14年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和10年8月31日(輸入された自動車にあっては令和11年8月31日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) イ 令和10年9月1日(輸入された自動車にあっては令和11年9月1日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であって、令和10年8月31日(輸入された自動車にあっては令和11年8月31日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和14年8月31日以前のもの ④ 指定自動車等以外の自動車 (2) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、次に掲げる自動車にあつては、「UN R175-01」を「UN R175-00」と読み替えることができる。(適用関係告示第4条第28項関係) ① 令和12年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和12年9月1日から令和14年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) イ 令和12年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であつて、令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和14年8月31日以前のもの (3) 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車であつて、次に掲げる自動車については7-10の2-1及び7-10の2-2の規定は適用しない。(適用関係告示第4条第29項関係) ① 令和12年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和12年9月1日から令和14年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) イ 令和12年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であつて、令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの	査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和14年8月31日以前のもの ④ 指定自動車等以外の自動車 (2) 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車であつて、次に掲げる自動車については8-10の2-1及び8-10の2-2の規定は適用しない。(適用関係告示第4条第29項関係) ① 令和12年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和12年9月1日から令和14年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。) イ 令和12年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であつて、令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和14年8月31日以前のもの	③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和14年8月31日以前のもの

2. 審査事務規程の第66次改正概要

プレスリリース
令和7年9月26日



－ 審査事務規程の一部改正について（第66次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年9月30日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
 - 国土交通省において、安全確保及び環境保全に支障のない範囲で保安基準の適用時期の見直しが行われ、基準毎に設けられている適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-110 速度計等 7-110-1 装備要件 (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し、7-110-2 (1) の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係） (2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、7-110-2 (3) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係） 7-110-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとし、自動車が 0km/h を超える速度で走行しているときに常に速度を表示することができない速度計は④に該当するものとして取扱うものとする。（細目告示第 148 条第 1 項第 1 号関係） ① 速度が km/h で表示されないもの ② 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの ③ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの ④ 速度計が、運転者席において運転する状態（かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態）の運転者の直接視界範囲内にないもの (2) 次の各号に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 148 条第 2 項関係） ① 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計 (3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置、精度等	8-110 速度計等 8-110-1 装備要件 (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し、8-110-2 (1) の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係） (2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、8-110-2 (3) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係） 8-110-2 性能要件（視認等による審査） (1) 8-110-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 226 条第 1 項第 1 号関係） ① 速度が km/h で表示されないもの ② 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの ③ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの (2) 速度計の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 226 条第 2 項関係） (3) 8-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置、精度等

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第148条第3項関係) ① 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えられていること。 ② 走行距離計が表示する距離の数値は1の位から10万の位の6桁(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1の位から1万の位の5桁)以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕 二輪自動車及び側車付き二輪自動車 └ 1, 111km それ以外の自動車 └ └ 1, 111km ③ 走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差のないものであること。 この場合において、9-11により審査した際に適合する自動車はこの基準に適合するものとする。 (4) 次の各号に掲げる走行距離計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第148条第4項関係) ① 指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計 7-110-3 欠番 7-110-4 適用関係の整理 (1) 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、7-110-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第54条第1項関係) (2) 次に掲げる自動車については、7-110-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第54条第4項関係) ① 平成29年8月31日以前に製作された自動車 ② 平成29年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成29年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成29年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車と速度及び走行距離の表示にかかわる性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの 7-110-5 従前規定の適用① 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。(適用関係告示第54条第1項及び第2項関係) 7-110-5-1 装備要件 (1) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、速度計を備えなければならない。	に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第226条第3項第3号関係) ① 走行距離計が表示する距離の数値は1の位から10万の位の6桁(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1の位から1万の位の5桁)以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕 二輪自動車及び側車付き二輪自動車 └ 1, 111km それ以外の自動車 └ └ 1, 111km ② 走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差のないものであること。 この場合において、9-11により審査した際に適合する自動車はこの基準に適合するものとする。 (4) 走行距離計の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第226条第4項関係) 8-110-3 欠番 8-110-4 適用関係の整理 7-110-4の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機の回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 1 項関係) (2) 自動車(軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 2 項関係) 7-110-5-2 性能要件(視認等による審査) 速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。 (1) 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとし、自動車が 0km/h を超える速度で走行しているときに常に速度を表示することができない速度計は④に該当するものとして取扱うものとする。 ① 速度が km/h で表示されないもの ② 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの(保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。)、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの ③ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの ④ 速度計が、運転者席において運転する状態(かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態)の運転者の直接視界範囲内にないもの (2) 次に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計 7-110-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 54 条第 4 項関係) ① 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 平成 29 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成 29 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と速度及び走行距離の表示にかかわる性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの 7-110-6-1 装備要件 (1) 7-110-1 (1) に同じ。 (2) 自動車(平成 20 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。 7-110-6-2 性能要件(視認等による審査) (1) 7-110-2 (1) に同じ。 (2) 7-110-2 (2) に同じ。	

3. 審査事務規程の第68次改正概要

プレスリリース
令和7年12月23日



－ 審査事務規程の一部改正について（第68次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和8年1月5日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - OBD検査の対象装置について、令和8年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられたことに伴い、当該装置に係る特定DTCが記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。[1-3、9-13]
 - ・ 車線逸脱警報装置
 - ・ 側方衝突警報装置
 - ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
2. 国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和7年12月12日付け国自整第181号）が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

いる保安基準適用年月日が令和6年4月1日から令和6年10月31日までの日となっているものについては、令和6年3月31日以前の多仕様自動車であるかどうかを確認するものとし、これに該当するものは「自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年3月31日のもの」とみなして基準の適用を判断するものとする。

4-6 審査の開始

4-6-1 審査の依頼

自動車の審査は、原則として、同一敷地内の運輸支局等からの審査依頼により開始するものとする。

この場合において、「運輸支局等からの審査依頼」には、運輸支局等の長が別途認めた手続き又は自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされたものを含むものとする。

また、審査依頼があった自動車に係る受理台帳の作成は要しないものとする。

4-6-2 審査手数料の納付

手数料令により審査手数料の納付が必要とされた自動車について、有効な自動車審査証紙を貼付した自動車検査票若しくは手数料納付書の提出があった場合又はクレジットカードの事前決済情報登録が確認できた場合には、審査手数料の納付があったものとして審査を行うものとする。

この場合において、4-6-4 (3) の規定により運輸支局等が消印した自動車審査証紙は、有効な自動車審査証紙とみなすものとする。

4-6-3 審査依頼があった自動車の審査

自動車の審査は、審査当日に行うものとする。

ただし、天災その他の事由により審査が困難になった場合は、この限りでない。

4-6-4 自動車審査証紙等の消印

- (1) 消印は、審査当日の検査コースへの初回の入場において、手数料令に規定する額の有効な自動車審査証紙が貼付されていることを確認し、消印部署及び日付を表示した検査官印又は消印機を用いて、貼付された自動車審査証紙の彩紋と自動車検査票又は手数料納付書の紙面にかけて印影の半分程度がそれぞれの自動車審査証紙にかかるように朱印、青インク又は黒インクにより明瞭に行うものとする。

この場合において、消印機を用いる場合にあっては印影がそれぞれの自動車審査証紙の半分以上にかかり、かつ、印影の一部が自動車検査票又は手数料納付書の紙面にかかっていればよいものとする。

なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色を使用することができる。

- (2) 運輸支局等の長が別途認めた手続き又は自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合にあっては、自動車検査に係る自動車検査登録印紙についても(1)の方法に準じ、自動車審査証紙と同時に消印を行うものとする。

ただし、クレジットカードの事前決済情報登録が確認できた場合にあっては、この限りでない。

- (3) 運輸支局等の窓口において検査の予約確認がなされた場合には、運輸支局等に対し、自動車審査証紙の消印について押印作業を要請することができるものとする。

この場合において、運輸支局等が使用する印は、自動車審査証紙の消印に限って有効とする。

4-7 審査の実施方法等

4-7-1 審査の実施方法

- (1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。

この場合において、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とするとともに、審査を行う項目は4-7-1-1及び4-7-1-2並びに第6章から第11章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

- (2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成19年国土交通省告示第857号)関係)

- ① 指定自動車等(⑤の自動車を除く。)

ア 新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る審査を行う場合には、4-12及び4-13の規定

- によるものとする。
- イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。
- ② 試作車又は組立車（⑤の自動車を除く。）
- ア 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-13 の規定によるものとする。
- イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。
- ③ 並行輸入自動車（使用の過程にある⑤の自動車を除く。）
- ア 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-14 の規定によるものとする。
- イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。
- ④ 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車（⑤の自動車を除く。）
- ア 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-13 の規定によるものとする。
- イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。
- ⑤ 使用の過程にある自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、牽引自動車及び被牽引自動車（別添 2「新規検査等書面審査要領」3. 2. に該当する自動車に限る。）
- ア 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、4-12 及び 4-13 の規定によるものとする。
- イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 及び 4-13 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。
- (3) 有効な限定自動車検査証の提示がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を審査するものとする。
- (4) 視認等により審査を行う項目について、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。
- (5) テスタ等により審査を行う項目について、器具に故障等が生じた場合、当該事務所等において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。
- (6) 新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、専用の諸元測定コースにおいて審査を実施するものとする。（専用の諸元測定コースを有する事務所に限る。）
- ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合は、この限りでない。
- (7) 自動車の審査に際して、受検車両が審査時車両状態にない場合には、受検者に対し審査できないため審査を

中断する旨を口頭で通告する。

4-7-1-1 新規検査、予備検査又は構造等変更検査

(1) 自動車の種別、自動車の用途及び車体の形状の判定

- ① 自動車の種別は、自動車の構造及び原動機並びに自動車の長さ、幅及び高さに応じ、「小型自動車」、「普通自動車」又は「大型特殊自動車」の別を判定するものとする。

なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、当該装置等を取付け、又は取替えた状態のうち、長さ、幅及び高さが最大となる場合の種別とするものとする。

- ② 自動車の用途の分類は、用途区分通達により区分し判定するものとする。

なお、次に掲げるような自動車は公共用応急作業自動車として取扱うものとする。

ア 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車

イ 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 34 年自車第 165 号）による移動無線自動車

ウ 「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 35 年自車第 523 号）による水防用自動車

エ 「鉄道事業または軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」（昭和 40 年鉄総第 413 号の 3）により指定を受けた自動車

オ 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 48 年 3 月 22 日付け自車第 188 号）における応急作業に使用する自動車

- ③ 車体の形状は、次表左欄の自動車の分類に応じた同表右欄のいずれかのうちから判定するものとする。

自動車の分類	車体の形状
乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」
	「オートバイ」「側車付オートバイ」
	「三輪箱型」「三輪幌型」
乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤーエンジン」「アンダーフロア」
貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「荷台昇降車」「脱着装置付コンテナ専用車」
	「トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「ダンプ（トラクタ）」「コンテナ専用車（トラクタ）」
	「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」
	「三輪トラクタ」「三輪トラック（トラクタ）」「三輪バン（トラクタ）」
	「セミトレーラ」「バンセミトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナセミトレーラ」
	「フルトレーラ」「バンフルトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナフルトレーラ」
	「ドリー付トレーラ」「ドリー付パントレーラ」
特種用途自動車 (注 1) (注 2)	【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】 「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」
	【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するための自動車】 「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」
	【用途区分通達 4-1-3 (1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車】 「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」
	【用途区分通達 4-1-3 (2) 患者、車いす利用者等を輸送するための特種な乗車設備

	を有する自動車】 「患者輸送車」「車いす移動車」
	【用途区分通達 4-1-3 (3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車】 「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」
	【用途区分通達 4-1-3 (4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車】 「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」
大型特殊自動車 (注 1)	【用途が「一」となるもの】 「タイヤ・ローラ」(車両重量が 8t 未満のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が 8t 未満のもの)「グレーダ」(車両重量が 5t 未満のもの)「スクレーパ」(積載容量が 3m ³ 未満のもの)「ロータリ除雪自動車」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」(積載容量(能力)が 15t 未満のもの)「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」(車両重量が 3t 未満のもの)「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「農耕作業用トレーラ」「ポール・トレーラ」
	【用途が「建設機械」となるもの】 「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」(車両重量が 8t 以上のもの)「ロード・ローラ」(車両重量が 8t 以上のもの)「グレーダ」(車両重量が 5t 以上のもの)「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」(積載容量が 3m ³ 以上のもの)「アスファルト・フィニッシャ」「ダンパ」(積載容量(能力)が 15t 以上のもの)「ブルドーザ」(車両重量が 3t 以上のもの)

注 1. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨を付記した形状とする。

なお、側車付二輪自動車にあつては、△△二輪とし、5-3-15 (1) 22. に基づき自動車検査証の備考欄へ側車付オートバイである旨記載すること。

〈例〉

「警察車」→ 警察車二輪、警察車三輪

注 2. 特種用途自動車でセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラのものにあつては、その旨を付記した形状とする。(最後尾の「車」を除く。)

〈例〉

「粉粒体運搬車」→ 粉粒体運搬セミトレーラ、粉粒体運搬フルトレーラ、ドリー付粉粒体運搬トレーラ

(2) 構造に関する審査

① 次に掲げる事項について、3 次元測定・画像取得装置、車高測定機、重量計、傾斜角度測定機、巻尺等を用いて審査するものとする。

ただし、ア、ウ(車両重量に限る。)及びエに掲げる事項以外の事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。

また、完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、ア、ウ(車両重量に限る。)及びエに掲げる事項についても、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができるものとする。

ア 長さ、幅及び高さ

イ 最低地上高

- ウ 車両重量及び車両総重量
- エ 車輪にかかる荷重
- オ かじ取車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合
- カ 最大安定傾斜角度
- キ 最小回転半径
- ク 接地部及び接地圧

- ② ①ウ（車両重量に限る。）に掲げる事項について、事務所等に設置されている重量計で測定することが困難な場合には、計量法（平成4年法律第51号）第110条の2の規定に基づく証明書により審査するものとする。

なお、当該証明書は、審査依頼があった自動車と同一の状態で測定したものであること。

- ③ 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合には、①ア又はウに掲げる事項について、「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和7年12月12日付け国自整第181号）を踏まえて審査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

(3) 装置に関する審査（その1）

次表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。

この場合において、①、②及び⑩に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、③、⑥、⑧及び⑨に掲げる事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。

審査事項	器具
① かじ取車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト
② 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト
③ 自動車が発する騒音の大きさ	騒音計等
④ 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器
⑤ 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器
⑥ 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器
⑦ 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ
⑧ 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機
⑨ 警音器の音の大きさ	騒音計等
⑩ 速度計の指度の誤差	速度計試験機
⑪ 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し	検査用スキャンツール

(4) 装置に関する審査（その2）

次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用い、また、必要に応じ手指で揺する等して審査するものとする。

この場合において、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。

- ① 動力伝達装置
- ② 走行装置
- ③ 操縦装置
- ④ 制動装置
- ⑤ 緩衝装置
- ⑥ 燃料装置
- ⑦ 車枠及び車体
- ⑧ 連結装置
- ⑨ 物品積載装置
- ⑩ 内圧容器及びその附属装置

(5) 装置に関する審査（その3）

次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。

- ① 原動機
- ② 電気装置
- ③ 乗車装置
- ④ 前面ガラスその他の窓ガラス
- ⑤ 騒音防止装置
- ⑥ ばい煙等の発散防止装置
- ⑦ 灯火装置及び反射器
- ⑧ 警報装置
- ⑨ 指示装置
- ⑩ 視野を確保する装置
- ⑪ 走行距離計その他の計器
- ⑫ 防火装置
- ⑬ 運行記録計
- ⑭ 速度表示装置
- ⑮ 自動運行装置

(6) 乗車定員又は最大積載量の算定

次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。

- ① 構造に関する事項
 - (2) ①のイからカまで及びクに掲げる事項
- ② 装置
 - (4) ①から⑤まで及び⑦から⑨までに掲げる装置並びに (5) ①及び③に掲げる装置

(7) 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査

型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、(3)（多仕様自動車にあつては、(3) ①から⑩までに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、(4)（多仕様自動車は (4) ⑨を除く。）、(5) ⑤及び⑥の審査を書面審査に代えるものとする。

ただし、提出のあつた書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。

- ① 型式指定自動車
 - ア 完成検査終了証（審査当日において発行後9か月を経過していないものに限る。）があること
 - イ 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと（諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。）
 - ウ 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）
- ② 多仕様自動車
 - ア 出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）があること
 - イ 当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち、「16 かじ取装置」、「21 制動装置（貨物）」、「22 制動装置（乗用）」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「87 前照灯」、「118 警音器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと
 - ウ 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）

4-7-1-2 継続検査

(1) 構造に関する審査（その1）

次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。

この場合において、①又は②については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依通達）」（平成7年11月16日付け自技第234号自整第262号）及び「自動車部品を装着し

た場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成7年11月16日付け自技第235号）を踏まえて審査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

- ① 長さ、幅及び高さ
 - ② 車両重量及び車両総重量
 - ③ 乗車定員
 - ④ 用途及び車体の形状
- (2) 構造に関する審査（その2）

次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。

- ① 最低地上高
 - ② 最大安定傾斜角度
 - ③ 最小回転半径
- (3) 装置に関する審査

4-7-1-1 (3) から (5) までの規定に準じて審査するものとする。

4-7-2 総合判定

(1) 適合

審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認められ、かつ、4-7-3 に該当しないときは、「適合」と判定するものとする。

(2) 不適合

審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認められないときは、「不適合」と判定するものとする。

この場合において、当該自動車が次に掲げる事例のように明らかに危険な状態で運行されると認められるときは、法第71条の2第1項に規定する当該自動車の使用を停止する必要があると認める場合として、「不適合（使用停止）」と判定するものとする。

- ① かじ取装置の著しい損傷（例：ロッド及びアーム類の脱落）
- ② 制動能力の著しい不足（例：ブレーキ系統の失陥）
- ③ 燃料装置からの著しい燃料漏れ（例：燃料ホース・燃料パイプの切損、燃料タンクの亀裂）

(3) 審査中断

- ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-4 (3)、4-7-1 (7)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、4-21-4、4-23 (1) 又は 4-26 (3) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。
- ② 受検者による審査中断事由の補正が行われ、運輸支局等から再び審査依頼があった場合には、審査を再開するものとする。

なお、審査を中断する前に審査済みの装置等については、審査を省略することができる。

4-7-3 審査継続

- (1) 次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に 4-7-2 に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3 の規定にかかわらず、審査当日から起算して15日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として審査を継続することができる。

- ① 自動車の種別、用途、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅又は高さが自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一と判断できないもの
- ② 自動車の申請された用途又は車体の形状が用途区分通達で定められた要件を満足しないもの
- ③ 4-12 に規定する書面の提出又は提示がないもの
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、審査内容に疑義等が生じたもの

- (2) (1) の処理をする場合には、受検者に対しその旨を通告するとともに、自動車検査票の備考欄に、審査を継続する旨及びその理由を明確に記入するものとする。

- (3) 証明書等について真正なものであるか疑義がある場合には、本部に照会のうえ判断するものとする。

なお、受検者に対し「証明書等の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については審査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

- (4) 自動車の審査を行った事務所等の検査担当者は、(1) に掲げる事由のうち自動車機構に起因するものにあつ

ては、可及的速やかに総合判定を行うことができるよう努めるものとする。

なお、いずれの事由であるにかかわらず、総合判定を行うことができるようになった際には、自動車検査票の備考欄に記入した理由を抹消することなく、当該箇所に検査官印の押印を行うものとする。

- (5) 受検者に対し求めた書面の提出若しくは提示又は自動車の提示が審査当日から起算して 15 日を超えても行われない場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。

4-8 審査状況等の電磁的な記録

4-8-1 審査状況の記録

- (1) この章の規定に基づく受検車両の審査状況については、別途理事長が定める方法により自動車審査高度化施設を用いて審査の経過と同時に記録するものとする。
- (2) 障害により自動車審査高度化施設を使用できない場合は、自動車検査票 1 及び自動車検査票 2 に記録を行い、障害の復旧後速やかに自動車審査高度化施設への入力を行うものとする。

4-8-2 画像の取得及び保存

- (1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 4-8-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあっては、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。

ただし、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得を行うことが困難な場合又は 3 次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあっては、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。

この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

- (2) 次回審査時に活用するための記録として、審査した次に掲げる部位を自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラを用いて撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。
- ① 座席の変更にかかる書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動車の座席まわり
 - ② 7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（ア又はイの自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。）
 - ア 7-107-1（2）及び（3）が適用される自動車
 - イ 指定自動車等であって 7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置に変更がないもの
 - ③ 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車の当該認定において指定された基準に係る部分
 - ④ その他撮影記録が必要と判断した部位

（例）改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備
- (3) (1) 及び (2) において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。
- なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。
- (4) (1) 及び (2) において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。
- (5) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

4-8-3 諸元の測定

- (1) 次に掲げる自動車を除き、受検車両の長さ、幅及び軸距の測定は 3 次元測定・画像取得装置を用いて行うこと。

なお、その他の諸元項目であって、3 次元測定・画像取得装置により測定可能なものは 3 次元測定・画像取得装置による測定を行ってもよい。

- ① 自動車検査上屋に入場できない自動車
- ② 3 次元測定・画像取得装置の測定限度を超える自動車
- ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車
- ④ 牽引車と連結した状態で 4-8-2 の画像の取得を行う被牽引自動車
- ⑤ 自動車の構造等により 3 次元測定・画像取得装置を用いて諸元の測定を行うことが困難な自動車

4. 審査事務規程の第72次改正概要

プレスリリース
令和 8 年 3 月 25 日



－ 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定は令和 8 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
 - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
3. 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、令和8年10月1日から適用することとしましたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

○改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領
改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和9年3月31日

- コ ヘッドライト検査の際は、通常走行姿勢で受検してください。
- サ 排気ガス検査車で2サイクル車は、選択ボタンを押してください。
- シ 車両から離れる際は、スタンドを立てる等、転倒防止を図ってください。
- ス 検査コースを通過する場合は、車両に立ち上がって乗車した状態で通行しないでください。

⑥ 3次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項

- ア 停止位置案内線に沿って、検査コースの中央に直進姿勢で停止してください。

- (4) 事務所等の窓口には行政手続法（平成5年法律第88号）の規定による審査基準等を備えつけ、又は窓口において申請者の求めに応じて審査基準等を提示するものとする。

4-3 自動車検査場における審査業務を行う日及び審査時間並びに検査コースの閉鎖

- (1) 自動車検査場における審査業務を行う日は、次に掲げる日を除く日とする。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ④ その他理事長が特に指定する日

- (2) 自動車検査場における審査は、1日を次表左欄に掲げる4つのラウンドに区分し、同表右欄の時間帯において実施するものとする。

ただし、事務所等の長は、繁忙期等においてラウンド内に審査業務が適正かつ確実に処理できないと判断した場合には、運輸支局等と調整し、4つの時間帯以外のラウンドを定めることができる。

また、検査の種別に応じて、審査を行うラウンドを限定することができる。

1 ラウンド	9:00 ～ 10:15
2 ラウンド	10:30 ～ 12:00
3 ラウンド	13:00 ～ 14:15
4 ラウンド	14:30 ～ 16:00

- (3) 事務所等の長は、必要な範囲において検査コースの一部又は全部を閉鎖することができるものとする。

4-4 不適切な補修等

- (1) 第6章から第9章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け

- イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）

- ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

- エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの

- オ 灯火器（7-65（8-65）から7-95（8-95）までに規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）

- カ 7-41（8-41）に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの

② 装置又は部品の取外し

- ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テ

- ブ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの
- イ 不点灯状態にある灯火（7-65（8-65）から 7-95（8-95）までに規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、速度表示装置及びアの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの
- ウ タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの
- ③ 装置又は部品の補修
- ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修
- イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの
- エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたものの以外の異物が詰められているもの
- オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたものの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの
- カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの
- キ 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの
- ④ 車体又は装置への表示
- ア 貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの
- イ 表示された内容が容易に消えるもの
- ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外することができるもの（7-35-1（8-35-1）（2）の表示を除く。）
- (2) 灯火器、7-107（8-107）の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。
- 当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。
- (3) 自動車の装置又は部品の取付状態が（1）及び（2）に該当しない場合であっても、次に掲げる事由に該当するときには、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
- ① 自動車の長さ、幅又は高さに影響を及ぼす板又はパイプその他の車体の外形に馴染まないものを、自動車の外側の表面上に取付ける等の胡乱な状態であるとき
- ② 保安基準に適合させるために取付けられた装置であって指定自動車等と異なると認められるものについて、検査後に取外される一時的な取付け等の疑いがあり、受検者から当該構造の合理的な理由が説明されないとき

4-5 製作年月日等

4-5-1 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

なお、並行輸入自動車において「保安基準適用年月日」と表現しているものは「製作年月日」として取扱うものとする。

- (1) 法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）には、次のいずれかの日とする。

ただし、令和 6 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和 6 年 3 月 31 日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号）に基づき試作車・組立車審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製

(10) 適用する基準の判断資料

自動車に適用される基準が提示された自動車及び書面等により判断できない場合にあっては、受検者から当該自動車に適用される基準が判断できる資料（写しをもって代えることができる。）の提出又は提示があった場合に限り、当該基準を適用し審査するものとする。

(11) 自動車部品の由来の確認資料

受検車両に装着されている自動車部品が、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）であるかどうか判断できない場合には、受検者に対し当該部品に係る資料の提示を求め審査するものとする。

4-13 新規検査等の書面審査

4-13-1 当日書面審査

(1) 別添 2「新規検査等書面審査要領」3. 1. に該当する自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 4-13-1 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添 2「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。

(2) 別添 2「新規検査等書面審査要領」3. 1. に該当する自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び添付資料を提出することを求めるものとする。

ただし、添付資料のうち自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。

(3) 新規検査等届出書及び添付資料に不備があった場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

4-13-2 事前書面審査

(1) 別添 2「新規検査等書面審査要領」3. 2. に該当する自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更（以下 4-13-2 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添 2「新規検査等書面審査要領」により実施するものとする。

(2) 別添 2「新規検査等書面審査要領」3. 2. に該当する自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添 2「新規検査等書面審査要領」2. (3) の代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。

(3) 新規検査等届出書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取上げる旨の申告があった場合には、別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。

(4) 別添 2「新規検査等書面審査要領」3. 2. に該当する自動車の新規検査等に係る審査は、新規検査等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。

(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない別添 2「新規検査等書面審査要領」3. 2. に該当する自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書及び添付資料の内容及び提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

4-14 並行輸入自動車の事前書面審査

(1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 4-14 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添 3「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

(2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（別添 3「並行輸入自動車審査要領」2. (13) の複数台数届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。

(3) 並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取上げる旨の申告があった場合には、別

別添 2 (4-13 関係)

新規検査等書面審査要領

1. 目的

この要領は、特定の自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項変更をいう。
- (2) 「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。
- (3) 「代表届出」とは、型式及び構造・装置が同一の自動車（4.2. (2) なお書きの規定を適用している自動車を含む。）を複数の事務所等で受検するため、類別区分番号又は車両仕様記号を特定した届出をいう。
- (4) 「代表届出自動車」とは、代表届出をしたことにより事前審査管理番号を有する自動車（4.2. (2) なお書きの規定を適用している自動車を含む。）をいう。
- (5) 「届出者」とは、新規検査等届出書及び添付資料を提出する者をいう。
- (6) 「届出書等」とは、新規検査等届出書及び添付資料をいう。
- (7) 「類別区分番号」とは、諸元表に記載された類別区分番号をいう。
なお、新型届出自動車の場合には「類別区分番号」を「類別」に読み替えて適用する。
- (8) 「技術基準等適合証明書」とは、当該自動車が技術基準等に適合していることを当該自動車を製作した者が証明した書面をいう。
- (9) 「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあつては検査課の長）をいう。

3. この要領の対象となる自動車

3.1. 当日書面審査

次のいずれかに該当する自動車は、当日書面審査を実施するものとする。

- (1) 新車の指定自動車等
[検査種別]
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）
[自動車の種類]
指定自動車等とする。（3.2. に該当する自動車を除く。）
- (2) 新車の試作車又は組立車
[検査種別]
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）
[自動車の種類]
試作車又は組立車とする。（3.2. に該当する自動車を除く。）
- (3) 新車の保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車
[検査種別]
新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）
[自動車の種類]
保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車とする。

3.2. 事前書面審査

次のいずれかに該当する自動車は、事前書面審査を実施するものとする。

- (1) 技術基準等の審査を要する自動車

[検査種別]

新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）

[自動車の種類]

指定自動車等であって、自動車製作者が選択した仕様により自動車型式認証取得時に基準適合性審査を受けていない構造・装置がある又は自動車型式認証取得時に対して変更している構造・装置があることにより、新規検査又は予備検査の際に、審査を受けていない部分並びに変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が別表第 1 に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを書面により改めて審査する必要がある自動車とする。

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

- ① 多仕様自動車及び新型届出自動車以外の自動車であって、同一型式内の他の類別区分番号に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
 - ② 多仕様自動車又は新型届出自動車であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合
 - ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、別表第 1 に掲げる技術基準等のうち、6-65 から 6-95 までに掲げるもののみを変更した場合
 - ④ 多仕様自動車であって、別表第 1 に掲げる技術基準等のうち、6-65 から 6-95 までに掲げるものについて、技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）を提出する場合
 - ⑤ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されているⒺマーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
 - ⑥ 本則 7-54-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
 - ⑦ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ① から⑦までの基準に適合するよう取付け、かつ、後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 8 号様式）及び当該装置に係る装置型式指定通知書等の写しを提出する場合
 - ⑧ UN R165 の 6. の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないものであって、本則 6-105 の 2-2 (2) ②アからエまでの基準及び③に掲げる条件に適合するよう取付けられ、かつ、車両後退通報装置の取付状態確認書（第 9 号様式）の提出により当該様式に掲げる全ての項目を確認できる場合
 - ⑨ 構造・装置の変更等が法第 63 条の 3 の規定に基づく改善措置により行われる場合
- (2) 自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車

[検査種別]

新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を含む。）の検査に限る。）

[自動車の種類]

次に掲げる変更をする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）とする。

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が 9 人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）

- ア 乗車定員が 9 人以下の乗用自動車
- イ 乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 5 トン以下の乗用自動車
- ウ 乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 5 トンを超える乗用自動車
- エ 車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車
- オ 車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下の貨物自動車
- カ 車両総重量が 12 トンを超える貨物自動車

※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。

- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 11 人以上
 - イ 10 人
 - ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
 - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
 - イ 軽から普通又は小型に変更
 - ウ 普通又は小型から軽に変更
 - ④ 前 1 軸後 1 軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10 トン以下から 10 トン超え 11.5 トン以下に変更するもの（後軸重 10 トン超え 11.5 トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）
- (3) 特定の大型特殊自動車

[検査種別]

新規検査又は予備検査

[自動車の種類]

自動車の種別について、小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車とする。

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

- (4) 特定の被牽引自動車

[検査種別]

新規検査、予備検査又は構造等変更検査

[自動車の種類]

次の①又は②に掲げる被牽引自動車とする。

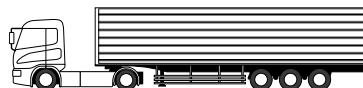
ただし、次の (ア) から (エ) までに掲げる自動車を除く。

- (ア) 代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）
- (イ) 本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車
- (ウ) 幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車
- (エ) 法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの

- ① 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの

ア バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）

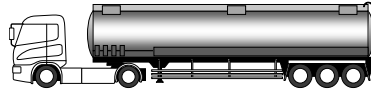
※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等



イ タンク又はこれに類するもの

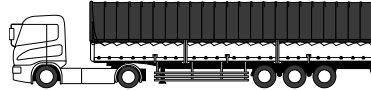
※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ

ラ等



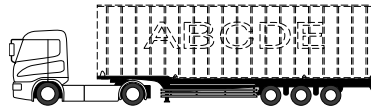
ウ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のものを除く。）

※車体の形状：セミトレーラ等



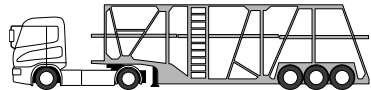
エ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

※車体の形状：コンテナセミトレーラ等



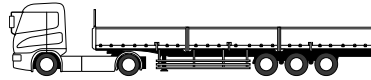
オ 専ら車両を運搬する構造のもの

※車体の形状：セミトレーラ等



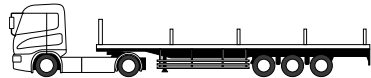
カ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等



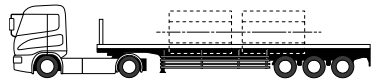
キ 荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあつては、脱着式のものであつてもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



ク 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



② 物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 最遠軸距が 5m 未満であつて、車両総重量が 20t 超 36t 以下のもの

イ 最遠軸距が 5m 以上 7m 未満であつて、車両総重量が 22t 超 36t 以下のもの

ウ 最遠軸距が 7m 以上 8m 未満であつて、車両総重量が 24t 超 36t 以下のもの

エ 最遠軸距が 8m 以上 9.5m 未満であつて、車両総重量が 26t 超 36t 以下のもの

オ 最遠軸距が 9.5m 以上であつて、車両総重量が 28t 超 36t 以下のもの

(5) 改造自動車

[検査種別]

新規検査、予備検査、構造等変更検査、自動車検査証記録事項の変更申請

[自動車の種類]

型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車若しくは輸入自動車特別取扱自動車又は本邦において有効な自動車検査証若しくは自動車予備検査証の交付を受けたことがある並行輸入自動車であつて、別表第 2 に規定する範囲の改造（次の①から⑤までに掲げるものを除く。）を行つた自動車とする。（当該自動車の車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたものに限る。また、新たに運行の用に供しようとする

型式指定自動車、多仕様自動車又は新型届出自動車については、改造を行った装置数が、別表第 2 に掲げる装置のうち当該自動車に備えていた装置数の 2 分の 1 未満のものに限る。なお、被牽引自動車の車軸アッセンブリ交換（走行装置、制動装置及び緩衝装置）については改造を行った装置数を 1 とみなす。）

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

- ① 自動車製作者が当該自動車の補修のために供給した部品を用いた補修交換
- ② 法第 63 条の 3 の規定に基づく改善措置により行われる改造
- ③ 「車両総重量が 8 トンクラスの自動車の最大積載量の指定に係る標準改造要領について」（平成 7 年 1 月 30 日付け自技第 13 号）又は「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成 10 年 3 月 23 日付け自技第 60 号）の別添標準改造要領による改造
- ④ 指定自動車等の改造であって、同一の型式内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの（動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。）

※「同一の型式」には、自動車排出ガス規制の識別記号のみが異なるもの、主要構造が同一であって原動機や駆動軸数等一部の仕様が異なるために型式を異にしているもの（通称名が同一の自動車）及び主要構造が同一であって車名が異なるために型式を異にしているもの（いわゆる OEM 車）を含む。

- ⑤ 乗車定員が 9 人以下の乗用自動車又は車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの（緩衝装置の改造に限る。）

※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。

〔補足説明〕

「車枠（車体）が 2 分の 1 以上残されたもの」とは、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積に対し、改造後の自動車に残された①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分の上面及び側面からの投影面積が、それぞれ 2 分の 1 以上重複するものをいう。

- ① 型式指定自動車又は多仕様自動車にあっては型式について指定を受けた状態、新型届出自動車にあっては新型届出による取扱いを受けた状態、輸入自動車特別取扱自動車にあっては輸入自動車特別取扱を受けた状態、並行輸入自動車にあっては本則 4-14（2）に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料が提出された状態

- ② 「車枠（車体）構成部分」とは、次に掲げる部分とする。

ア 車枠を有する自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあっては当該部分とする。）

イ 車枠を有する被牽引自動車にあっては、当該車枠構成部分（車枠の主要部分（メインフレーム）が明らかなものにあっては当該部分とする。また、材質を変化させることなくフレーム部分の垂直方向における高さのみを短縮又は延長した部分については、これにかかわらず、①に掲げる状態の車枠（車体）構成部分とみなすこととする。）

ウ モノコック構造の車体を有する自動車にあっては、ルーフ、アンダーフロア及びサイドパネル等の当該車体構成部分

エ 車枠及びモノコック構造の車体を有する自動車にあっては、ア又はイ及びウの当該構成部分

- ③ 「投影面積」とは、自動車を基準面に置いた状態における次のア及びイに掲げる面積とする。

ア 基準面へ投影した面積

イ 車両中心線を含む鉛直面に対して平行で、車枠（車体）の外側に接する鉛直面へ投影した面積

4. 届出書等

4.1. 新規検査等届出書及び添付資料

本則 4-13-1（2）及び 4-13-2（2）で規定する新規検査等届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

この場合において、複数の欄に該当する自動車（3.2. の（1）と（4）の両方に該当する自動車など）の場合

には、組み合わせて適用すること。

なお、記載方法及び添付資料の詳細は、別紙によるものとする。

自動車の種類		当日書面審査			事前書面審査				
		3. 1. (1)	3. 1. (2)	3. 1. (3)	3. 2. (1)	3. 2. (2)	3. 2. (3)	3. 2. (4)	3. 2. (5)
新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））		○	○	○	○	○	○	○	○
新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））		○	—	○	○	—	○	○	○
添付資料	自動車を特定する書面	○	○	○	※1	※1	※1	※1	※1
	諸元表又は車両諸元要目表	※2	—	○	○	—	○	○	○
	「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式	※3	—	—	※3	—	—	※3	—
	外観図	△	—	○	△	△	○	○	△
	重量分布計算に関する書面	△	—	—	△	—	○	△	△
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	—	—	△	△	△	△	△
	最小回転半径に関する書面	△	—	—	△	—	△	△	△
	連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式）	△	—	—	△	△	—	—	—
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）	※4	—	○	※4	※6	△	—	△
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	※5	—	※5	※5	※6	△	—	△
	技術基準等への適合性を証する書面	△	—	—	○	△	△	△	△
	灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）	※7	—	—	※7	—	※7	※7	—
	灯火器等の取付装置の技術基準適合確認書（第 6-2 号様式）	※8	—	—	※8	—	※8	※8	—
	後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 7 号様式）	※9	—	—	※9	—	—	—	—
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 8 号様式）	※10	—	—	※10	—	—	—	—
	車両後退通報装置の取付状態確認書（第 9 号様式）	※11	—	—	※12	—	—	—	—
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	—	△	△	△	△	△
	物品を積載する装置の構造に関する書面	—	—	—	—	—	—	○	—
	連結検討書（第 3 号様式）又は自動車製作者が発行した「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	△	△	—	△	△	—	○	△
	試作車・組立車審査結果通知書等	—	○	—	—	△	—	△	—

ガス容器等再試験結果証明書（本則様式 16）	※13	—	※13	※13	—	—	—	—
改造部分詳細図	—	—	—	—	—	—	—	○
改造部分の強度検討書	—	—	—	—	—	—	—	○
電力により作動する原動機を有する自動車の要目表（第 10 号様式）	—	—	—	—	—	—	—	※14
その他書面	△	△	○	△	△	△	△	△

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、—印は該当しないことを示す。

(2) ※1 は、個別届出又は複数台数届出の場合は○印、代表届出の場合は—印とする。

(3) ※2 は、完成検査終了証の提示がある自動車（原動機の最高出力及び最高出力時の回転数に変更があるものを除く。）は—印、それ以外の自動車は○印とする。

(4) ※3 は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は—印とする。

(5) ※4 は、被牽引自動車は—印、それ以外の自動車は○印とする。

(6) ※5 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は—印とする。

(7) ※6 は、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車の新規検査の場合は○印、それ以外の場合は—印とする。

(8) ※7 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合又は自動車型式認証取得時に当該基準の適合性審査を受けていない多仕様自動車の場合は○印、それ以外の場合又は使用の過程にある自動車の場合は—印とする。

この場合において、技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）の提出をもって代えることができる。（3. 1. に該当する多仕様自動車の場合は技術基準等適合証明書（第 4 号様式）に限る。）

(9) ※8 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合又は自動車型式認証取得時にこれらの基準の適合性審査を受けていない多仕様自動車の場合は○印、それ以外の場合又は使用の過程にある自動車の場合は—印とする。

この場合において、技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）の提出をもって代えることができる。

(10) ※9 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印、それ以外の場合は—印とする。

(11) ※10 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印、それ以外の場合は—印とする。

(12) ※11 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合は—印とする。

(13) ※12 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は—印とする。

(14) ※13 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）は○印、それ以外の自動車は—印とする。

(15) ※14 は、原動機（電力により作動する原動機に限る。）又は電気装置（原動機用蓄電池に限る。）の改造を行った自動車は○印、それ以外の自動車は—印とする。

(16) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性

に影響のある自動車を除く。)であって、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に当該装置の型式指定番号の記載がある場合には、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。

(17)【当日書面審査の自動車の適用】完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に車台番号の記載がある場合には、新規検査等届出書(第1号様式(その2))及び添付資料(自動車を特定する書面を除く。)を省略することができる。

(18)【当日書面審査の自動車の適用】代表届出自動車と型式及び構造・装置が同一の自動車にあっては、本表における添付資料のうち、自動車を特定する書面、施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)及び施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)以外のものを省略することができる。

(19)【当日書面審査の自動車の適用】代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)であって、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその旨の記載がある場合には、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。

4.2. 届出書等の提出方法

(1) 届出書等は、自動車1台毎に1部を、新規検査等を受検する事務所等に提出するものとする。

ただし、型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、該当する自動車の車台番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

- ① 新規検査等届出書(第1号様式(その1))・・・1部
- ② 新規検査等届出書(第1号様式(その2))・・・車台番号毎
- ③ 添付資料のうち自動車を特定する書面・・・車台番号毎
- ④ 添付資料・・・重複するものは省略可能

(2) 代表届出の場合は、型式及び類別区分番号又は車両仕様記号を特定した自動車の届出書等1部を、地方検査部又は沖縄事務所に提出するものとする。

なお、次に掲げる全ての条件に該当する別型式の自動車が存在する場合には、当該代表届出に含めることができるものとし、これを適用するときは、追加する自動車について、型式を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載するとともに、条件に該当していることが明確に確認できる資料及び諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。

- ① 乗車定員が9人以下の乗用自動車
- ② 技術基準等の適合性に係る構造・装置が同一
- ③ 型式が相違している理由が、自動車型式認証実施要領附則1別表第1の表中「4 原動機の種類及び主要構造」、「5 燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6 動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ
- ④ 別表第2に規定する範囲の改造をしていない
- ⑤ 添付書面において、諸元表又は車両諸元要目表以外が同一

(3) 届出書等は、4.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。

(4) 届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。

なお、当日書面審査の自動車については、検査コースにおける審査の開始までに①の方法により提出するものとする。

- ① 事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等(地方検査部にあつては検査課)に直接提出する方法
- ② 郵送により提出する方法
- ③ オンライン届出システムにより電磁的に提出する方法

(5) 普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であつて、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が举证責任を負うものとする。

5. 届出書等の受理等【事前書面審査の自動車の適用】

5.1. 受理

- (1) 提出された届出書等について、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するものとする。
- (2) 4.2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等を受理した場合には、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。
- (3) 4.2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等にあつては（2）の処理、4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
- (4) (2) 及び（3）における事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。

① 個別届出又は複数台数届出の場合

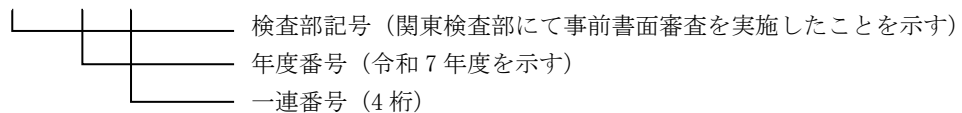
S、事務所コード（3桁）、年度番号（2桁）及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。

② 代表届出の場合

検査部記号、年度番号（2桁）、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。

（例）関東検査部の場合

関東技審 07-0001



地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	北海道技審	近畿検査部	近畿技審
東北検査部	東北技審	中国検査部	中国技審
関東検査部	関東技審	四国検査部	四国技審
北陸信越検査部	北信技審	九州検査部	九州技審
中部検査部	中部技審	沖縄事務所	沖縄技審

5.2. 不受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。

この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。

① 4.2. (4) ①の方法により提出された届出書等にあつては、口頭により通知する。

② 4.2. (4) ②の方法により提出された届出書等にあつては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。

なお、電話等により通知ができない場合にあつては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。

③ 4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては、オンライン届出システムにより通知する。

- (2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。

なお、(1) ②の方法により通知した場合であつて、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

- (3) あて先不明等の事由により、(1) ②なお書き又は(2) なお書きの返送が不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

5.3. 届出書等の取下げ

- (1) 本則 4-13-2 (3) で規定する取下願出書は、第12号様式とする。
- (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに受付印を押印し、届出書等を届出者に返却するものとする。
- (3) 4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては、届出者がオンライン届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。

6. 書面審査の審査日数【事前書面審査の自動車に適用】

書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して11業務日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。

7. 書面審査【事前書面審査の自動車に適用】

- (1) 自動車（複数台数届出や代表届出の場合には対象とした全ての自動車）について、当該届出に係る構造・装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。
- (2) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できない場合には、その他書面として、必要な書面の提出を求めるものとする。
- (3) 3.2.(5)の改造自動車であって、新たに運行の用に供しようとする型式指定自動車、多仕様自動車又は新型届出自動車の場合には、改造を行った装置数が、別表第2に掲げる装置のうち当該自動車が備えていた装置数の2分の1未満であることを確認するものとする。
- (4) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第15号様式）に記録するものとする。
なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。
- (5) 個別届出又は複数台数届出の場合における、提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。
 - ① 4.2.(4)①又は②の方法により提出された届出書等であって書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。
 - ② ①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第13号様式中の「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載するものとする。
- (6) 代表届出の場合における、提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、書面審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととする。

8. 書面審査の決裁等【事前書面審査の自動車に適用】

8.1. 書面審査結果の起案

- (1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。
なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。
この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」のいずれかのみを審査する場合に限り、事務所長等は稟議方法等を指定することができる。
 - ① 個別届出又は複数台数届出の場合
第13号様式
 - ② 代表届出の場合
第14号様式（その1及びその2）
- (2) 3.2.(5)の審査を行った場合には、第13号様式又は第14号様式（その2）の自動車検査証の備考欄入力事項欄に、改造された装置名とともに改造自動車審査番号を記載するものとする。
なお、改造自動車審査番号の構成は、事務所等の名称と「改」を組み合わせた記号及び一連番号とする。
（例）関東検査部の場合 関東改第1号

8.2. 書面審査結果の決裁等

8.1.により事務所長等（代表届出の場合にあつては地方検査部又は沖縄事務所の長）の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

8.3. 書面審査終了の連絡

- (1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。
- (2) 4.2.(4)①又は②の方法により提出された届出書等（代表届出に限る。）にあつては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書（第1号様式（その1））の写しを届出者に交付するものとする。

- (3) 4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等（代表届出に限る。）にあつては、別途定める方法で通知するものとする。

8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管

書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の受検があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。

9. 現車審査

- (1) 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。

この場合において、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「事前審査管理番号」欄に記載がある自動車の場合には、記載された事前審査管理番号に該当する届出書等の内容との同一性を確認するものとする。

- (2) 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。

- ① 技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）が提出されていた自動車の場合は、この様式を無効とし、灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）を求めて改めて事前書面審査を実施するものとする。
- ② 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）が提出されていた自動車の場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。

- (3) 3.2. (5) の改造自動車については、次の点に留意すること。

- ① 型式及び車台番号（複数台数届出や代表届出の場合には限定条件）並びに改造部分及び改造方法が書面審査が終了した届出書等の内容と同一であることを確認する。
- ② 指示事項として、改造部分の確認や最大安定傾斜角度等の測定を行う旨が記載されている場合は、測定器具等を用いて確認する。

- (4) 提示された自動車と書面審査が終了した届出書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、次表に定める範囲内とする。

この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。

ただし、次表に定める範囲を超えるものであつても、書面審査が終了した届出書等に記載されている変更内容と相違がなく、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。

項目		長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	車両重量 (kg)
自動車等の種類					
乗用自動車	普通自動車	±30	±20	±40	±60
	小型自動車（二輪自動車を除く。）	±30	±20	±40	±50
	二輪自動車	±30	±20	±30	±10
	軽自動車	±30	±20	±40	±40
乗用自動車以外の自動車（大型特殊自動車を除く。）	普通自動車	±50	±30	±60	±100
	小型自動車	±30	±20	±40	±60
	軽自動車	±30	±20	±40	±40
大型特殊自動車		±50	±30	±60	±200

10. 届出書等の保存期間

10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等の日から 3 年間（代表届出の場合にあつては書面審査が終了した日から 5 年間）、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。

ただし、4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては、別途定める方法により保存するものとする。

10.2. 取下願出書（第 12 号様式）

受理日から1年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。

10.3. 新規検査等の受検がない自動車の届出書等

- (1) 個別届出又は複数台数届出の場合にあつては、書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の受検がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。
 - ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から4年を経過した日
 - ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日

別表第2（別添2関係）

対象装置	改造内容	改造事例	改造内容及び改造事例の留意すべき事項
1. 車枠及び車体	① 車枠を有する自動車であって、次に掲げる変更を行うもの ・車枠の形状の変更 ・車枠の断面形状の変更 ・軸距間の車枠の延長又は短縮 ② モノコック構造の車体を有する自動車であって、次に掲げる変更を行うもの ・直径が 250mm の円の範囲を超えて、穴又は切り欠きを設けたものであって、開口部周囲を補強しないもの ・車体の形状を箱型⇔幌型にするもの ・アンダーボディ又はルーフを変更して、運転者室、客室及び荷台を延長又は短縮するもの ・フロント・オーバーハング部又はリヤ・オーバーハング部を延長又は短縮するもの ・乗合自動車等（いわゆるバス型のモノコック構造の車体をいう。）の主要骨格構造を変更するもの ③ 二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの	ストレート⇔キックダウン コ形⇔□形 標準車⇔リムジン車 乗降口の追加等 オートバイ⇔側車付オートバイ（サイドカー型、トライク型）	標準車の軸距を基とする。 主要骨格構造（車体強度を主として受け持つ骨材部分（各メンバ部、各フレーム部、各アンカ部、各ピラー部、サイドシル部、サイドレール部等）をいう。以下②において同じ。）を変更するものを含む。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴う場合にはこれによらず、届出対象とする。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴うものに限る。 主要骨格構造の切断、加工又は変更を伴うものに限る。 「乗合自動車等の主要骨格構造」とは、車体強度を主として受け持つ窓下部の骨材及び乗降口周囲をいう。 二輪自動車部分に変更を加えないものを含む。
2. 原動機	① 型式の異なる原動機に変更するもの ② 原動機の総排気量を変更するもの	シリンダーのボア径の変更 ピストンのストローク量の変更	新設又は追加するものを含む。
3. 動力伝達装置	① プロペラシャフトの寸法又は材質の変更 ② ドライブシャフトの寸法又は材質の変更 ③ トランスミッションについて、次に掲げる変更を行うもの ・操作方式の変更 ・異なるトランスミッション型に変更するもの ・クラッチの方式の変更	手動式⇔自動式 A型⇔B型 機械式⇔電磁式	新設又は追加するものを含む。 新設又は追加するものを含む。 変速比又は変速段数の変更を除く。 新設又は追加するものを含む。 同方式で強化型に変更するものは除く。 新設又は追加するものを含む。

	④ 駆動軸数の変更を行うもの ⑤ 駆動軸への動力伝達方式について、次に掲げる変更を行うもの ・チェーン式 / ベルト式⇔ドライブシャフト式	前輪駆動・後輪駆動⇔全輪駆動	新設又は追加するものを含む。 原動機から駆動軸までの動力伝達方式の変更をいう。 ベルト、チェーン式などの併用式を含む。
4. 走行装置	① 走行方式について、次に掲げる変更を行うもの ・タイヤ⇔カクタピラ又はそり		新設又は追加するものを含む。
	② フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの	二輪車⇔側車付二輪車⇔三輪車	新設するものを含む。ただし③にかかわる場合を除く。
	③ 軸数の変更を行うもの		
5. 操縦装置	① かじ取ハンドルの位置の変更を行うもの	右⇔左	かじ取ハンドルを追加するものを含む。
	② 操舵軸数の変更を行うもの	4WS⇔2WS	乗車定員 10 人以下の乗用自動車に備える油圧、電力などで作動する後輪の操舵機構を取外し 2WS としたものを除く。
	③ リンク装置について、次に掲げる変更を行うもの ・ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取付位置を変更するもの	ラック & ピニオン式⇔ボールナット式	新設又は追加するものを含む。 ギヤボックスの変更等に伴い、ロッド、アーム類及びナックルを変更するものを含む。
	④ かじ取操作方式について、次に掲げる変更を行うもの ・手動式から足動式		新設又は追加するものを含む。
6. 制動装置	① 制動方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ドラム・ブレーキ⇔ディスク・ブレーキ ・内部拡張式⇔外部収縮式 ・油圧式⇔空気式 ・主制動装置なし⇒主制動装置あり	ディスク式駐車ブレーキ⇔ドラム式駐車ブレーキ ディスク式主ブレーキ⇔ドラム式主ブレーキ 被牽引自動車の車両総重量の増加に伴う慣性制動装置の装着	ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスタースリリンダ及びホイールスリリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧(空気圧)弁等の変更は、制動方式の変更には該当しないものとする。
7. 緩衝装置	① 緩衝装置の種類について、次に掲げる変更を行うもの		

	・コイルスプリング⇔リーフスプリング⇔トーションスプリング⇔ウォーキングビーム⇔トラニオン⇔エア（油圧）サスペンション		複合式に変更したものを含む。 ただし、車高の調整を行うことを目的とするもの等緩衝装置の補助的な役割（主ばねが路面からの衝撃に対し十分な容量を有している場合をいう。）を持つばね等の装着等を除く。
	② 懸架方式について、次に掲げる変更を行うもの ・リーフスプリング、ブラケット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うもの	ストラット式⇔マルチリンク式 リジッドアックスル式⇔独立懸架式	新設又は追加するものを含む。 リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。 車軸式の走行装置を保持するための部品、二輪自動車、側車付二輪自動車のスイングアーム、フロントフォークを除く。 サスペンションアームとは、テンションロッド、ラテラルロッド、アライメント調整を目的とするリンク等、専ら車輪の位置決めに用いる部品を除き、緩衝装置の作動を主に受け持つているものをいう。
8. 連結装置	① 次に掲げる連結器の取付け又は連結器本体について、変更を行うもの ・第五輪式連結器 ・ピントルフック式連結器 ・ベルマウス式連結器 ・ヒッチボール式連結器	A型式⇔B型式 フルトレーラ牽引用ピントルフック式連結器の取付等	牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備える被牽引自動車又はこれを牽引する牽引自動車の連結装置に限る。 新設、追加又はその他の形式の連結装置の取付等を含む。 この場合における「変更」とはサイズ（牽引可能な重量、第五輪荷重等の許容荷重等）、牽引方式（第五輪式、ピントルフック式等牽引装置の方式）の変更をいう。 連結器の取付装置の変更（スライドカプラのスライド機構の取付け、ハイリフトカプラのリフト機構の取付等）又はポール・トレーラの連結案内棒を連結するための装置の取付けはこの場合の「変更」とみなさない。
9. 燃料装置	① 燃料の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・ガソリン⇔軽油⇔液化石油ガス（LPG）⇔圧縮天然ガス（CNG）⇔メタノール⇔その他の燃料 ・電気からガソリン等の燃料に変更するもの ・ハイブリッド		併用式に改造するものを含む。 当該自動車の走行用の燃料として使用しないものを供給等するための装置の追加は除く。 10. の電気装置に係るものを除く。
10. 電気装置	① 走行に係る原動機用蓄電池について、次に掲げる変更を行うもの ・取付位置の変更		新設又は追加するものを含む。 原動機用蓄電池の取付部を加工せずに、同一型式内に設定のある原動機用蓄電池に交換する場合を除く。

	・電池の定格電圧、種類又は総容量の変更	鉛⇔ニッケル水素⇔リチウム	新設又は追加するものを含む。
②	車両外部から走行に係る原動機用蓄電池に充電するため の充電装置について、次に掲げる変更を行うもの ・充電方式の変更 ・外部電源の変更	接触式⇔非接触式 直流電源⇔交流電源、単相⇔三 相、定格電圧	

4-26 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車の審査

保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車については、次により審査するものとする。

- (1) 適用される基準のうち保安基準第 58 条の 3 の規定による認定において指定されたものについては、受検車両の構造・装置が当該認定を受けた状態と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のない場合は、当該基準に適合しているものとみなす。
- (2) (1) の基準以外の基準のうち、書面等その他適切な方法により審査する項目については、受検車両の構造・装置が当該認定を受けた状態と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、当該項目に係る基準に適合しているものとして取扱う。
- (3) 次に掲げる事由に該当する場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
ただし、①及び②の事由について、当該事由に係る構造・装置が保安基準に適合すると認められる場合にあってはこの限りでない。
 - ① (1) により確認した結果、同一と認められないとき
 - ② 保安基準第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき付された条件（自動車の構造等に係るものに限る。）を満たしていないとき
 - ③ 用途又は車体の形状が保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた状態と異なるとき
 - ④ 別添 2「新規検査等書面審査要領」別表第 2 に規定する範囲の改造（同別添 3. 2. (5)「自動車の種類」の①、②及び⑤に掲げるものを除く。）が行われているとき
- (4) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合の最大積載量の算定にあたっては、道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領別表第 1 の車両諸元要目表に記載された最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。

4-27 基準適合性審査時におけるその他確認事項

次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。

確認対象自動車	確認事項	対応
① 自動車登録番号標又は車両番号標を取付けている自動車	ア 番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に表示されていること イ ナンバープレートカバーが装着されていないこと ウ フレーム、ステッカー等で被覆されていないこと エ 回転して表示されていないこと	不適切表示を確認した場合には、自動車検査票 1 の「番号標板」を○で囲み、不適切表示である旨を記入
② 自動車登録番号標を取付けている自動車	自動車の後面に取付けた自動車登録番号標の左側の取付箇所	封印がない場合には、自動車検査票 1 の「封印」を○で囲み、ない旨を記入
③ 自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けている自動車	取付けの有無	取付けがない場合には、自動車検査票 1 の「番号標板」を○で囲み、ない旨を記入
④ 土砂等運搬大型自動車	自重計の取付けの有無	自重計がない場合には、自動車検査票 1 の「自重計」を○で囲み、ない旨を記入
⑤ 保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、制限事項が付されているもの	施行規則第 54 条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）の有無	標識がない場合には、自動車検査票 1 の「制限車両」を○で囲み、標識がない旨を記入
⑥ 保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付されたもの	表示の有無	表示がない場合には、自動車検査票 1 の「制限車両」を○で囲み、表示がない旨を記入

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-13 の 2 緊急車線維持装置 7-13 の 2-1 装備要件 (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車（次に掲げる③から⑥までの自動車を除く。）には、7-13 の 2-2 の規定に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、この限りではない。（保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 91 条第 4 項、適用関係告示第 7 条第 21 項関係） ① 二輪自動車 ② 側車付二輪自動車 ③ 三輪自動車 ④ 被牽引自動車 ⑤ 緊急自動車 ⑥ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 7-13 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) 緊急車線維持装置は、自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、書面等により審査したときに、UN R178-00 の 5. 及び 6. の基準に適合する装置でなければならない。（細目告示第 91 条第 4 項関係） (2) 次に掲げる緊急車線維持装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた緊急車線維持装置を有する自動車に取付けられた緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置 7-13 の 2-3 欠番 7-13 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車については、7-13 の 2-1 及び 7-13 の 2-2 の規定は適用しない。（適用関係告示第 7 条第 19 項関係） ① 「指定年月日」欄の日付以前に製作された自動車 ② 「指定年月日」欄の日付の翌日から「製作年月日」欄の日付までに製作された自動車であって、次に掲げるもの - ア 「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） - イ 「指定年月日」欄の日付の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定	8-13 の 2 緊急車線維持装置 8-13 の 2-1 装備要件 (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げる①から⑥までの自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車（次に掲げる③から⑥までの自動車を除く。）には、8-13 の 2-2 の規定に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、この限りではない。（保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 169 条第 4 項、適用関係告示第 7 条第 21 項関係） ① 二輪自動車 ② 側車付二輪自動車 ③ 三輪自動車 ④ 被牽引自動車 ⑤ 緊急自動車 ⑥ 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 8-13 の 2-2 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、視認等により審査したときに、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。 この場合において、緊急車線維持装置の機能を損なうおそれのある損傷のあるものはこの基準に適合しないものとする。 8-13 の 2-3 欠番 8-13 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車については、8-13 の 2-1 及び 8-13 の 2-2 の規定は適用しない。（適用関係告示第 7 条第 19 項関係） ① 「指定年月日」欄の日付以前に製作された自動車 ② 「指定年月日」欄の日付の翌日から「製作年月日」欄の日付までに製作された自動車であって、次に掲げるもの - ア 「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） - イ 「指定年月日」欄の日付の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

共通構造部を備えたものに限る。)であって、「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と緊急車線維持装置に係る性能が同一のもの

- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」欄の日付以前のもの

区分	指定年月日	製作年月日
(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31
(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31
(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31

- (2) 次表の区分に応じた、「製作年月日」欄の日付の翌日以降に製作された自動車であって「指定年月日」欄の日付の翌日以降に新たに指定を受けた自動車を除く自動車(7-13の2-4 (1) ②イの適用を受けた自動車を除く。)については、7-13の2-2 (1)の規定中「UN R178-00の5.及び6.の基準に適合する装置」とあるのは「UN R79-04-S8の2.3.4.2. (c) に定める機能」と読み替えることができる。
- この場合において、7-13の2-2の規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。(適用関係告示第7条第20項関係)

区分	指定年月日	製作年月日
① ②及び③以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31
② 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31
③ 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

共通構造部を備えたものに限る。)であって、「指定年月日」欄の日付以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と緊急車線維持装置に係る性能が同一のもの

- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」欄の日付以前のもの

区分	指定年月日	製作年月日
(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の自動車	R11. 8. 31	R13. 8. 31
(イ) 油圧式パワ・ステアリング装置を備える自動車	R13. 8. 31	R15. 8. 31
(ウ) 貨物の運送の用に供する車両総重量2.8tを超え3.5t以下のものであってボンネットを有しない(車枠と車体が一体の構造のものを除く。)小型自動車	R14. 8. 31	R16. 8. 31

5. OBD 検査の概要

OBD検査を行うクルマ①

- 令和3年（2021年）10月（輸入車は令和4年（2022年）10月）以降のニューモデルからが、**OBD検査対象車**です。

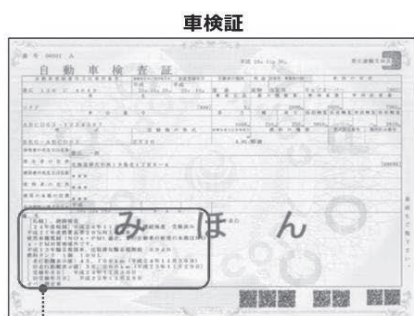
※二輪車、大型特殊車、型式認証を受けていない車（試作車、並行輸入車など）は対象外

それ以外のものが途中から対象になることはありません。

Q OBD検査対象車の見分け方は？

車検証に「**OBD検査対象**」と記載されています。

対象車は新車のときから記載されています。途中から記載されることはありません。



備考
OBD検査対象車
【OBD検査開始年月日】 令和6年10月1日



備考
OBD検査対象

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査を行うクルマ②

- OBD検査対象車でも、以下のものは検査不要です。

OBD検査適用日前

- ① 検査の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- ② 検査の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③ 検査の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

Q どうやって確認するのか・・・

特定DTC照会アプリで『検査要否確認』を行うと、サーバから検査要否が返ってきます。

Q 車検証の『OBD検査開始年月日』で判断すればよい？ 全車アプリで確認すべき？

- ・ 車検証の記載は、「その型式」のOBD検査開始年月日です。よって、1台ごとの条件である上記の「③」については無関係の記載です。
- ・ 『検査不要』の判断は車検証のみでも可能です。

- | | |
|---------------------|-------------|
| [1] 「OBD検査対象」の記載なし | ▶ 全て検査不要 |
| [2] 車検証の「開始年月日」よりも前 | ▶ 全て検査不要 |
| [3] 車検証の「開始年月日」よりも後 | ▶ アプリで確認をする |

ほとんどの場合、「検査要」となります。

⇒ [3] で「検査不要」となる例
・ 初度登録から10ヶ月以内の車検（中古新規や前倒し車検）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

『OBD確認』とは

合否判定は、OBD検査と同様にOBD検査用サーバが行います。

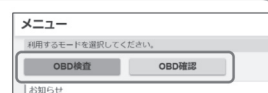
- 「OBD確認」は、OBD検査の合否を事前確認する機能です。
- 「検査不要」と判定されるクルマに対しても実施できます。
- 認証工場が事前に「OBD確認」を行うと、**検査コースでのOBD検査が原則省略**されます。

「OBD検査」モードの場合、
[実行]ボタンが押せません。

5日間有効

Q 「OBD検査」モードと「OBD確認」モード、結果は全く同じ？

- ・システムで判定する方法に**違いはありません**。
「検査要」であるクルマに対する実施結果は全く同じです。
- ・ただし、「検査不要」であるクルマに対して実施する場合は制約※があり、実際の検査で行われる判定の方法とは一部異なります。



Q 検査コース受検前に「OBD確認」を実施した認証工場は、どうやってそれを示す？

- ・実施した結果がOBD検査用サーバに保存されており、検査開始時に検査コースのシステムが**自動的にそのデータを確認**します。
- ・実施結果を印刷して持参する等の必要はありません。

やってくればOK!



Q 『原則省略』の、原則に当てはまらない（省略されない）場合とは？

- ・不正等が疑われる場合、またはそれ以外でも一定の率で**「抜き取り検査」**を実施します。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、違いは？

(参 考)

OBD点検		OBD検査	OBD確認
定期点検整備	制度	検査（車検）	任意 （実施義務はなし）
令和3年10月1日	開始時期	令和6年10月1日 （輸入車は令和7年10月1日）	OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施
OBDを搭載する全ての自動車 （年式にかかわらず）	対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 （輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車）	✓ 完成検査時 以外 での 適否の確認
12か月ごと	実施時期	車検時 指定：完成検査時 持込：持込検査時	✓ 持込検査での省略
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	方法	機構サーバに接続して合否判定 （自動判定）	
認定は不要	スキャンツール	認定を受けた「検査用スキャンツール」	



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査/確認の実施手順

※自動車技術総合機構「審査事務規程」に規定されています。

OBD検査は、原動機始動（HV、EVは READY）で



原動機停止・電源オフ



検査用スキャンツール接続



原動機始動（HV、EVは READY）



実行

検査【実行】

Q

イグニッションオンでは検査できない？ システムでエラーにならない？

- ・多くの場合はイグニッションオンだけの状態でも判定がされますが、
原動機始動（READY）状態ではじめて検出されるコードもあるため正確な検査になりません。
規定どおりの方法で実施してください。
- ・クルマの状態（オフ、イグニッションオン、原動機始動（READY）の別）を
システムで検知することはできませんので、エラーとはなりません。
検査実施者にて注意していただく必要があります。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査/確認のルール①

■ 実施場所

- ☑ 「事業場の敷地内」において実施しなければなりません。

敷地内であれば、
完成検査場や現車作業場でなくても可

■ 検査用スキャンツール

- ☑ 認定された検査用スキャンツールを使用しなければなりません。

■ ID・パスワードの不正使用または幫助の禁止

- ☑ 他者のIDを使用してOBD検査/確認をしてはいけません。（なりすましの禁止）
- ☑ IDを事業場以外の者へ貸し渡し、使用させてはいけません。
（ID等の不正使用の幫助の禁止）

OBD検査用サーバには、検査結果の他、
いつ、どのID（名前）で行ったか
全て記録が残ります。

■ 実施する車両

- ☑ 自らの事業場において点検整備を行う（行った）車両にのみ実施できます。

通 達

- ・「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」（令和6年3月28日付け国自整第278号）
- ・「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について」（令和6年3月28日付け国自整第267号）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査/確認のルール②

■ OBD確認後、検査コースでの受検までの間の改造等の禁止

- ☑ OBD確認後、検査コースでの受検までの間に
「OBD検査の合否に影響を及ぼす整備または改造」を行ってははいけません。
行った場合、検査コースでの受検の間にもう一度OBD確認を実施します。

■ 「替え玉」の禁止

- ☑ 車両情報を入力した車両と別の車両のOBD検査/確認データを送信してはいけません。

■ OBD検査で補助者が行える作業範囲

- ☑ VCIの取り付け、アプリへの車両情報の入力、補助者が行ってもよいです。
- ☑ ただし、同一性の確認、入力内容の真正性については、
検査員が責任をもって確認しなければいけません。

ログインは、
検査員が検査員のIDで

通 達

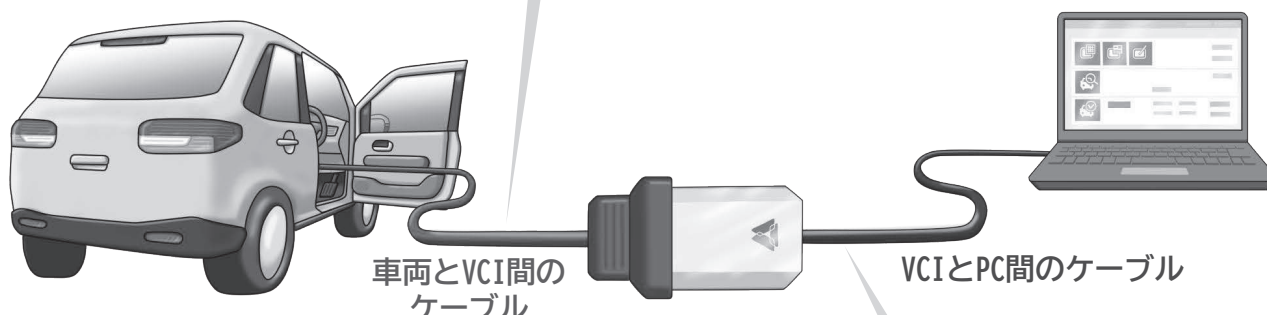
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」（令和6年3月28日付け国自整第278号）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

接続ケーブルを使う場合は

こちらは
ツールメーカー製の **認定品** で

⚠ 非認定の社外品延長ケーブルはNG



こちらは どちらでも

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

災害・障害時の「特例措置」①

- OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、特例措置（テルテール確認による可否判定に切り替える）を実施する。

対 象

機構のOBD検査用サーバーの障害

通信障害・電力障害

OBD検査用サーバーのアップデートなど
整備工場の責でない機構が認めた場合

対象外

自社の保有する機器の障害

『OBD確認』

検査用スキャンツール または
自動車のOBDの不具合

特例措置の内容

機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断



特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキャンツールでやり直さなければならない？

- ・法令・通達上、その必要はありません。
- ・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。



通 達

「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

災害・障害時の「特例措置」②

サーバー障害

緊急時はココでお知らせします



対応の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

特例措置により検査実施

- ・サーバー障害の場合は自動車技術総合機構が障害を認定
- ・障害認定日時より、復旧日の24:00まで、特例措置適用

通信・電力障害

対応の流れ

起動できない

OBD検査ポータルを確認

通信会社/電力会社に確認

特例措置により検査実施

- ・整備工場の判断で特例措置適用可
- ・障害発生の事実が確認できる記録を2年間保存
- ・障害発生日の24:00まで、特例措置適用

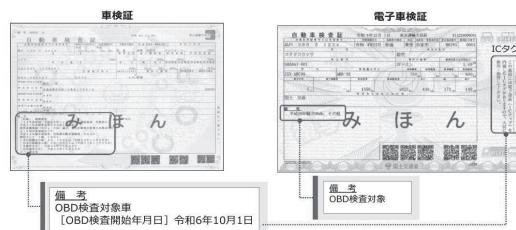
- ・通信会社/電力会社のHPの写し
- ・問い合わせ履歴 等

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

検査コースでのOBD検査①

実施する受検車両（おさらい）

- 車検証に「OBD検査対象」と記録されているもののうち、次のもの**以外**が実施対象



OBD検査適用日前

- ① 検査の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- ② 検査の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③ 検査の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

☐ 継続検査

☐ 中古新規検査 / 中古予備検査

☐ 構造等変更検査

- 型式指定年月日から2年を経過していないもの、初度登録年月の前月から起算して10ヶ月を経過していないもの **以外**は、**実施します。**（輸入車は令和7年10月1日から）

継続検査では稀です

☐ 新車新規検査 / 新車予備検査

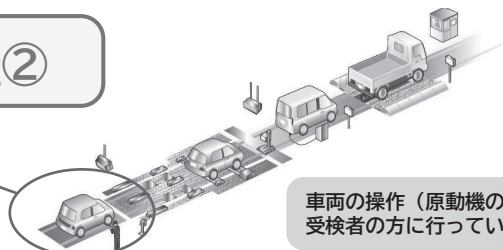
- **実施しません。**（初度登録年月の前月から起算して10ヶ月を経過していない）

※二輪車、大型特殊車、並行輸入車、輸入自動車特別取扱車 は 対象外なので実施しません。
（車検証に「OBD検査対象」と記録されていることはありません。）

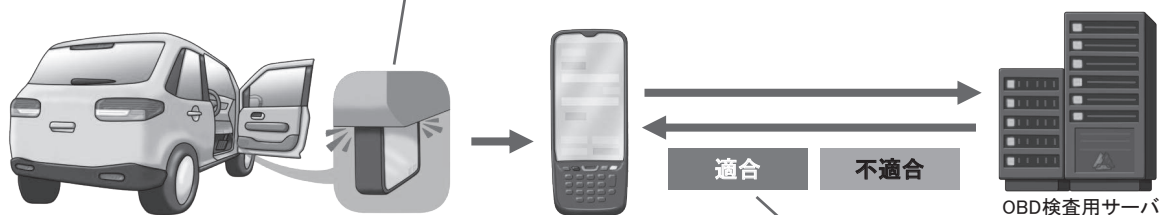
Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

検査コースでのOBD検査②

■ 検査コースの入口で実施



■ 検査担当者が、検査用スキャンツールを車両に接続



■ OBD検査用サーバに照会した結果を、検査担当者が端末で確認

実施対象車は必ず 検査用スキャンツールを接続できる状態 で受検してください



カバー



他の装置

はずす



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

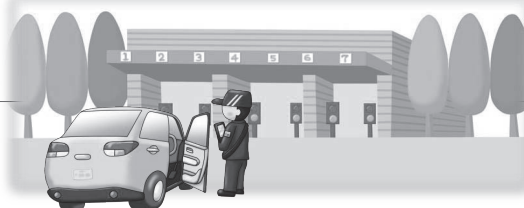
検査コースでの省略

5日間有効

- 認証工場が受検前に『OBD確認』で **適合** を確認してきた受検車両は、原則、検査コースでのOBD検査を省略します。 ※検査職員が省略すべきでないと判断する場合を除きます。
- 省略の可否は、OBD検査用サーバが保存されている記録から **自動判定** し、検査担当者に伝えます。



よって、OBD確認で適合だったことを証明する何かを持参する必要はありません。



省略がされないケース

※替え玉受検の防止等が目的

一定の抜き取り率でOBD検査用サーバが『検査が必要』と **自動判定** したものは、省略しません



※次のものは、OBD検査用サーバが『OBD確認の結果が正確でない可能性があるため『検査必要』』と自動判定するため、省略となりません。

- ・読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- ・レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- ・使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

OBD検査に関するご質問

■ OBD検査ポータル

OBD ポータル



<https://www.obd.naltec.go.jp/>



■ 国土交通省

『自動車の電子的な検査（OBD検査）について』

国土交通省 OBD



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD.html



■ OBD検査コールセンター

0570-022-574

9:00 ~ 17:00 (12月29日から1月3日を除き、年中無休)



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

国土交通省・自動車技術総合機構・軽自動車検査協会からのお知らせ

令和8年8月1日より、 「ロービーム計測」に移行します ～ヘッドライトテストを用いた前照灯検査について～

平成10年9月1日以降に製作された自動車^{※1}のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、一部の地域を除き^{※2} 移行する期限を令和8年8月1日に延期していたところです。

今般、過渡期において地域ごとに円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備等が整ったことから、令和8年8月1日より、全車ロービーム計測に移行しますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

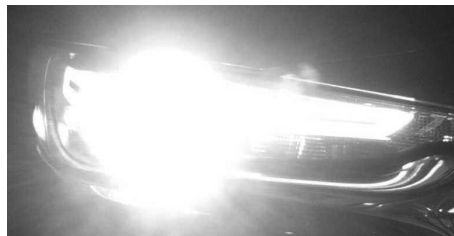
※2：佐賀事務所及び大分事務所は既にロービーム計測に移行済です。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいロービーム



バックミラーに映るまぶしいロービーム

※ 裏面もご確認ください。



国土交通省

九州運輸局



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

九州検査部



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

福岡主管事務所

ヘッドライトの 効果的な整備や修理について

平成10年9月1日以降に製作された自動車^{※1}の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流であり、使用期間の経過等に伴う劣化や摩耗を避けることができず、使用状況、使用地域、管理状況などに大きく影響を受けることから、効果的な整備手法や修理手法の一例として、次のものが挙げられます。^{※2}

- レンズ面の清掃・磨き・交換
- バルブの交換
- ヘッドライトユニットの交換、中古部品の活用
- ヘッドライトユニットを分解して修理するリペア業者を活用
- 汎用部品を使用してヘッドライトを増設

また、ロービームの光度及び向きが基準に適合するように、適切な調整もお願いいたします。

- ◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！
- ◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

※2：記載している整備手法や修理手法は一例であり、これらを実施したからといって必ずしも基準に適合するものではありません。

これらは適切な整備や修理が必要です！

整備や修理には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換

IV Q&A

1. 指定関係

(1) 設備・管理組織等

Q 1. 事業場管理責任者を工員の数に含めてもよいか。

A 1. 工員としての要件「常時、点検及び整備作業に直接従事している者」に該当すれば工員 5 名または、4 名に含めても構いません。

Q 2. 指定工場の工員数で、フロント（整備士有資格者含む）を工員数に含めてもよいか。

A 2. 当該事業場の職務規程等において、フロントマンが受入点検、日常点検等を実施することが定められており、かつ、実際に同業務を行うことが明らかな場合には、工員と認めて差し支えないが、直接自動車の整備作業に従事しない専従フロントは工員とみなされません。

Q 3. 自動車検査員は何名でも選任できるか。

A 3. 何名でも選任することができます。
ただし、選任されている自動車検査員は検査員研修を受講しなければなりません。

Q 4. 同一敷地内に完成検査場を設置することができない場合は、他の場所に設置することはできるか。

A 4. 作業場は、原則として整備中の自動車が、道路上を移動することがないように配置されていることが求められています。ただし、完成検査場及び車両置場については、やむをえない場合に限り「検査設備の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない」と規定されています。なお、有効期間が満了している車両は、市町村の臨時運行許可番号標等の使用により移動することとなります。

Q 5. 保安基準適合証を自動車整備振興会から購入した際に持参する保安基準適合証の授受出納簿の取扱印（工場）は誰の印か。また、使用が終わった際の印は誰が押印するのか。

A 5. 保安基準適合証の管理は、事業場管理責任者ですので必ず事業場管理責任者が購入後直ちに確認し、押印して保管しておいて下さい。また、使用終了時においても交付枚数、書損枚数、残冊数等を確認した上で事業場管理責任者が押印して下さい。

Q 6. 自動車検査用機械器具の校正において、不合格となった場合はどのようにすればよいか。

A 6. すべての完成検査業務はできません。また、運輸支局に速やかに電話等により連絡するとともに次の書類を提出して下さい。

- ① 自動車検査用機械器具校正不適合報告書
 - ② 自動車検査用機械器具校正結果通知書（薄いピンク色の用紙）
- ※再校正の結果適合した場合
- ① 自動車検査用機械器具校正適合報告書

Q 7. 騒音計の検定日を、他の自動車検査用機械器具の校正時にできるか。

A 7. 騒音計の規定は、計量法により検定の期間は 5 年となっており、指定検査機関も異なりますのでできません。なお、音量計は指定自動車整備事業規則第 12 条の規定にある自動車検査用機械器具のため 1 年毎に校正が必要となります。

(2) 完成検査関係

Q 1. 二輪自動車で前照灯を2個有する場合（両方とも走行用前照灯が点灯するものに限る）、指定整備記録簿にはどのように記載すればよいか。

A 1. 左右それぞれ（1灯ずつ）記載して下さい。なお、測定光度について、左右それぞれ15,000cd以上必要です。

Q 2. LPG車の気密試験について、気密試験合格前に保安基準適合証は交付できるか。

A 2. 気密試験合格証を参考に保安基準第17条の適合判定を行う場合は、気密試験合格後でなければ、保安基準適合証への証明はできません。

Q 3. 黒煙の測定は全車、検査機器を使用する必要があるか。

A 3. 規制値が25%以下（型式KEー、KFー、KGー等）については、目視による判断が難しいことから全車テストを用いての測定をしてください。その記録用紙はいずれの場合も指定整備記録簿に貼付しておいて下さい。また、規制値が50%及び40%以下の車両については、従来どおり目視による検査でも可能ですが目視により判断が出来ない場合は検査機器を用いての判定をして下さい。なお、オパシ認定車については、すべてオパシメータを用いての測定をしてください。（Q 8 及び別紙フローチャート等を参照してください。）

Q 4. 特定期日を超えた特定地域のNOx・PM法不適合車について、継続検査と管轄変更入りを同時に行う場合、関係書類が完備していれば先に保安基準適合証を交付することはできるか。

A 4. 完成検査を実施する際に、管轄変更前であれば保安基準不適合の状態なので保安基準適合証の交付はできません。先に管轄変更入りの手続きをするか、若しくは持ち込み検査を受検して下さい。

Q 5. 同一の自動車を複数の自動車検査員で完成検査を実施する場合の取扱いはどうにしたらよいか。

A 5. 分担して行う作業を適正に実施し、かつ、実施後に個々の自動車検査員の担当した項目が明確にできるよう、予め社内規程（業務処理規程）等に点検・検査作業を行う際の作業区分を定めておくことが必要です。指定整備記録簿への記載は、実施した自動車検査員の氏名、作業区分及び実施日を記載します。保安基準適合証への証明は、検査の実務に携わった全ての自動車検査員が証明します。この場合において検査が複数日に渡る場合は、最終的に検査の実務を行った年月日を記載します。また、証明欄に全ての自動車検査員が記名できない場合は、最終的に検査の実務を行った自動車検査員の署名及び押印に続き外何名と記載し、外の自動車検査員については余白部に署名及び押印をします。

Q 6. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）を紛失した場合は登録部門の不審案件の決裁文書により処理されるが、これをもって保安基準適合証扱いとできるか。

A 6. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）でないと保安基準適合証扱いはできません。不審案件処理のため、必ず現車の持ち込み検査が必要になります。

Q 7. 車軸昇降装置付きトレーラのブレーキの完成検査判定及び指定整備記録簿の記載方法はどうすれば良いか。

A 7. 自動車検査証の軸重欄に車軸上昇時の重量、備考欄に車軸下降時の重量が記載されています。車軸を上昇させた状態、強制的に下降させた状態、共にブレーキ判定を行い、指定整備記録簿には軸重、測定制動力及び判定結果をそれぞれ、車軸を下降させた状態を記入欄に、車軸を上昇させた状態を走行テスト欄等に記入する。

Q 8. オパシメータを備えていないが、オパシ認定車の完成検査の際、排出ガス検査判定を黒煙測定器で検査して良いか。

A 8. オパシメータでなければ排出ガス検査判定ができません。よって、オパシメータを備えていなければ持ち込み検査となります。

Q 9. 電気自動車（排気管を有しない自動車）の完成検査において、排気騒音の取扱い、指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

A 9. 排気騒音については、審査事務規程にあるとおり、排気管を有しない自動車は除かれていますので、指定整備記録簿の該当項目の欄には、斜線「/」を記載してください。

電気自動車（排気管を有しない自動車）
指定整備記録簿の記載例

排気騒音	
聴感	テスト
デシベル	

Q 10. 駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロック、または、推進軸制動の場合には推進軸がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合していると判断した場合の指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

A 10. ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記載してください。

計	8 9 0 0 N	車両重量 1 0 3 5 kg	8 . 5 9 N/kg
手動	全車輪ロック 1 9 0 0 N		1 . 8 3 N/kg

Q11. 主ブレーキの装着が省略される車両総重量750kg以下の被牽引自動車や、慣性制動装置を備えた車両総重量3.5t以下の被牽引自動車の駐車ブレーキにおいて、走行テストで当該装置を備える全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合していると判断した場合の指定整備記録簿の記載方法はどのようにすればよいか。

A11. 指定整備記録簿の「走行テスト等の方法と結果」の欄に、テスト時の状況と結果を記載してください。

(例)

走行テスト等の方法と結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪ロックを確認
--------------	--------------------------------

Q12. 完成検査時の同一性の確認は、なにをもって行えばよいか。

A12.

○行ってよいもの

- ①自動車検査証（紙）の原本
- ②限定自動車検査証の原本
- ③登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の原本
- ④自動車検査証返納証明書の原本
- ⑤今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより電子車検証から読み取った車検証閲覧アプリの画面
- ⑥今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項

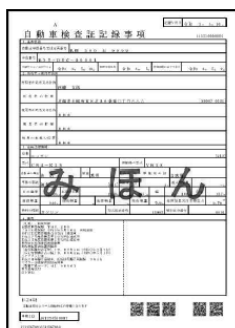
×行ってはならないもの→上の①～⑥以外の書面（以下が行ってはいけないものの例）

- ・自動車検査証（紙）の写し
- ・限定自動車検査証の写し
- ・登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の写し
- ・自動車検査証返納証明書の写し
- ・自動車予備検査証（原本、写し共に）
- ・登録事項等証明書
- ・電子車検証券面記載事項
- ・前回の車検時の自動車検査証記録事項や依頼者が持参した自動車検査証記録事項など、上の⑥以外の自動車検査証記録事項

電子車検証



自動車検査証記録事項



車検証閲覧アプリ



(3) 保安基準適合証等関係

Q 1. 登録番号標を紛失し、かつ、自動車検査証の有効期間が満了している車両に保安基準適合証を交付する場合はどのようにすればよいか。

A 1. 支局等まで臨時運行許可番号標等で現車を持ち込むなどにより、新たに登録番号標の交付を受け封印を済ませたあと、事業場で保安基準適合証に証明を行い交付して下さい。

Q 2. 保安基準適合証および保安基準適合標章を書損した場合はどのように処理すればよいか。

A 2. 記載面（標章は表裏とも）を朱抹し保安基準適合証綴りに保管し、保安基準適合証等交付台帳に書損理由を記載して下さい。

Q 3. O A 機器の導入に伴い、保安基準適合証を作成するため綴りより切り離してよいか。

A 3. 電算処理を行う場合は保安基準適合証を切り離しても構いません。保安基準適合証綴りの使用が終了した時点で、確実に編綴し50枚あるか確認のうえ保存して下さい。

Q 4. 保安基準適合証の有効期間前に自賠責保険の期間が終了するとき「最終の検査申請日」の記載がない保安基準適合証は交付できるか。

A 4. 自賠責保険の期間と保安基準適合証の有効期間の最終日に更新されるべき自動車検査証有効期間の全部と重複しないときは、保安基準適合証の交付はできません。ただし、保安基準適合証の有効期間内であって自賠責保険期間の終了日を最終の検査申請日として、明りょうに記載することを条件に特例措置として保安基準適合証の交付が可能となります。

Q 5. 「最終の検査申請日」を経過した場合、保安基準適合証の有効期間内（検査を行った日から15日間）であれば継続検査申請はできるか。

A 5. 継続検査申請はできます。ただし、このとき保険期間を1ヶ月分追加契約した自賠責保険証明書の原本を検査申請窓口に提示しなければなりません。この場合、保安基準適合証及び保安基準適合標章の訂正は不要です。

Q 6. 保安基準適合証交付後、事故等で廃車することとなり、有効期間の更新手続きを行わなかった場合、どのように処理すればよいか。

A 6. 保安基準適合証は書損扱いとせずに「事故により有効期間切れ」等の処理をし、保安基準適合証綴りに編綴しておいて下さい。なお、保安基準適合証等交付台帳の備考欄等にその旨を記載しておいて下さい。

Q 7. 保安基準適合証綴（50枚）を紛失（盗難等）した場合の処理はどのようにすればよいか。

A 7. 紛失（盗難等）の事実が判明した場合は、警察に届出（盗難届、紛失物届）後、運輸支局に連絡し、運輸支局に書面で報告して下さい。なお、このような場合は不正使用を防止するため運輸局より全国に連絡をしています。

Q 8. 保安基準適合証等への車台番号記載（入力）要領について。（紙・電子ともに同じ。）

A 8. 自動車検査証のとおり記載して下さい。従来、保安基準適合証等への車台番号の記載（入力）については、現車のとおり記載または入力するようお願いしておりましたが、車台番号が職権打刻の場合は、漢字を除いた数字部分のみ、また、－（ハイホン）の有り無しについては**自動車検査証のとおり記載または入力していただくこととしました。**

自動車検査証	福〔91〕1234福	適合証	911234
自動車検査証	国（01）561234	適合証	01561234
自動車検査証	AB－0001234	適合証	AB－0001234
自動車検査証	AB0561234	適合証	AB0561234

Q 9. 保安基準適合証等の使用者欄の記載（入力）について。（紙・電子ともに同じ。）

A 9. **自動車検査証のとおり**に記載または入力して下さい。（使用者名、使用者住所ともに。）使用者名については、（株）や（有）など**省略せず**、自動車検査証のとおり**株式会社**や**有限会社**と記載（入力）して下さい。住所については、市、郡からではなく、自動車検査証のとおり**県名から全て**記載（入力）して下さい。なお、電子保安基準適合証の場合、第3水準・第4水準の漢字が含まれる氏名等は、システムへ登録できませんので、常用漢字、ひらがな、カタカナに置き換えて入力してください。

Q 10. 市町村合併で住居表示が変更となり、自動車検査証の使用者の住所と異なる場合に保安基準適合証の住所記載はどのようにしたら良いか。

A 10. **自動車検査証のとおり**に記載（入力）して下さい。

Q 11. 整備命令の交付を受けている車両について、車検整備後保安基準適合証の交付ができるか。

A 11. 保安基準に適合すれば交付は可能ですが、整備命令書の整備すべき事項等の適合確認が完了しないと自動車検査証有効期間の更新はできません。現車提示が必要な場合もありますので、運輸支局整備部門へ問合せ下さい。

Q 12. 官公庁などが使用する手数料が免除される車両に対しOSSにより保安基準適合証を交付するにはどのようにしたら良いか。

A 12. 官職証明書もしくは職責証明書による電子署名が付与された電子委任状が必要となります。詳しくは自動車保有関係手続のワンストップサービスポータルサイトをご参照下さい。

<<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/tetsuduki/kouyousha/index.html>>

この電子委任状が無いと手数料免除によるOSSでの手続を行うことができません。

Q13. 特定記録等事務代行制度とは何ですか？

A13. 特定記録等事務代行制度とは、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務等を国土交通大臣が一定の要件を備えるものに委託する制度になります。この制度を利用すれば、今まで各種申請の際は必ず運輸支局や検査登録事務所に来訪する必要がありましたところ、一部申請（OSSによる継続検査）で、運輸支局や検査登録事務所に来訪不要となり、オンラインで申請が完結するといったものです。指定整備事業者がこの制度を利用するために、まずは運輸支局に委託を受けるための申請が必要になります。申請はオンラインで記録事務代行ポータルサイトより行っていただく必要があります。

特定記録等事務代行制度については、以下の記録事務代行ポータルサイトをご参照下さい。

< <https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/> >

Q14. 保安基準適合証交付時の記載内容等の確認は、なにをもって行えばよいか。

A14.

○行ってよいもの

- ①自動車検査証（紙）の原本
- ②限定自動車検査証の原本
- ③登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の原本
- ④自動車検査証返納証明書の原本
- ⑤今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより電子車検証から読み取った車検証閲覧アプリの画面
- ⑥今回の完成検査の際に事業場においてオンラインモードにより車検証閲覧アプリから印刷した自動車検査証記録事項

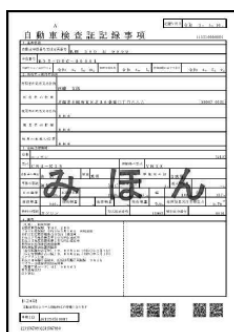
×行ってはならないもの→上の①～⑥以外の書面（以下が行ってはいけないものの例）

- ・自動車検査証（紙）の写し
- ・限定自動車検査証の写し
- ・登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）の写し
- ・自動車検査証返納証明書の写し
- ・自動車予備検査証（原本、写し共に）
- ・登録事項等証明書
- ・電子車検証券面記載事項
- ・前回の車検時の自動車検査証記録事項や依頼者が持参した自動車検査証記録事項など、上の⑥以外の自動車検査証記録事項

電子車検証



自動車検査証記録事項



車検証閲覧アプリ



2. 研修関係

Q 1. 自動車検査員研修の受講対象者は誰か。

A 1. 選任自動車検査員及び自動車検査員有資格者で受講を希望する者です。

Q 2. 選任自動車検査員が研修を受講しなかった場合どうなるのか。

A 2. 正当な理由がなく欠席した場合は、行政処分の対象となります。

Q 3. 選任された自動車検査員で整備主任者としても選任されている場合、自動車検査員研修及び整備主任者研修の両方を受講しなければならないか。

A 3. 検査員研修は必ず受講して下さい。整備主任者研修の法令研修は、自動車検査員研修を受講すれば整備主任者研修（法令）を受講したものとみなされますが、技術研修は受講して下さい。技術研修については当該事業場において1名以上が受講していれば受講しなくてもよいこととなっています。この場合、事業場内教育を行うこととなります。

3. 整備関係

Q 1. 小型四輪の認証で小型四輪の貨物車であって最大積載量が3トンの車両の整備ができるか。

A 1. 小型貨物自動車（4ナンバー）であれば最大積載量が3,000kg※であっても整備できます。また、5ナンバーの12人乗りも可能です。

※従来は「新型自動車の審査基準」により小型貨物自動車の最大積載量は2,000kg以下となっていました。

Q 2. 検査対象軽自動車について

- (1) 軽貨物自動車運送事業の自動車の点検時期は「別表3」か「別表6」か。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
- (2) 検査対象軽自動車のレンタカーは点検基準のどの表の適用となるのか。また、点検整備記録簿の様式はどれを使用すればよいか。
- (3) 軽自動車のタクシーの点検時期は「別表3」か「別表6」か。

A 2.

- (1) 軽貨物自動車運送業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。従って点検時期等は「別表6」となり、点検整備記録簿の様式も自家用乗用等の点検整備記録簿となります。
- (2) 「別表5」により行い、点検整備記録簿の様式は貨物用の点検整備記録簿を使用します。
- (3) 軽自動車のタクシーは「別表3」により点検整備を行います。軽自動車のタクシー（内燃機関を搭載しないもの及び福祉タクシーを除く。）については、点検整備のほか、年に一回、年次検査を受ける必要があります。詳細については、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和6年6月1日付、国自整第49号）」をご参考ください。

Q 3. ライドシェアに供する自家用車の自動車検査証の有効期間は何年ですか。

また、点検時期は「別表 6」でよいでしょうか。

A 3. 自動車検査証の有効期間については、通常の自家用乗用車と同様に 2 年となります。

また、ライドシェアに供する自家用車は、以下のとおり点検整備を実施いただく必要があります。点検整備のほか、年に一回、年次検査を受ける必要があります。詳細については、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和 6 年 3 月 29 日付、国自整第 283 号）」をご参考ください。

- ① 運行前点検（1 日 1 回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検）
 - ・自動車点検基準別表第 1
- ② 中間点検※（3 か月ごとに行う基本的な点検）
 - ・自動車点検基準別表第 3 の「3 か月ごと項目」なお、年次点検を行った場合は、中間点検に代えることができる。
- ③ 年次点検（12 か月ごとに行う詳細な点検）
 - ・自動車点検基準別表第 3 の「12 か月ごと項目」
- ④ 開始前点検（自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前に行う点検）
 - ・自動車点検基準別表第 3 の「3 か月ごと項目」
 - ・自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前 3 月以内に実施することなお、自動車点検基準別表第 6 による定期点検を行った場合は、開始前点検に代えることができる。

※ 直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する 2 か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が 1 か月あたり 15 日未満又は 40 時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、簡略化された中間点検によることができる。

Q 4. 年次検査とは何か。

A 4. ライドシェアに供する自家用車及び軽自動車タクシー（内燃機関を搭載しないもの及び福祉タクシーを除く。）については、継続検査に加えて、年に一回、年次検査を受ける必要があります。受ける方法として指定工場又は独立行政法人自動車技術総合機構（軽自動車は軽自動車検査協会）において検査を受けることができます。

なお、検査の結果不適合となった場合は、基準不適合箇所を整備し、あらためて年次検査を受けてください。

Q 5. 登録番号「00」「99」「88」で有効期間が 2 年のもので点検が 6 ヶ月となっているのはなぜか。

A 5. 自動車点検基準第 2 条第 1 項第 2 号により大型特殊自動車（8 トン未満）、特種用途自動車（8 トン未満）は、別表第 5（自家用貨物自動車等の点検基準）により実施するようになり有効期間とは関係ありません。

Q 6. ブレーキ・ドラムを取り外して点検だけを行う行為は、自動車特定整備の定義に抵触しないのではないか。

A 6. 「点検」とは、自動車の構造又は、装置の機能が正常であるかどうかを確認することであり、「整備」とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他自動車の構造又は、装置の機能を正常に保ち、又は正常に復するための行為をいいます。従って、ブレーキ・ドラムを取り外した後にドラムを再度「組み付ける」という作業は、機能回復又は機能を正常に保つという「特定整備」に該当することとなります。

Q 7. マイクロバスを改造したキャンピング車は、普通（小）の認証で整備ができるか。

A 7. 乗車定員が10人以下、車両総重量8トン未満であれば整備できます。なお、その場合でも屋内作業場に入庫できリフトアップが可能な場合に限られます。

Q 8. 4トン車を改造し車両総重量が8トン以上の車両は、普通（中）の認証で整備ができるか。

A 8. 車両総重量が8トン以上、最大積載量が5トン以上、乗車定員が30人以上の車両は、普通（大）の認証が必要であり整備をすることはできません。

Q 9. ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要か。

A 9. 必要です。ただし、ユーザーが不要とした場合は当該見積書を工場に保存しておいて下さい。

Q 10. 概算見積書（工場控）の保存期間はどのくらいか。

A 10. 特に規定はありませんが、ユーザーとのトラブル防止の観点から次回の継続検査までは保存しておいた方がよいでしょう。

Q 11. 登録識別情報等通知書（旧：抹消登録証明書）と諸元に変更がある新規検査で不合格になった場合は、限定自動車検査証の交付が受けられますか。

A 11. 限定自動車検査証の交付は受けられませんので、最初から受けなおすこととなります。なお、限定自動車検査証の交付が受けられない車両は以下のとおりです。

- ・新車の新規検査及び予備検査
- ・登録識別情報通知書（旧：抹消登録証明書）の車両諸元に変更がある新規検査及び予備検査
- ・構造等変更検査

Q 11. 特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。

A 11. 特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造をいいます。

➤「電子制御装置整備」の内容

- ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
- ② 衝突被害軽減制動制御装置（いわゆる「衝突被害軽減ブレーキ」）、自動命令型操舵機能（いわゆる「レーンキープ」）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外して行う整備・改造
- ③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】

その他、特定整備制度については、以下の国土交通省ホームページをご参照下さい。

（電子制御装置整備の対象車両の見分け方、整備用スキャンツールの情報、特定整備記録簿の書き方の例、など）

< https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html >

Q12. 整備主任者が行うべき業務とは何ですか。

A12. 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号の整備主任者が行う統括管理は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備主任者制度等の取扱いについて」（平成10年11月19日付け、自技第232号、自整第177号）により、特定整備に関する保安基準適合義務及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理するために行う次の業務が例示されています。

(1) 特定整備後のできばえ確認業務

道路運送車両法施行規則第3条（特定整備の定義）に規定する特定整備を行う場合、整備内容の実施状況、保安基準適合性の確認作業

(2) 特定整備の作業管理に関する業務

作業指示、作業割当て、部品調達、作業の進展状況の把握等

(3) 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

特定整備を行ったときの特定整備記録簿への確実な記載と依頼者（使用者）への写しの交付、2年間の保存がなされていることの管理作業

4. 検査申請（窓口）手続き関係

Q1. 職権打刻された車台番号のOCRシートへの記載はどのようにすればよいか。

A1.

（例） 自動車検査証 福〔91〕1234福 又は 国（01）561234

現 車 示1234示（打刻） 又は 国561234（プレートH21.7から）

OCRシートの車台番号欄への記載は、1234（数字のみ）を記載して下さい。

5. 検査関係

Q&A について

Q1：方向指示器を連鎖式点灯する方向指示器（シーケンシャルウインカー）に交換したいのですが？

A：審査事務規程 1－3 用語の定義（連鎖式点灯）
7－9 1 方向指示器 等

方向指示器（側面方向指示器を除く。）を連鎖式点灯する方向指示器に交換する場合、方向指示器の基準に適合している必要があります。その他、連鎖式点灯の要件も満たす必要がありますので、注意が必要です。

Q2：トラックの荷台に作業灯を取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 7－9 6 その他の灯火等の制限 等

取り付けるためには、次のいずれかの基準に適合する必要があります。

- ・運転者席で点灯できない作業灯
- ・運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON／OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。）

Q3：自動車の前方左側に備えている補助ミラーを取り外したのですが？

A：審査事務規程 7-107 直前及び側方の視界

自動車の前方左側に設けられる補助ミラーは、従来大型貨物車及び乗車定員11人以上のバスのみに適用されていましたが、

- ・平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を含む）
 - ・平成19年1月1日以降に製作された小型自動車・軽自動車・普通自動車
- についても対象が拡大されました。

このため、対象となる自動車は、直前及び側方の視界の基準を満たす必要があります。

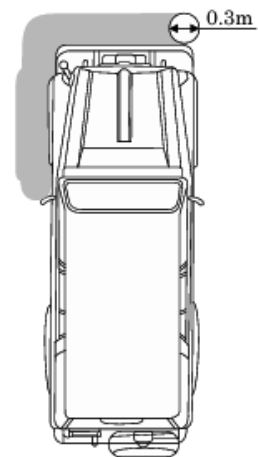
例えば下図のような7人乗りの乗用自動車の場合、高さ1m直径30cmの円柱を、当該自動車の前面から0.3m前方および左側面から0.3mの距離にある鉛直面との間に設置し、かつ車両に接した状態において、運転者が直接または後写鏡等により円柱の一部が目視確認出来なくてはなりません。直前直左鏡等を取り外した結果、円柱の一部が目視確認出来なくなる場合には不適合となります。

また、リフトアップ改造やフード・ウインド・ディフレクタ等の装着により、直前直左鏡やカメラ等を後付けし基準に適合させる場合は、確実に固定された方法で取り付ける必要があります。

一例として、次のような一時的な取り付けと認められるものは不適合となります。

- ・吸盤や延長器具などを用いて取り付けしたもの
- ・カメラ等の配線が車両外表面上に露出しているもの

他



Q4：二輪車のマフラーを社外品に交換しているのですが？

A：審査事務規程 7－56 騒音防止装置
 7－57 排出ガス等発散防止装置
 7－58 排気管からの排出ガス発散防止性能
 7－59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

平成11年排出ガス規制等の排出ガス規制が適用される二輪自動車には、排出ガス発散防止装置が消音器内に内蔵されているものがあり、その場合は排出ガス試験成績表の提示が必要となります。

また平成22年4月以降の製作車については、加速騒音規制対象車両になりますので、加速騒音規制対応のプレート又は騒音試験成績表がないもの等については、審査継続又は不適合となる場合があります。

Q5：自動車の全高を下げるため、ロアリングブロック（指定外部品）を取り付けたいのですが？

A：

車高を下げる目的で、ロアリングブロック（指定外部品）を取り付ける場合、車検証と現車の高さの差が4cmを超えるものについては構造等変更検査を受検しなければなりません。

構造等変更検査については、ナンバーを管轄する事務所での手続きとなりますので、ご注意ください。

バン型車の荷台に棚を固定的に取り付けたいのですが？

A：審査事務規程 4－19 自動車車検証記録事項の変更等に係る保安基準適合性の審査 等

トラックの利便性向上のため、荷台に棚を取り付ける場合、車検証と現車の重量の差が、小型車の場合50kg、普通車の場合100kgを超えるものについては、車検証の記録事項の変更手続きが必要となります。この場合、重量等を測定し、新たに最大積載量の算定を行うこととなり、最大積載量に変更がある場合には、構造変更等検査となります。記録事項の変更あるいは構造等変更検査については、ナンバーを管轄する事務所での手続きとなりますので、ご注意ください。

Q7：社外品のヘッドライトに交換したのですが？

A：審査事務規程 7－65 走行用前照灯
7－66 すれ違い用前照灯 等

ヘッドライトを交換した場合、光軸、光量の基準に適合している他、ヘッドライトの色及び配光にも注意する必要があります。

車検対応として販売されているものであっても、ライトの色や配光で不適合になるケースが多く発生していますので注意が必要です。

あくまでも車両に装着した状態での判断になります。

Q8：運転者席を社外品の座席に交換したいのですが？

A：審査事務規程 7-42 座席
7-44 座席ベルト 等

技術基準が適用される自動車の運転者席等を社外品の座席に交換した場合、書面等により技術基準への適合性を確認しなければなりません。また、座席を交換した場合は、それに付随する座席ベルト等も技術基準への適合性を確認する必要がありますので、注意が必要です。

Q9：タイヤをホワイトレター入りのタイヤに交換したいのですが？

A：審査事務規程 7-28 車枠及び車体 等

規程では、「車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。」と定められており、ホワイトレター部分も同様に直上部分の車体より突出している場合、不適合となります。

ただし、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満に限る）はタイヤのゴム部分突出量が 10 mm 未満の場合、突出していないとみなすことができます。

Q10：自動車の窓ガラスに着色フィルムを取り付けているのですが？

A：審査事務規程 7-55 窓ガラス貼付物等

窓ガラスに、着色フィルムを装着した場合、装着した状態において交通信号機、歩行者等を運転者が確認できなければなりません。また、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲（前面、側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く））においては、可視光線透過率測定器により測定した、可視光線透過率が70%以上を確保できなければ不適合になりますので、外見上透明であったとしても注意が必要です。

Q11：社外品のアルミホイールに交換したいのですが？

A：審査事務規程 7-11 走行装置

軽合金ホイールについては、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものである必要があります。

- ・自動車製作者を表すマーク（自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールに限る。）
- ・軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づく JWL、JWL-T マーク
- ・DOT（United States Department of Transportation）マーク
- ・米国自動車技術協会が定める SAE マーク（SAE J 2530 の鋳出し又は刻印等）
- ・自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールであり資料等により自動車製作者が付したことが明らかな記号等

V 参考資料

1. 自動車検査証の有効期間及び定期点検時期早見表

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考（主な車種等）
			3 (別 ケ表 月 3)	3 (別 ケ表 月 4)	6 (別 ケ表 月 5)	6 (別 表 5 ケ月 の 2)	1 (別 表 6 年)	1 (別 表 7 年)	初 回	2 回 目 以 降	
運送事業用	乗用	軽自動車					●		2年	←	貨物軽運送事業者（マイカー型）
		普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
	旅客	軽自動車	○						2年	←	福祉タクシー、軽タクシー
		GVW8トン以上	○						1年	←	
	貨物	GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
		二輪						●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩
		定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状
		軽自動車					●		2年	←	霊柩
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	トラック（三輪を含む）
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽自動車			○				2年	←	
	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス
	幼児専用車（定員10人以下）		○						1年	←	園児送迎車（定員は大人換算）
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	
		軽自動車			○				2年	←	マイカー型
		三輪	○						2年	1年	
	二輪	小型				○			2年	←	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車				○			無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
		GVW8トン以上	○						1年	←	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満	○						2年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
	大特	軽自動車			○				2年	←	
		GVW8トン以上	○						2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
		GVW8トン以上	○						1年	←	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	ストラドル・キャリア、ボール・トレーラ
自家用自動車	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
		GVW8トン未満			○				2年	1年	トラック（三輪を含む）
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽自動車					●		2年	←	
	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス
	幼児専用車（定員10人以下）				○				1年	←	園児送迎車（定員は大人換算）
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	
		軽自動車					●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）
		三輪			○				2年	←	
	二輪	小型						●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車						●	無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種※☆	普通・小型	○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		GVW8トン以上	○						1年	←	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		GVW8トン未満			○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
	大特※	軽自動車					●		2年	←	
		GVW8トン以上	○						2年	←	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満			○				2年	←	フォーク・リフト
		GVW8トン以上	○						1年	←	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	ストラドル・キャリア、ボール・トレーラ
	貨物	GVW8トン未満			○				2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
		検査対象外軽自動車			○				無	←	そり付き、カタビラ付軽自動車

（注1） 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年
2. GVW：車両総重量

（注2） その他、軽タクシー（内燃機関を搭載しないもの及び福祉タクシーを除く。）については、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日付、国自整第49号）」により取り扱うこととし、ライドシェアに供する自家用車については「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付、国自整第283号）」により取り扱うこと。

※印 積載量が指定されていて物を運搬することが目的とされる為に、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

☆印 ただし、次の形状の特種自動車は最大積載量が500kg以下でも2回目の有効期間は1年となる。（用途区分通達4-1-3(1)の自動車）
・タンク自動車、ボートトレーラ、冷蔵冷凍車、現金輸送車、販売車等特殊な物品を運搬するための特殊な物品積載装置を有する自動車

2. 定期点検項目数・走行距離項目数一覧

別 表	車 種	点検 時期	点検 項目数	走行距離 加味項目数	加味走行距離数
別表 3	①事業用（貨物、乗合、乗用、特種） ②自家用 （車両総重量 8 t 以上の貨物及び特種、大型特殊、乗合） ③レンタカー（貨物、乗合、特種、大型特殊）	3 か月	51	16	直近 3 か月間で 2,000km 以下
		12 か月	101	16	
別表 4	被牽引自動車 （トレーラ）	3 か月	23	6	直近 3 か月間で 2,000km 以下
		12 か月	36	6	
別表 5	①自家用 （車両総重量 8 t 未満の貨物及び特種、大型特殊） ②レンタカー （軽貨物、乗用、軽乗用）	6 か月	24	5	直近 6 か月間で 4,000km 以下
		12 か月	86	7	
別表 5 の 2	レンタカー （二輪自動車）	6 か月	35	11	直近 6 か月間で 1,500km 以下
		12 か月	54	11	
別表 6	①事業用 （軽貨物） ②自家用 （軽貨物、乗用、軽乗用）	1 年	29	11	直近 12 か月間で 5,000km 以下
		2 年	60	18	
別表 7	二輪自動車	1 年	35	11	直近 12 か月間で 1,500km 以下
		2 年	54	11	

対 象 車 種			新車として登録した日から定期点検の間隔及び検査証の有効期間													
事業用 自動車	旅客自動車		3	3	3	12 検	3	3	3	12 検	3	3	3	12 検	3	3
	貨物自動車	車両総重量8t以上	3	3	3	12 検	3	3	3	12 検	3	3	3	12 検	3	3
		車両総重量8t未満	3	3	3	12	3	3	3	12 検	3	3	3	12 検	3	3
	軽 自 動 車		12				24 検				12					
	二 輪 車(250cc超)		12				12				24 検					
自家用 自動車	定員 11 名 以 上		3	3	3	12 検	3	3	3	12 検	3	3	3	12 検	3	3
	乗用自動車	普通自動車、小型自動車、軽自動車	12				12				24 検					
	貨物自動車	車両総重量8t以上	3	3	3	12 検	3	3	3	12 検	3	3	3	12 検	3	3
		車両総重量8t未満	6		12		6		12 検		6		12 検		6	
		軽自動車	12				24 検				12					
	二 輪 車(250cc超)		12				12				24 検					
レンタ カー	乗用車・二輪車		6		12		6		12 検		6		12 検		6	
	貨物(車両総重量8t未満)		3	3	3	12	3	3	3	12 検	3	3	3	12 検	3	3
二 輪 車(250cc以下)			12				24				12					

3 6 12 24 : 3 カ月点検、6 カ月点検、12 カ月点検 検 : 検査

3. 保安基準適合証の余白に記載する保険会社名の略称表

令和7年10月1日 施行

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	A D 損保	楽天損害保険株式会社	楽天
アクサ損害保険株式会社	アクサ	旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日
アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	ゼネラル	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アドリック損害保険株式会社	アドリック	同上 ○○（都道府県名）本部	J A ○○
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	A ホーム	（○○（都道府県名）共済農業協同組合連合会）	（都道府県名）
A I G 損害保険株式会社	A I G	○○○農業協同組合	J A ○○○
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
S B I 損害保険株式会社	S B I	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
共栄火災海上保険株式会社	共栄	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	インディア	東北交通共済協同組合	東北交通共済
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	新潟地方交通共済協同組合	新交協
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
セコム損害保険株式会社	セコム	関東交通共済協同組合	関交協
S O M P O ダイレクト損害保険株式会社	S O M P O ダイレクト	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
旧 セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	中部交通共済協同組合	中交協
旧 そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	三重県交通共済協同組合	三交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	近畿交通共済協同組合	近畿共済
損害保険契約者保護機構	保護機構	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
大同火災海上保険株式会社	大同	四国交通共済協同組合	四交協
C h u b b 損害保険株式会社	C h u b b	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 エース損害保険株式会社	エース	南九州交通共済協同組合	南九共済
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
東京海上ダイレクト損害保険株式会社	東京海上ダイレクト	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	東北自動車共済協同組合	東北自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	関東自動車共済協同組合	関自共
日新火災海上保険株式会社	日新	中部自動車共済協同組合	中部自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	西自共
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		

4. ディーゼル自動車の排出ガス測定について

オパシメータ測定車・ディーゼル黒煙測定車[継続検査等]

ディーゼル自動車のうち、オパシメータにより測定しなければならない車(排出ガスの光吸収係数規制対象車)については、各研修会において周知を図っているところではありますが、自動車検査証の見方等について、多数の質問が寄せられていることから、改めて確認方法をお知らせいたします。

九州運輸局

1. オパシメータによる測定対象車

・軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、次のいずれかに該当するもの

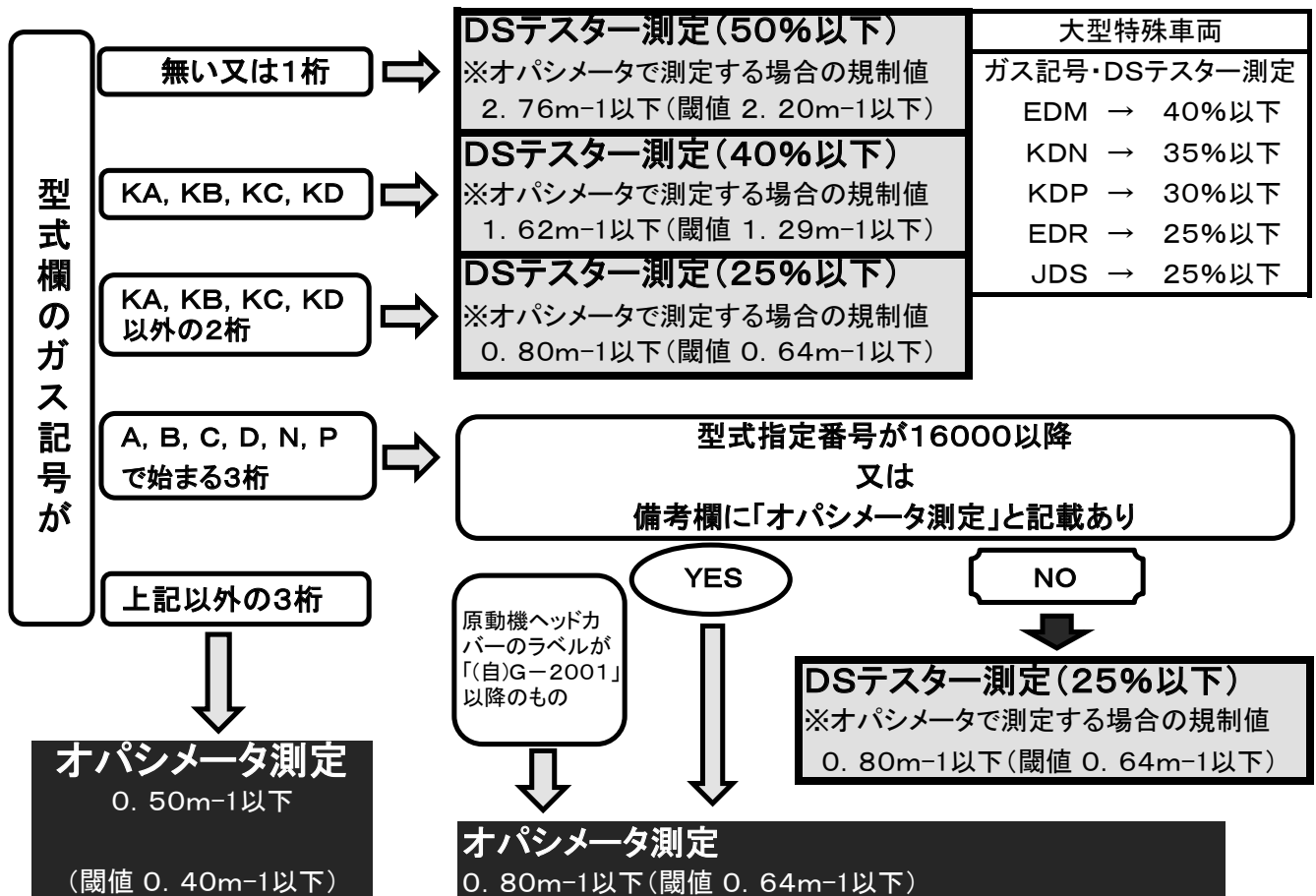
- ①車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車
- ②車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車
- ③原動機のヘッドカバーに装置型式指定番号「(自)G-2001」以降のラベルが貼付けされている自動車
- ④平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車
(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2~700・YOO)の自動車)
※排出ガス記号は令和5年4月現在のもので、今後さらに追加されますので注意してください。

2. ディーゼル黒煙測定器(DSテスター)による測定対象車

・上記1. 以外の軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車

ただし、DSテスターで測定する前にオパシメータで測定した値が適用する光吸収係数(規制値)を超えないものはDSテスターによる測定を省略することができます。

自動車検査証の確認方法と測定方法



自動車検査証の記載例

1. 車検証に記載されている型式指定番号が「16000」以降の自動車

自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
自家用	16603	0008
車体の形状		
バ		
の種類	総排気量又は定格出力	
	2.98 ^{kW} _リ	
重	前後軸重	後前軸重
		後後軸重

※構造変更等を行った場合
型式指定番号が備考欄に記載されている
場合がありますので、注意してください。

2. 車検証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載された自動車

備考
NOx・PM適合、平成10年騒音96dB、マフラー加 速適用車、オパシメータ測定

※平成17年規制適用のディーゼル車のう
ち、オパシメータ測定対象車の備考欄に記
載されますので、注意してください。

(注)
備考欄への「オパシメータ測定」の記載
は、平成17年規制車のうち、オパシメータ
測定対象車に記載されます。
記載が無い場合は、必ず、型式の頭に付
く排気ガス記号や、型式指定番号等を確認
して判断してください。

3. 平成21年以降の排ガス規制が適用される自動車

(車検証の排出ガス記号が(LOO・FOO・MOO・ROO・QOO・SOO・TOO・2～700・YOO)の自動車)

車名	
いすゞ	
車台番号	
FSR90-	
型式	原
2PG-FSR90S2	4HK1
乗車定員	最大積載量
2人	5480 kg
使	

※型式の頭に付く、3桁のガス記号

3桁の頭の文字を確認してください

平成21年以降の規制車について
は、車検証の備考欄に「オパシメータ
測定」の記載がない場合があります。
記載がない場合は、必ず、型式の
頭に付く排気ガス記号や型式指定
番号等を確認して判断してくださ
い。

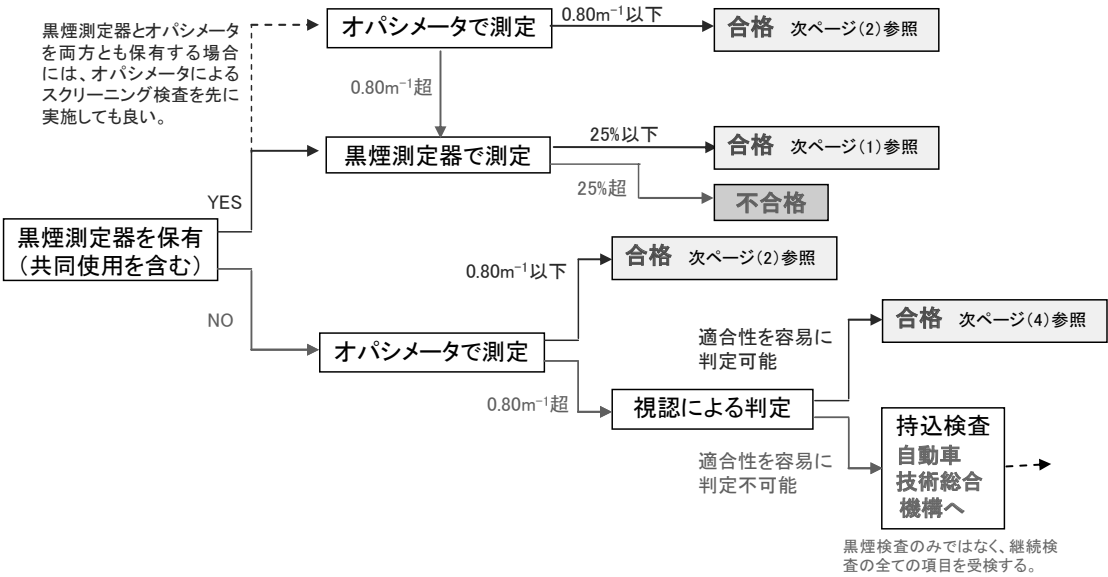
検査の方法（黒煙測定車の検査の方法・・・黒煙測定器のほか、オパシメータによる検査も可能です。）

黒煙測定車の検査のフローチャート

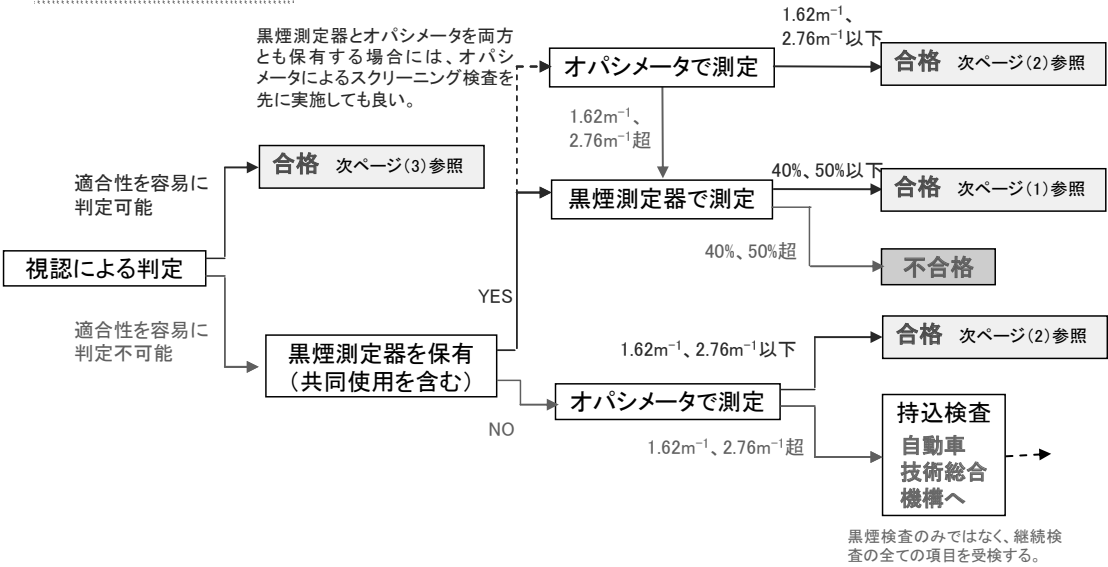
黒煙測定車は、これまでどおり黒煙測定器により検査しますが、オパシメータにより検査することも認められています（スクリーニング検査※）。規制値に応じ、それぞれ以下のフローチャートをご参照ください。また、それぞれの場合における指定整備記録簿の記載例は、次ページをご覧ください。

黒煙25%規制車

- 黒煙25%規制車については、これまで原則として、視認ではなく、黒煙測定器による測定を求めてきました。
- このため、機器の使用を基本としつつ、適切な整備を前提として、視認による合格判定を可能とします。



黒煙40%、50%規制車



※ スクリーニング検査：黒煙測定車をオパシメータを使用して検査すること。その際の判定値を「スクリーニング値」といいます。スクリーニング値は、黒煙の規制値に応じ下表の通りです。（例えば、黒煙 25%規制車は光吸収係数が 0.80m⁻¹ 以下であれば基準適合となります。）

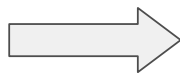
黒煙規制値		スクリーニング値
黒煙 25%	⇒	光吸収係数 0.80m ⁻¹
黒煙 30%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.01 m ⁻¹
黒煙 35%（特殊自動車に限る）	⇒	光吸収係数 1.27 m ⁻¹
黒煙 40%	⇒	光吸収係数 1.62 m ⁻¹
黒煙 50%	⇒	光吸収係数 2.76 m ⁻¹

指定整備記録簿の記載例

自動車の種類、使用した検査機器により、指定整備記録簿の記載の方法が異なります。

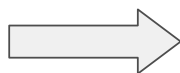
◆ 黒煙測定車の検査について

(1) 黒煙測定器を用いて判断した場合



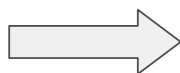
黒煙・粒子状物質	
視認・	テスト
20	% m ⁻¹

(2) オパシメータを用いて判断した場合



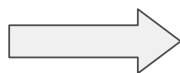
黒煙・粒子状物質	
視認・	テスト
0.75	% m ⁻¹

(3) 最初から視認により判断した場合
(40%、50%規制車に限る。)



黒煙・粒子状物質	
視認・	テスト
適	% m ⁻¹

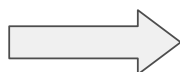
(4) オパシメータを用いた測定において
スクリーニング値を超え、視認により
判断した場合（25%規制車に限る。）
別途、備考欄にオパシメータによる
測定値[m⁻¹]を明確に記載する。



黒煙・粒子状物質	
視認・	テスト
適	% m ⁻¹

◆ オパシメータ測定車の検査について

(5) オパシメータを用いて判断した場合



黒煙・粒子状物質	
視認・	テスト
0.75	% m ⁻¹

5. 指定整備記録簿の「目視等による検査」欄と保安基準の対照表

No.	構 造	保 安 基 準	参 考
①	最低地上高	第3条 最低地上高	・ 「最低地上高9cm以上」等
②	最大安定傾斜角度	第5条 安定性	・ 規定角度傾斜で転覆しないこと
③	最小回転半径	第6条 最小鑑定半径	・ 最外側のわだちについて12m以下

No.	装 置	保 安 基 準	参 考
①	原動機及び動力伝達装置	第8条 原動機及び動力伝達装置	・ エンジンオイル、冷却水、クラッチ、速度抑制装置等
②	走行装置	第9条 走行装置等	・ タイヤ、ホイールベアリング、アクスル等
③	操縦装置	第10条 操縦装置	・ 各種操縦装置の位置及び識別表示等
		第11条 かじ取装置	・ タイロッド・ドラッグリンクの損傷、ハンドルのがた、ギヤボックスの油漏れ等
		第11条の2 施錠装置	・ ステアリングロックの機能等
④	制動装置	第12条 制動装置	・ ブレーキホース、レバー、慣性ブレーキ等
		第13条 けん引自動車の制動装置等	・ けん引自動車のブレーキ等
⑤	緩衝装置	第14条 緩衝装置	・ パネ、スタビライザ、ショックアブソーバ等
⑥	燃料装置及び電気装置	第15条 燃料装置	・ 燃料タンク、配管等
		第16条 ガス発生炉等	・ ガス発生炉、配管等
		第17条 高圧ガスの燃料装置等	・ 高圧ガスタンク、配管等
		第17条の2 電気装置	・ 電気配線等
⑦	車枠及び車体	第18条 車わく及び車体	・ タイヤの突出、リヤオーバーハング、車体表示等
		第18条の2 巻込防止装置等	・ フロントバンパ・サイドバンパ・リヤバンパの取付状態等
		第50条の2 ガス運送容器を備える自動車等	・ ガス運送容器とバンパの間隔等
		第51条 火薬類運送自動車	・ 隔壁、電気配線の被覆、バッテリーの端子等の緩み・覆い等
		第52条 危険物運送自動車	・ 電気配線の被覆、バッテリーの端子等の緩み等
⑧	連結装置	第19条 連結装置	・ けん引自動車及び被けん引自動車の連結装置等
⑨	乗車装置及び物品積載装置	第20条 乗車装置	・ 車室、荷室、インストルメントパネル等
		第21条 運転者席	・ 視野の確保、バスの運転者席仕切棒等
		第22条 座席	・ 座席の大きさ、間げき、強度等
		第22条の2 補助座席等	・ 補助座席の定員数等
		第22条の3 座席ベルト等	・ ベルトの取付等
		第22条の4 頭部後傾抑止装置等	・ ヘッドレストの取付等
		第22条の5 年少者用補助乗車装置	・ 幼児用シートの取付等
		第23条 通路	・ バスの通路幅等
		第24条 立席	・ バスの立席等
		第25条 乗降口	・ 乗降口の安全の確保
		第26条 非常口	・ 装備要件等
		第27条 物品積載装置	・ 貨物車の荷台構造寸法、ダンプ車のベッセル比、ダンプ車のさし枠等
		第28条 高圧ガス運送装置	・ 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置等
		第50条 旅客自動車運送事業用自動	・ 乗降口の開口幅、乗降扉の開放表示、室内照明等
		第53条 乗車定員及び最大積載量	・ 座席・立席定員等
⑩	前面ガラスその他の窓ガラス	第29条 窓ガラス	・ 安全ガラスの透過率、損傷等 (可視光線透過率70%以上)
⑪	騒音防止装置	第30条 騒音防止装置	・ マフラーの取付、騒音等
⑫	ばい煙等の発散防止装置	第31条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装	・ 触媒、ブローパイガス還元装置、排気管の取付状態

No.	装 置	保 安 基 準	参 考	
⑬	灯火装置及び反射器	第32条	前照灯	・ 作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第33条	前部霧灯	・ 作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第33条の2	側方照射灯	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第34条	車幅灯	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第34条の2	前部上側端灯	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第34条の3	昼間走行灯	・ 作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第35条	前部反射器	・ 被けん引自動車の反射器の形、色、反射部面積、取付位置等
		第35条の2	側方灯及び側方反射器	・ 作動状況、色、光度、反射器の形、色、反射部面積、取付位置等
		第36条	番号灯	・ 作動状況、色等
		第37条	尾灯	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第37条の2	後部霧灯	・ 作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第37条の3	駐車灯	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第37条の4	後部上側端灯	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第38条	後部反射器	・ 形、色、反射部面積、取付位置等
		第38条の2	大型後部反射器	・ 個数、色、反射部及び蛍光部面積、取付位置等
		第38条の3	再帰反射材	・ 取付状態、色等
		第39条	制動灯	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第39条の2	補助制動灯	・ 作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第40条	後退灯	・ 作動状況、個数、色、光度、取付位置等
		第42条	灯色の色等の制限	・ 各種灯火の色等
		第49条	緊急自動車	・ 警光灯の取付状態、色等
		第49条の2	道路維持作業用自動車	・ 黄色点滅灯の取付状態・色等
		第49条の3	自主防犯活動用自動車	・ 青色点滅灯の取付状態・色等
⑭	警報装置	第12条	制動装置	・ 制動装置の警報装置、ABS警報装置の作動状態等
		第22条の3	座席ベルト等	・ 座席ベルト非装着時警報装置の作動状態等
		第26条	非常口	・ 非常口開口警報装置作動状態等
		第31条	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装 警音器	・ 熱害警報装置作動状態等
		第43条	警音器	・ 音の大きさ、音色等
		第43条の2	非常信号用具	・ 備付け等
		第43条の3	警告反射板	・ 性能等
		第43条の4	停止表示器材	・ 性能等
		第43条の5	盗難発生警報装置	・ 性能等
		第43条の6	車線逸脱警報装置	・ 性能等
		第43条の7	車両接近通報装置	・ 性能等
		第43条の8	事故自動緊急通報装置	・ 性能等
		第43条の9	側方衝突警報装置	・ 性能等
		第43条の10	車両後退通報装置	・ 取付位置、音の大きさ、音色等
		第49条	緊急自動車	・ サイレンの音量・取付状態
⑮	指示装置	第41条	方向指示器	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第41条の2	補助方向指示器	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第41条の3	非常点滅表示灯	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第41条の4	緊急制動表示灯	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
		第41条の5	後面衝突警告表示灯	・ 作動状況、色、光度、取付位置等
⑯	視野を確保する装置	第44条	後写鏡等	・ 傷、取付位置、直前直左右確認装置の取付状態等
		第44条の2	後退時車両直後確認装置	・ 取付状態、性能等
		第45条	窓拭器等	・ ブレードの機能、サンバイザー状態等
⑰	走行距離計その他の計器	第46条	速度計等	・ 作動状況、取付位置等
⑱	防火装置	第47条	消火器	・ 消火器の性能、取付位置等
⑲	内圧容器及びその附属装置	第47条の2	内圧容器及びその附属装置	・ 容器及び附則装置の状態等 (空気ブレーキ・自動ドア等に使用する圧縮ガスの容器)
⑳	自動運行装置	第48条	自動運行装置	・ 自動運行装置の機能、性能等
㉑	その他	第48条の2	運行記録計	・ 記録計の性能等
		第48条の3	速度表示装置	・ 表示装置の機能、取付位置等

6. 保安基準適合証の交付の可否等について

検査の種類						適合証の 交付	標章の 交付	限定適合証 の交付 ※ 5	適合証による現 車提示の省略		
						(可否)	(可否)	(可否)	(可否)		
新規・予備検査	新車					×	×	×	×		
	中古車	構造等が同一 ※ 1	下 （変更無し） 外	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○		
				貨物	小型で最大積載量1000 k g 以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○		
				特種	軽自動車のみ	○	×	○	○		
				上記以外		○	×	○	×		
			自家用 ↑↓ 事業用	乗車定員11人以上（乗合等）		×	×	×	×		
				乗車定員 11人未満 （上記以外）	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○	
					貨物	小型で最大積載量1000 k g 以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○	
					特種	軽自動車のみ	○	×	○	○	
					上記以外		○	×	○	×	
			貸渡 ↑↓ 自家用 事業用	乗用・二輪・軽自動車		○	×	○	○		
				貨物	小型で最大積載量1000 k g 以下かつ車体形状「バン」又は「三輪バン」のもの、又は軽自動車	○	×	○	○		
				特種	軽自動車のみ	○	×	○	○		
				乗合のみ	貸渡←→自家用のみ	×	×	○	×		
					貸渡←→事業用のみ	×	×	×	×		
				上記以外		×	×	○	×		
			構造等に変更 ※ 2					×	×	×	×
			継続検査 ※ 4					○	○	○	○
			構造等変更検査 ※ 4					×	×	×	×
			臨時検査					×	×	×	×

※1 道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一（自家用、事業用、貸渡の変更を除き）であること。なお、軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書により確認のこと。また、指定部品等を取付けた場合については「完成検査終了証及び一時抹消登録等がされた自動車へ自動車部品を装着した場合の取扱いについて」（令和7年12月・依命通達）により取扱うものとする。

※2 構造等が変更されている場合は、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が保安基準に適合する旨の証明をおこなうことはできない。

※3 中古新規検査、予備検査の適合証による現車提示の省略については、道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3の規定により、「乗用車（二輪含む）」、「軽自動車」、「小型貨物で最大積載量1トン以下かつバン型又は三輪バン」については現車提示の省略ができるが、「乗合等（乗車定員11人以上）」、「幼児専用車」、「三輪の小型自動車」、「特殊用途の普通自動車・小型自動車」、「大型特殊」は、現車提示の省略はできない。

※4 使用過程車への指定部品取り付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」（平成7年11月・依命通達）により取り扱う。

※5 限定適合証の交付については、道路運送車両法第94条の5の2の規定により、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車について、保安基準に適合しない部分を整備し、検査員が保安基準に適合すると証明した時に交付できる。

7.【整備工場コード】お知らせ

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

継続検査申請書 専用3号様式

①業務種別 ②手数料 ③有効期間 ④出張 ⑤処理 ⑥海外 ⑦制取解除 ⑧NOx-PM ⑨証明書指示

⑩自動車登録番号 ⑪車台番号 (自動車検査証の車台番号の右下4桁の数字等を記入) (記入例) AB3-1234567

⑫整備工場コード

⑬走行距離計表示値

運輸支局長殿

運輸支局コード

認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。

(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き

- ①新規検査(中古)
- ②予備検査(中古)
- ③継続検査



国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車(予備)検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。

また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

新規検査 変更登録 更正登録 予備検査 自動車予備検査証記入 所有者変更記録 申請書 第1号様式

①業務種別 ②手数料 ③有効期間 ④出張 ⑤処理 ⑥海外 ⑦制取解除 ⑧NOx-PM ⑨証明書指示

⑩自動車登録番号 ⑪車台番号 (自動車検査証の車台番号の右下4桁の数字等を記入) (記入例) AB3-1234567

⑫整備工場コード

⑬走行距離計表示値

運輸支局長殿

運輸支局コード

認証番号

(注1) 実際に受検した認証工場の認証番号を記載してください。

(注2) 指定工場の方が持ち込み車検を受けた場合は指定番号でなく、認証番号を記載してください。

対象手続き

- ①新規検査(中古)
- ②予備検査(中古)
- ③継続検査



国土交通省

※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

8. 重量税額照会システムのお知らせ

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

google、yahoo、等で次回自動車重量税額照会サービスと検索
又は、URL「 <https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/> 」にアクセス。

国土交通省

次回自動車重量税額照会サービス

1 初めの方

よくあるご質問

利用規約

ご利用上の注意

プライバシーポリシー

セキュリティ

お問い合わせ先

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■ お知らせ

2021/03/19 令和3年度税制改正対応時期について

【重要】2020/08/12 9月16日（水）メンテナンス作業のお知らせ

【重要】2019/07/18 9月30日（月）メンテナンス作業のお知らせ

2019/04/01 平成31年度税制改正対応のお知らせ

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
（ご利用可能時間 9:00～21:00）

2

照会画面へ

国土交通省

次回自動車重量税額照会サービス

初めの方

> ホーム > 次回

③ 車台番号を入力します。（アルファベットは大文字で入力をお願いいたします）
④ 「検査予定日」を入力します。カレンダーから入力もできます。
⑤ 「照会」をクリック。

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号（必須）

※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。

③

☐ 車台番号が英数字のみの場合
(半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド)

☐ 車台番号に漢字が含まれる場合
(選択) [] (半角数字)

2. 検査予定日（運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日）（任意）

④

カレンダー

5 照会

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力 > 次回自動車重量税額照会結果

自動車重量税額の照会結果を示します。

車台番号（全桁）	⑥	ABC-12345
検査予定日	⑦	2021/06/30
有効期間年数		2年

- ・車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- ・検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。
- ・検査予定日に未入力と記載された場合は、車検証の有効期間満了日または照会日を検査予定日として算出しています。

自動車重量税額（円）	⑧	15,000
------------	---	--------

- ⑥車台番号は、自動車検査証等の車台番号と一致していることをご確認ください。
- ⑦検査予定日は、運輸支局等での登録・検査申請受付可能日であることをご確認ください。
- ⑧重量税額が表示されます。

戻る

ご利用について

- ・軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- ・土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。（年末年始、メンテナンス時除く）
- ・当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- ・当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。



国土交通省
九州運輸局

9. 自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて

1. 自動車検査証の記載事項の変更の取扱い

車両法第67条第1項に規定する「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当するかどうかの判断及び指定規則第7条第2項に規定する「当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の3各号（第3号から第5号まで、第16号、第20号、第21号を除く。）に掲げる事項について事実と相違がある」との判断のうち、施行規則第35条の3第8号（長さ、幅及び高さ）、第14号の2（けん引自動車にあっては、けん引重量）、第17号（最大積載量に限る。）、第18号（車両重量及び車両総重量）及び第19号（空車状態における軸重）に係るものについては、以下により行うものとする。

（1）用語

1. に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付け方法のものをいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（以下「指定部品」という。）をいう。
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

主な指定部品の例

機能的部品	アクセサリ的部品
身体障害者用操作装置	ルーフ・ラック、キャリア
エア・バッグ	エア・スポイラ、エア・ダム
けん引用トレーラーヒッチ	グリル・ガード、ドア・プロテクタ
ショックアブソーバ	オーディオ類、ナビゲーションシステム
マフラー、排気管	アンテナ、ラダー、トウバー 等
タイヤ、タイヤ・ホイール 等	

- (2) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第1項第8号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第1項第8号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅又は高さが自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

項 目	範 囲
長さ	± 3 c m
幅	± 2 c m
高さ	± 4 c m

- (3) 次の各号の一に該当する場合には、車両法第67条第1項の適用については施行規則第35条の3第1項第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととし、指定規則第7条第2項の適用については事実と相違があるときに該当しないものとする。

ただし、施行規則第35条の3第1項第14号の2、第17号（最大積載量に限る。）、第18号及び第19号に係る自動車検査証の記載事項以外に変更があり、構造等変更検査を命ずる場合には、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して次表の範囲内に含まれる場合

種 別	範 囲
検査対象外軽自動車、小型自動車	± 5 0 k g
普通自動車、大型特殊自動車	± 1 0 0 k g

10. 完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

国 自 整 第 181 号
令和 7 年 12 月 12 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）

近年、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 7 条の新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は法第 59 条の新規検査。以下同じ。）及び法第 71 条の予備検査（以下「新規登録等」という。）における負担の一層の軽減を図るため、法第 75 条第 4 項における完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含むものとする。以下同じ。）した自動車の取扱い又は法第 16 条の一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証の返納。以下「一時抹消登録等」という。）後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する法第 94 条の 5 第 5 項の保安基準適合証の取扱いを保安上後退することがない範囲で見直し、令和 8 年 1 月 1 日以降は下記によることとしたので了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取扱われたい。関係団体には別紙のとおり通知していることを申し添える。

また、この取扱いの実施に伴い、使用の過程にある自動車における道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）別表第 2 に規定する新規検査及び予備検査並びに指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「指定規則」という。）別表第 2 に規定する構造に関する検査において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が当該登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（以下「登録識別情報等通知書等」という。）の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査する場合にあっても、下記に準じた取扱いとするので併せて了知されたい。

なお、自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）への適合性の判断に当たっては、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していること

が必要であること、及び、自動車部品を装着したことにより自動車の構造・装置が保安基準に適合していない場合にあっては、新規登録後において、法第 54 条又は法第 54 条の 2 に基づく整備命令及び法第 94 条の 8 に基づく保安基準適合証の交付の停止等の対象となりうることを念のため申し添える。

記

1. 完成検査終了証及び保安基準適合証の取扱い

新規登録等の際に車両の提示に代えて提出される完成検査終了証及び一時抹消登録等を行った自動車に対し指定整備事業者が交付する保安基準適合証に係る取扱いについては、以下によるものとする。

(1) 記 1 に用いる用語の定義は次によるものとする。

- ① 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法をいう。
- ② 「固定的取付方法」とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の取付方法をいう。
- ③ 「恒久的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
- ④ 「指定部品」とは、ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成 7 年 11 月 16 日自技第 234 号、自整第 262 号）に示す指定部品をいう。（以下同じ。）
- ⑤ 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。

(2) 次の各号の一に該当する場合には、新規登録等を行う自動車に発行され譲渡された者の完成検査終了証を無効としない取扱いとともに、一時抹消登録等を行った自動車に対し構造等に関する事項に変更がないものとして指定整備事業者が保安基準適合証の交付を可能とする又は交付された保安基準適合証を無効としないものとする。ただし、施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項に規定する基準の対象装置の改造や変更を行った場合における完成検査終了証の取扱いについては、この限りでない。

- ① 簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合
- ② 指定部品を固定的取付方法により装着した場合
- ③ 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅及び高さ並びに車両重量が、完成検査終了証又は登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、次表の種別に応じ

て適用される項目ごとのいずれの範囲内にも含まれる場合

項目	範囲	種別
長さ	±3cm	検査対象軽自動車、小型自動車、 普通自動車、大型特殊自動車
幅	±2cm	
高さ	±4cm	
車両重量	±50kg	検査対象軽自動車、小型自動車
	±100kg	普通自動車、大型特殊自動車

2. 一時抹消登録等を行った自動車の新規検査等における審査結果の通知の取扱い
- (1) 自動車技術総合機構は、一時抹消登録等を行った自動車の新規検査又は予備検査（以下「新規検査等」という。）の際、1. (2)①から③までの各号の一に該当する場合には、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値と構造等に変更がないものと取扱って差し支えない。なお、現車審査時においては、自動車技術総合機構の審査担当職員は、提示された登録識別情報等通知書等に記載されている値に対して、変更を行う旨の意思を受検者より申告された場合は従前のおり諸元の計測を行うこと。
- (2) 軽自動車検査協会が行う検査対象軽自動車の新規検査等の場合であっても、(1) の取扱いに準ずることとする。

附則〔令和7年12月12日付け国自整第181号〕

本規定は、令和8年1月1日から適用する。

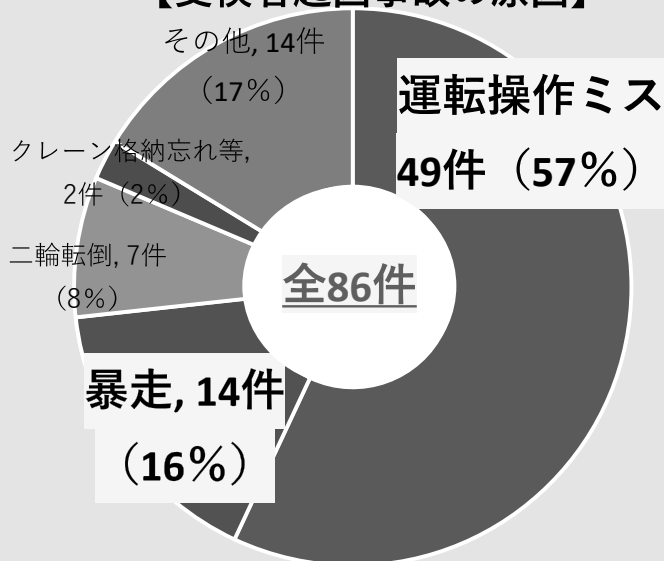
自動車技術総合機構からのお願い

受検者の皆様へ

運転操作ミスや暴走による 事故の防止に ご協力をお願いします！！

令和7年度、車検場検査コース内での「運転操作ミス」や「暴走」など、受検者の方に起因する事故が86件発生しました。

【受検者起因事故の原因】



「運転操作ミス」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

「暴走」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

「運転操作ミス」が受検者起因事故の半数以上を占めています。テストへの乗り入れ前に車両がコース中央にあるか確認し、慎重に運転してください。

また、「暴走」による事故の被害は甚大※になる傾向があり、破損した検査機器の修理費用をご負担いただくこととなります。 ※ヘッドライトテストの場合1千万円超

慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！
降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！

＜運転者の操作ミスによる事故事例＞

検査コースへ後退して入場しようとしたところ外壁及びシャッターへ衝突。
(事故発生原因)外壁等と車両の距離を確認していなかった。

【受検者負担】外壁、シャッター修繕費用

シャッターレール損傷



下回りピットを通過しようとしたところ、左側車輪が前後ともに脱輪。
(事故発生原因)右側に寄っていたにもかかわらず、確認せず前進した。

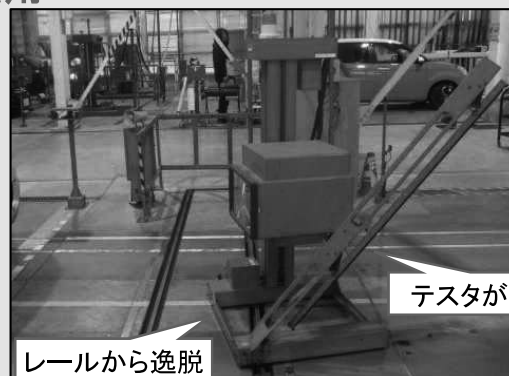


進入時点で右寄り



ヘッドライト検査中にも関わらず前進し、ヘッドライトテスト台へ衝突した。
(事故発生原因)窓から乗り出して床のラインだけを見ており、前方を見ていなかった。

【受検者負担】ヘッドライトテスト台修理費用



<暴走による事故事例>

スピード申告スイッチを取ろうとDレンジのまま降車し、車両が発進。
無人のまま暴走し、コース前方の車両に衝突。

(事故発生原因)Dレンジのまま降車したことによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



進入時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。

(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



衝突後の状態



前進時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。

(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



マフラーから白煙(衝突後もアクセルを踏んでいる)

衝突後の状態



検査員の皆様の負担低減活動 ～保安基準適合性の判断事例について～

目次

1. 本資料の目的
2. 法規建付けの確認
3. 保安基準適合性の主な判断フロー
4. 事例A
5. 事例B

1. 本資料の目的



2. 法規建付けの確認

<指定自動車整備事業者(指定工場)が行う検査に係る主な法令と関係性>

道路運送車両法(法律) 登録、検査、整備、安全性、環境保全などの基本ルール

— 道路運送車両の保安基準(省令) 法律に基づき、自動車が満たすべき技術的な安全・環境基準
— 保安基準の細目告示(告示)

— 指定自動車整備事業規則(省令)

指定工場が、保安基準に適合する点検整備・検査を行うための体制、設備、手順、記録、管理等の規則

自動車整備事業の取扱い及び指導要領(依命通達)

法律・省令等を現場でどのように運用、指導するのかを具体的に示した行政通達

審査事務規程(NALTEC規程)

自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うため、審査の実施方法に関する事項等を定めたもの

指定工場の自動車検査員は、「審査事務規程」に定める審査方法により、
「指定自動車整備事業規則」に定めた検査を実施し、「保安基準」の適合性を判断する
＝適合性の判断は、該当する装置の**保安基準**や**審査事務規程**を読み解き判断する

2. 法規建付けの確認

■ 公道で自動車を走らせる場合・・・

- ・公道を走る殆どの自動車には道路運送車両法が適用され、この法律を守らなければならない
- ・自動車の検査もその法律で定めたルールのものであり、それらを守らなければ厳罰を受ける可能性もある

■ 道路運送車両法とは・・・

- ・自動車の登録、検査、点検整備、安全性、環境保全等の基本ルールを定める最上位の法律
- ・ここで定められた基本ルールを実施するために各基準や規則、通達等が定められている

<道路運送車両法で記されている事 全8章>

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 自動車の登録等(第4条～第39条)

第3章 道路運送車両の保安基準(第40条～第46条)

第4章 道路運送車両の点検及び整備(第47条～第57条の2)

第5章 道路運送車両の検査等(第58条～第76条)

第6章 自動車の整備事業(第77条～第96条)

第7章 雑則(第97条～第105条の2)

第8章 罰則(第106条～第113条)

2. 法規建付けの確認

■ 道路運送車両の保安基準とは・・・

- ・法律に基づき、自動車が満たすべき技術的な安全・環境基準
- ・保安基準には3つの節があり、対象車別に細かな基準が定められている(＝保安基準の細目告示)
 - 第1節:型式指定を受けた自動車(新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準)
 - 第2節:型式指定を受けてない自動車(改造、輸入車等)で新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準
 - 第3節:使用の過程にある自動車(改造等による変更がない)の保安基準

■ 自動車の検査とは・・・

- ・道路運送車両法によって定められた、国土交通大臣が行う検査
- ・自動車は、この検査を受けて有効な自動車検査証(車検証)の交付を受けなければ公道で走行ができない

■ 検査はどのように実施されるのか・・・

- ・実施の方法は、「新規検査」、「継続検査」等の検査の種別毎に定められている

■ 継続検査を実施する場合は・・・

- ・車検証の有効期間後も使用する場合は、現車を提示し(＝検査場へ持込み)、国土交通大臣の検査が必要
- ・検査の結果、保安基準に適合すると認められると新たに有効期限が更新される

2. 法規建付けの確認

■ 指定自動車整備事業とは・・・

- ・国が定める検査等の設備、および国が認めた自動車検査員を有する事業場（＝指定工場）
- ・国土交通大臣の行う検査の一部を代行し、保安基準適合証を交付することが出来る

■ 保安基準適合証とは・・・

- ・指定工場が国が定めた基準により点検・整備し、検査員が保安基準に適合すると認めた時に交付する
- ・国へ適合証を提出することで、継続検査時に必要な“現車の提示”に代えることが可能（検査場への持込不要）

■ 指定工場での検査の基準や実施方法は・・・

- ・検査員は指定自動車整備事業規則で定めた検査を「独立行政法人 自動車技術総合機構（自動車機構）」が定める審査事務規程に準じて実施することとされてる

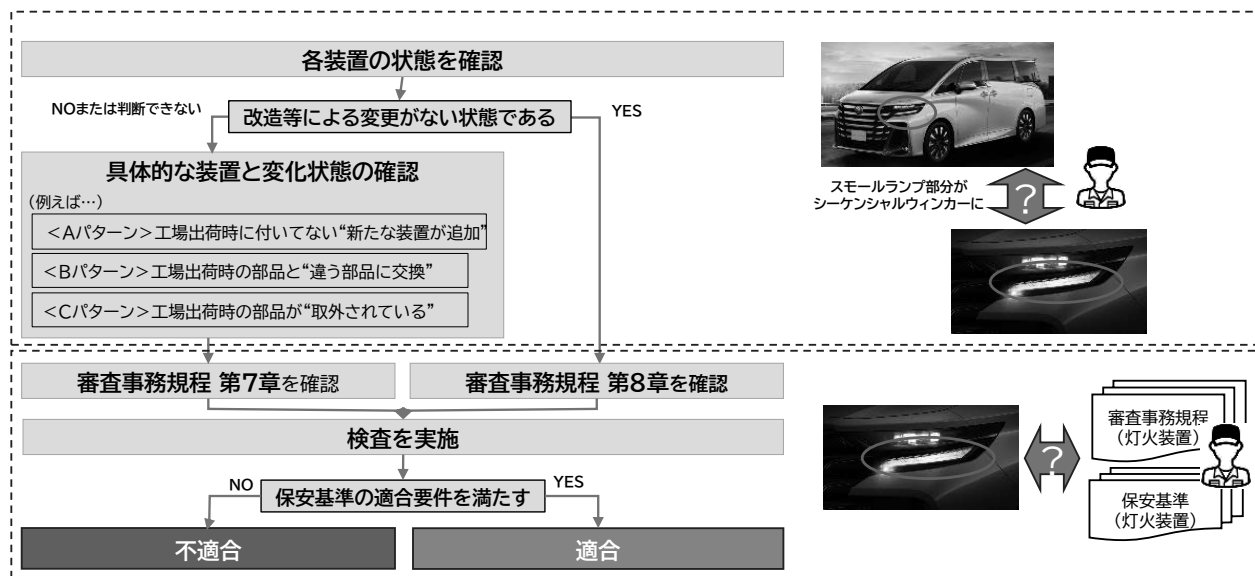
■ 審査事務規程とは・・・

- ・自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うため、審査の実施方法に関する事項等を定めたもの
- ・使用過程車の改造等による変更が“ない”装置の検査は第8章に基づいて行う
- ・使用過程車の改造等による変更が“ある”装置の検査は第7章に基づいて行う

3. 保安基準適合性の主な判断フロー

検査員は車両の**具体的な変化状態等**を見極め、（改造等による変更がない状態であるか）該当する装置の審査事務規程や保安基準の内容から適合性を判断する必要があります

<ご参考：判断フロー例>



4. 事例A(1)前提条件



項目		内容
①	参考 題材 車種	題材a.ダイハツ ムーヴカスタム LA175S 題材b.ダイハツ タントカスタム LA650S
②	変更点	純正後部反射器から、社外の LED付後部反射器に交換されている
③	状況	LEDは尾灯 / 制動灯と連動して点灯

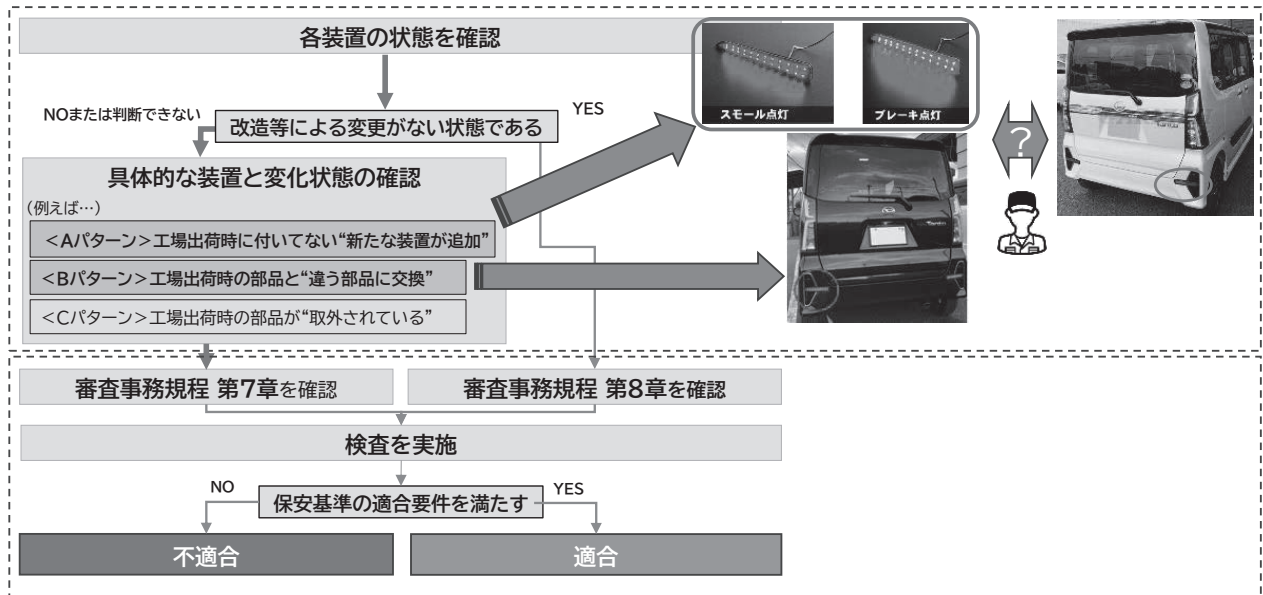
4. 事例A(2)着眼点

一つの部品に対して、複数の役割をしていることを確認しながら法規適合判断する
 ↳ 一つの部品で一つの役割ではないことに注意



4. 事例A(2)着眼点

<LED付後部反射器>



4. 事例A(3)確認箇所

確認必要項目		法規適応確認箇所	
①	<Bパターン>工場出荷時の部品と“違う部品に交換” 後部反射器	審査事務規程 7-85	
②	灯火を確認する際には先ずはここから その他灯火等の制限	//	7-96
③	尾灯 <Aパターン>工場出荷時に付いてない“新たな装置が追加”	//	7-81
④	制動灯	//	7-88

4. 事例A(4)法規適合判断、考察

後部反射器としての要件(研修用として一部抜粋)		判断	審査事務規程
反射光の色	赤色	○	7-85-2 性能要件
面積	10cm ² 以上	○	
取付位置	・最外縁は自動車の最外側から400mm以内 ・反射部の上縁高さ1.5m以内、下縁高さ0.25m以上(H18.1.1～)	○	7-85-3 取付要件
見通し範囲	・水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30°の平面及び後部反射器の外側方向 30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取付けられていること。	○	7-85-3 取付要件、見直し要件

題材a.ムーヴ



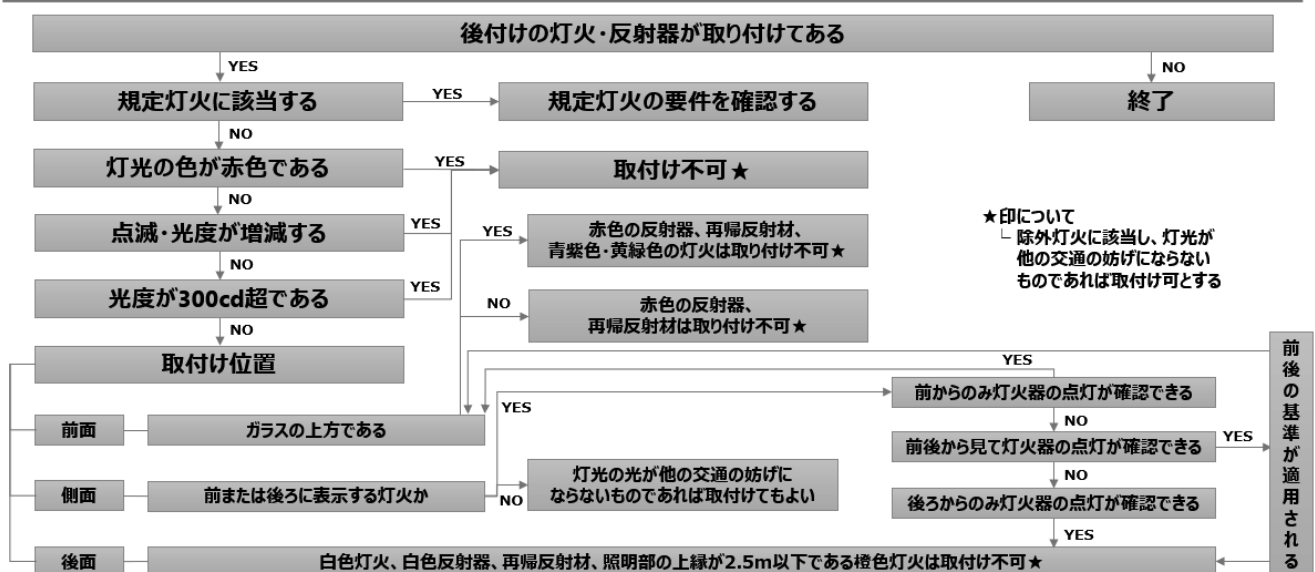
題材b.タント



下縁高さ:32cm 下縁高さ:46cm

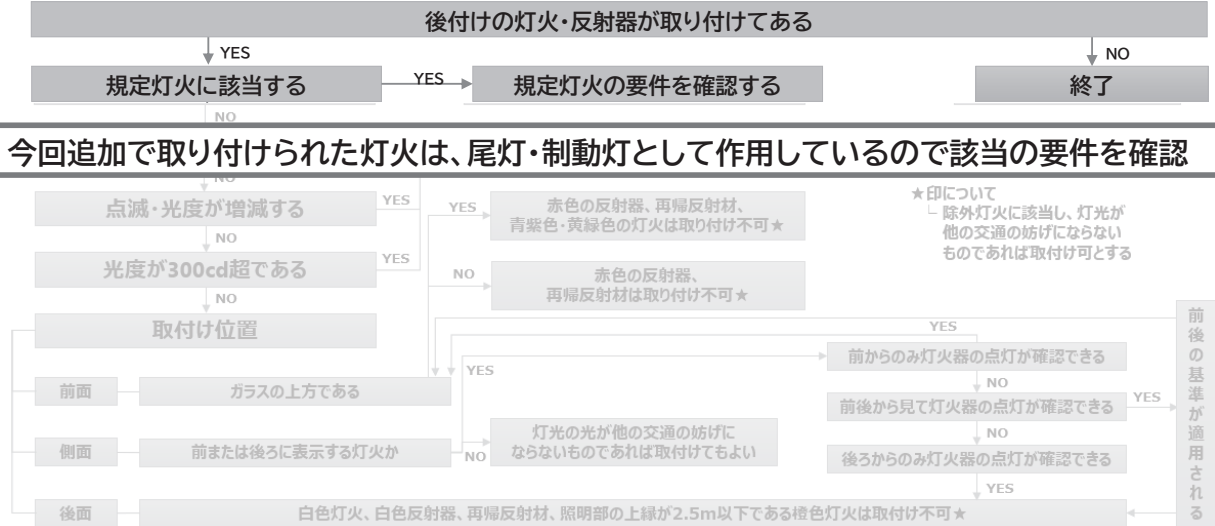
4. 事例A(4)法規適合判断、考察

その他灯火等の制限 判断フローチャート



4. 事例A(4)法規適合判断、考察

その他灯火等の制限 判断フローチャート



4. 事例A(4)法規適合判断、考察

制動灯としての要件(研修用として一部抜粋)		判断	審査事務規程
反射光の色	・赤色	○	7-88-2, 7-88-3
明るさ	・尾灯または後部上側端灯と兼用のものは尾灯のみまたは後部上側端灯のみを点灯したときの光度の5倍以上 ・15W以上60W以下(H18.1.1～)	○	
面積	・20cm ² 以上	○	
取付け位置	・最外縁は自動車の最外側から400mm以内 ・照明部の上縁高さ2.1m以内、下縁高さ0.35m以上(H18.1.1～)	題材a.ムーヴ:× 題材b.タント:○	
見通し範囲	制動灯の照明部は、自動車の後方の次の範囲において、全ての位置から見通すことができるものであること ・制動灯の中心を含む水平面より上方15°と下方15° ・制動灯の中心を含む鉛直面より内側方向45°と外側方向45°	○	

題材a.ムーヴ

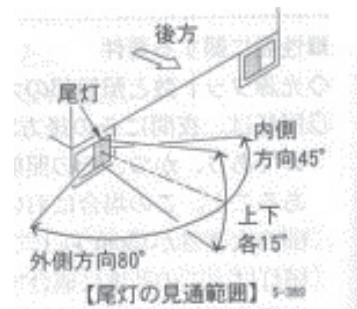


下縁高さ:32cm

題材b.タント



下縁高さ:46cm



4. 事例A(4)法規適合判断、考察

制動灯としての要件(研修用として一部抜粋)		判断	審査事務規程
反射光の色	・赤色	○	7-88-2, 7-88-3
明るさ	・5W以上30W以下(H18.1.1～)	○	
面積	・15cm ² 以上	○	
取付位置	・最外縁は自動車の最外側から400mm以内 ・照明部の上縁高さ2.1m以内、下縁高さ0.35m以上(H18.1.1～)	題材a.ムーヴ:× 題材b.タント:○	
見通し範囲	尾灯の照明部は、自動車の後方の次の範囲において、 全ての位置から見通すことができるものであること ・尾灯の中心を含む水平面より上方15°と下方15° ・尾灯の中心を含む鉛直面より内側方向45°と外側方向80°	○	

題材a.ムーヴ

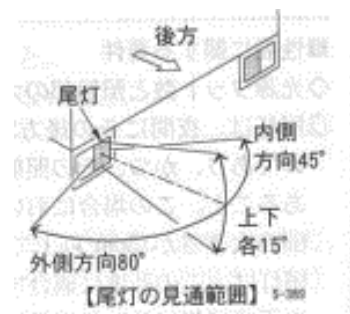


下縁高さ:32cm

題材b.タント



下縁高さ:46cm



4. 事例A(4)法規適合判断、考察

確認必要項目		法規適合判断
①	後部反射器	○
②	その他灯火等の制限	本事例は規定の灯火に該当 (本事例は「その他灯火等」に該当しない)
③	尾灯	題材a.ムーヴ:× 題材b.タント:○
④	制動灯	題材a.ムーヴ:× 題材b.タント:○

- ・題材a.ムーヴは尾灯、制動灯の高さの要件が満たせていないため不適合
- ・題材b.タントは後部反射器、尾灯、制動灯の要件を満たしているため適合

5. 事例B(1)前提条件



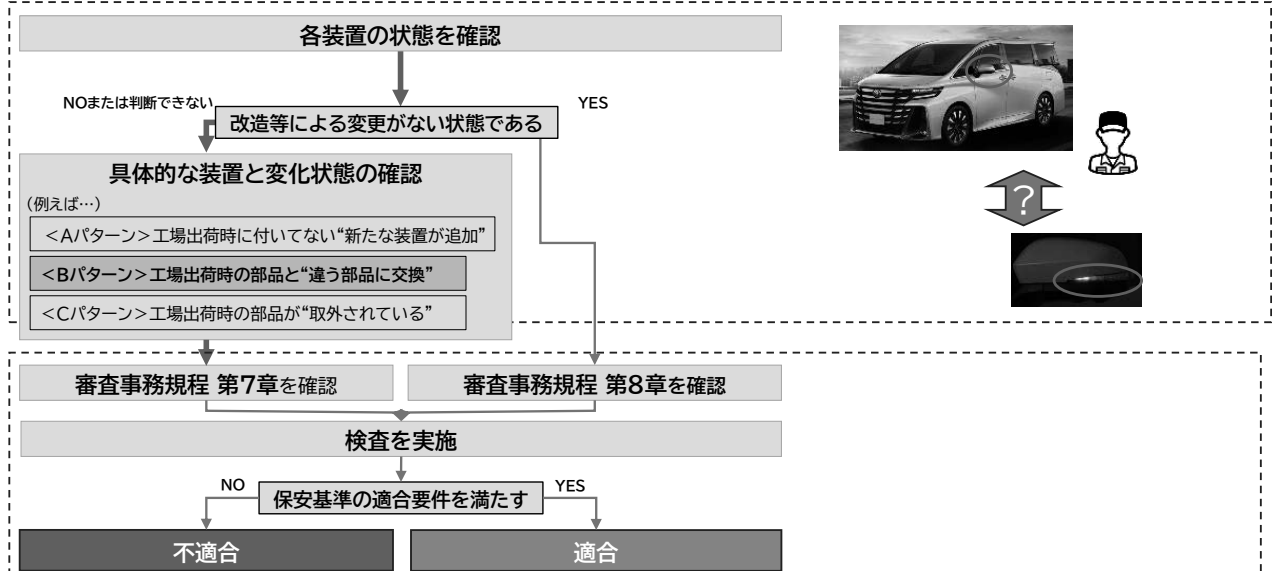
項目		内容
①	参考 題材 車種	題材a:トヨタ ヴェルファイア 40系 題材b:トヨタ ハイエース 200系
②	変更点	a.純正で側方方向指示器がドアミラーウィンカーに 付いた状態から、社外のシーケンシャルウィンカーに交換されている b.純正ではドアミラーにウィンカーが付いていない状態から、社外の連鎖式点灯ウィンカーが取り付けられている
③	状況	2台とも、灯光の色・光源のW数・取付位置・個数制限・点滅周期はOK。 問題はドアミラーへのシーケンシャルウィンカー取付けの可否

5. 事例B(2)着眼点

題材a.ヴェルファイアの場合	題材b.ハイエースの場合
前後側面に方向指示器があるパターン	前面方向指示器が側面方向指示器を兼ねているパターン

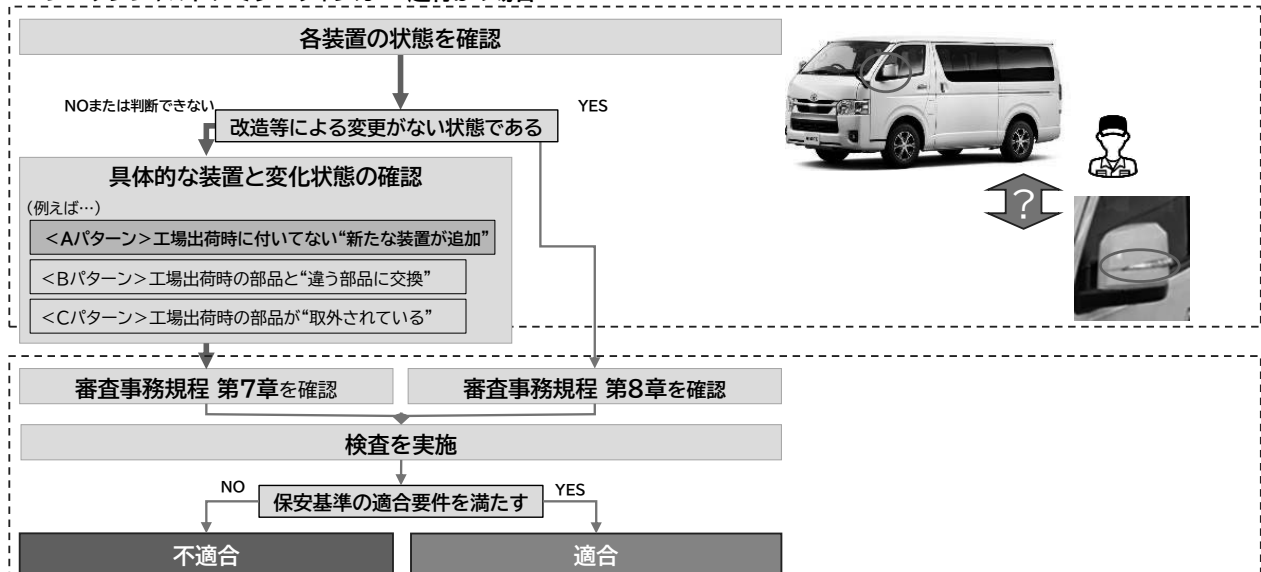
5. 事例B(2)着眼点

<シーケンシャルドアミラーウィンカー:題材aの場合>



5. 事例B(2)着眼点

<シーケンシャルドアミラーウィンカー:題材bの場合>

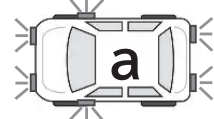


5. 事例B(3)確認箇所

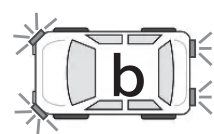
確認必要項目		法規適応確認箇所	審査事務規程
①	方向指示器	審査事務規程 第1章 総則 1-3 用語の定義(連鎖式点灯)	総則

- ・連鎖式点灯方向指示器は側面方向指示器としては使用できない
- ・側面方向指示器には後方からの見通し要件がある
- ・すべての方向指示器の点滅は同期していなければならない

題材a.ヴェルファイアの場合



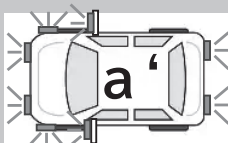
題材b.ハイエースの場合



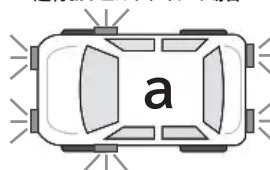
5. 事例B(4)法規適合判断、考察

方向指示器の制限としての要件(研修用として一部抜粋)		法規適合判断
題材a. ヴェルファイア	ドアミラーウィンカーが側面方向指示器としての役割を担っている →シーケンシャルウィンカーを側面方向指示器としては使えない	×
題材b. ハイエース	前面方向指示器が側面方向指示器の役割を担っている →シーケンシャルウィンカーを補助方向指示器としてつかえる	○

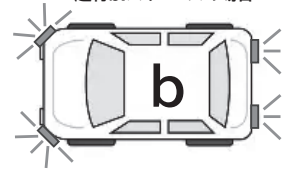
純正がフロントフェンダーに側面方向指示器が付いている車両には、補助方向指示器としてドアミラーにシーケンシャルウィンカーの取付けが可能



題材a.ヴェルファイアの場合



題材b.ハイエースの場合

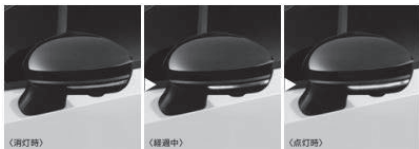


5. 事例B(4)法規適合判断、考察(ご参考)

一部、ドアミラーにシーケンシャルウィンカーを補助方向指示器として採用しているディーラーオプションあり



【日産】



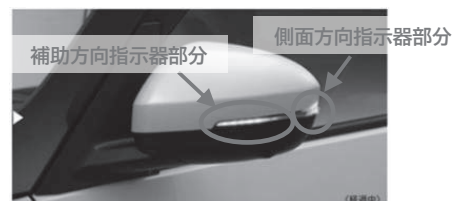
アリア ノート ルークス セレナ
エクストレイル 等

【三菱】



デリカミニ ekクロス 等

側面方向指示器と補助方向指示器(連鎖式点灯)
2つの役割をすることで法規適合



当該資料に関するご意見アンケート

・このアンケートは、研修会で使用された当該資料に関するご意見を集め、今後の資料作成・改善に役立てることを目的としています。率直な感想やご要望をお聞かせください。

研修会資料に関するご意見アンケート



・アンケート回答URL

<https://forms.office.com/r/AP01bdJMSK>

